

年史刊行會 本郷區元町二ノ七七(小石川四八〇四)
根布海事事務所 新潟市緑町税關構内

(ノ)

野ばら社 瀧野川區西ヶ原町六八(王子二五一)
能樂會 麴町區山下町一ノ一(銀座二七六〇)
能樂書院 赤坂區新町五ノ三四
農業と水産社 芝區兼房町八
農江協會 麴町區飯田町三ノ一〇
農事電化協會 麴町區有樂町一ノ三(芝區八雲町内)
農村文化協會 京橋區銀座西七ノ五(銀座四三〇〇)
農民作家同盟 牛込區上宮比町三
農民自治文化聯盟 杉並區成宗一ノ一一三

(ハ)

パイロット社 神田區錦町三ノ五(神田三二二)
俳句と添削社 本所區向島請地町一
俳句書堂 麴町區丸ノ内(三ノ二二號一階)
培風館 神田區錦町三ノ一七(神田三七七四)
萩原文館 神田區表猿樂町二〇(神田三〇三八)
白永社 麴町區飯田町二ノ五〇(九段二七一五)

白星社 麴町區富士見町二ノ二五
白鳳社 神田區今川小路一ノ三(九段二四五一)
白日社 目黒區自由ヶ丘(高輪三六六)
白帝社 淀橋區西大久保三ノ一二八
白眉社 下谷區谷中初音町四ノ二六
白出東社 牛込區原町三ノ五七
白揚版社 京橋區西八丁堀一ノ四(京橋二二七八)
白林社 目黒區下目黒二ノ四六八
柏葉書房 本郷區駒込林町一七五
博英社 牛込區新小川町二ノ四
博進堂 豐島區巢鴨一ノ一四(大塚二二〇二)
博文堂 下谷區坂本町三ノ三五
博東支店 神田區小川町一〇(神田一六〇〇)
博報社 日本橋區本町三ノ九(日本橋一三〇二)
博報社 本郷區東片町一四六(小石川三六四)
博報社 神田區三崎町二ノ一(九段一五四五)
博報社 神田區通神保町七
博報社 神田區錦町(神田四〇〇〇)
博報社 神奈川縣足柄下郡元箱根村
箱根合社 本郷區駒込神明町二〇
箱根合社 本郷區駒込追分町八一
箱根合社 世田ヶ谷區羽根木町一六九五
箱根合社 目黒區洗足一二九七

濱田家 杉並區天沼三ノ六四九
羽澤文庫 澁谷區若木町一
林茂光藏雀研究所 四谷區舟町五〇
原田學園 大分縣中津市枝町一七〇一
春川會 本郷區駒込林町四八 望月方
半狂社 本郷區龍岡町一五(小石川三二六五)
汎人堂 牛込區早稲田南町五一(牛込三五八九)
判例調査所 名古屋市中區關前町二
番巻堂 麴町區下二番町七〇(丸ノ内三九八〇)
番里書房 神田區江川町八(浪花三七五七)
萬葉閣 日本橋區吳服橋三ノ七(東京建物ビル三階)
萬葉閣 神田區表神保町三

(ヒ)

ビクター出版社 日本橋區本町二(日本橋三六九六)
一三堂 牛込區若松町一五〇(牛込二六一六)
日九堂 神田區今川小路一ノ三
日比評論社 麴町區丸ノ内二ノ一二(丸ノ内二五九二)
日吉本店 瀧野川區田端町四三
日吉本堂 淺草區茅町一ノ一二(淺草四七六六)
非吉堂 淺草區瓦町二四(淺草四九三二)
美術研究會 小石川區表町一〇九
美術工藝會 小石川區戸崎町三
美術工藝會 神田區美土代町一ノ四四(神田一九四六)

(フ)

美術新論社 豐島區巢鴨三ノ二六
美の書房 豐島區雜司ヶ谷七ノ九七四
白現社 神田區今川小路一ノ五
表全療社 麴町區中六番町二五
病野書院 京都市一條衣笠園後藤方
平岡伴 淀橋區上落合二ノ七八六
平岡伴 本郷區本郷四ノ一七(小石川八〇七四)
弘岡家 富山市外永樂町一〇
弘岡家 山口縣豐浦郡豐田下村三〇二番屋敷

富文社 麻布區飯倉町三ノ二五
富文社 小石川區白山御殿町三五
舞臺社 杉並區阿佐ヶ谷三ノ二八九
武俠社 芝區南佐久間町二ノ一〇(芝一三五)
武陽社 小石川區原町一三五
武陽社 日本橋區通三ノ七(日本橋二四五)
武陽社 赤坂區青山南町一ノ二二
風俗資料刊行會 澁谷區八幡通一ノ一〇
福永書局 京橋區銀座八ノ一(銀座一六九九)
藤井書局 神田區駿河臺三ノ九(神田四四六八)
藤井書局 神田區西區御橋三ノ九(神田三〇二二)
佛語研究會 神田區一ツ橋通町 教育會館内
佛藝社 神田區表神保町一
佛藝社 牛込區新小川町一ノ五(牛込六〇五八)
古出書版 宇治山田市大字豊川町七一
古川書版 日本橋區通三ノ一
古川書版 神田區駿河臺三ノ六(神田六六〇)
英英書局 中野區上高田一ノ二七四
英英書局 本郷區駒込林町一〇九
英英書局 大阪府西區靱下通二ノ三二
英英書局 日本橋區通三ノ五ノ二(日本橋一六七)
英英書局 麴町區永田町二ノ三〇
英英書局 豐島區長崎町二ノ九六六
英英書局 芝區櫻田太左衛門町七

文化化學會出版部 大阪市西區京町堀上通二ノ三二二
文化化學會出版部 小石川區小日向臺町三ノ九(小石川七九一七)
文化化學會出版部 本郷區向ヶ岡彌生町三(小石川二一八)
文化化學會出版部 京橋區銀座西八(銀座二〇五五)
文化化學會出版部 本郷區元町一ノ五(小石川五九〇)
文化化學會出版部 麴町區飯田町二ノ六八(九段一四五二)
文化化學會出版部 神田區美土代町二ノ一
文化化學會出版部 牛込區津久戸町九(牛込二四七二)
文化化學會出版部 杉並區上荻窪町三一八
文化化學會出版部 大阪市東區桑屋町二ノ一三
文化化學會出版部 大阪市南區鹽町四ノ三八
文化化學會出版部 赤坂區青山南町五ノ六七
文化化學會出版部 本郷區本郷一ノ六(小石川四八〇)
文化化學會出版部 澁谷區伊達町七六(高輪七七五)
文化化學會出版部 神田區一ツ橋通町二〇(九段二三四三)
文化化學會出版部 下谷區御徒町一ノ一二
文化化學會出版部 神田區淡路町一ノ一(神田四二二三)
文化化學會出版部 牛込區新小川町二ノ四
文化化學會出版部 澁谷區代々木上原町三(中野三九)
文化化學會出版部 日本橋區室町一ノ一二(日本橋二八〇五)
文化化學會出版部 品川區大井庚塚町四九二八(大森一七五)
文化化學會出版部 豐島區駒込六ノ七九
文化化學會出版部 日本橋區大傳馬町二
文化化學會出版部 京都市下長者町油小路西入組巴町二二
文化化學會出版部 神田區錦町一ノ一(神田三七八)

原弘堂 日本橋區通三ノ一ノ六(日本橋四五一九)
原弘堂 小石川區宮下町一七
原弘堂 神田區猿樂町三ノ一
原弘堂 四谷區本村町二七(四谷五六三四)
原弘堂 本郷區本郷西町二(小石川一三四七)
原弘堂 淺草區南元町二八(淺草二八二一)
原弘堂 牛込區納戸町一二(牛込三九一九)
原弘堂 神田區錦町一ノ一九(神田三五九三)
原弘堂 本郷區眞砂町一五
原弘堂 神田區錦町一ノ一九(神田二八二七)
原弘堂 本郷區元町二ノ三九
原弘堂 麴町區下六番町五〇(九段一八三七)
原弘堂 大阪府西區靱北通三ノ三三
原弘堂 四谷區南伊賀町七一
原弘堂 本郷區本郷六ノ二
原弘堂 大阪市南區鹽町四ノ四六
原弘堂 神戸市北長狭通一ノ一八九
原弘堂 神田區表神保町二
原弘堂 本郷區森川町一
原弘堂 牛込區市ヶ谷左内町一(牛込五三〇)
原弘堂 神田區南乘物町八(浪花五二五二)
原弘堂 神田區表猿樂町二三(神田二五七二)
原弘堂 東京府日暮里町八ノ五(下谷一九五二)
原弘堂 京都市西區高麗橋北入
原弘堂 神田區表神保町一〇

展潮書院 四谷區忍町二〇(四谷三六五九)
展潮書院 兵庫縣多可郡松井莊村松延山莊
展潮書院 麴町區飯田町六ノ二一(九段二七三三)
展潮書院 本郷區本郷四ノ四(小石川一三三六)
展潮書院 神田區錦町一ノ二(神田九五二)
展潮書院 小石川區水道端町二ノ一〇(小石川三八二二)
展潮書院 牛込區早稻田町三四(牛込三五四二)
展潮書院 本郷區駒込林町二二七
展潮書院 杉並區堀ノ内一ノ二一六(中野三二八五)
展潮書院 京都市千本通一條上ル
展潮書院 大阪市東區淡路町三ノ三九
展潮書院 牛込區西五軒町四一(牛込四三六〇)
展潮書院 神田區錦町一ノ九(神田三〇二一)
展潮書院 神田區表神保町二(神田一五二〇)
展潮書院 日本橋區龜島町一ノ三八
展潮書院 京橋區銀座西一ノ七(京橋六六八五)
平和協會出版部 澁谷區幡ヶ谷中町一五三六
平和協會出版部 丸下社 麴町區内幸町一ノ四(銀座三六七八)
平和協會出版部 寺下社 京都市中區東洞院三條上ル
平和協會出版部 原社 京橋區木挽町八、四(八洲ビル(銀座二二三八)
平和協會出版部 凡路社 豐島區池袋二ノ一〇〇八(大塚一六五二)
平和協會出版部 平和協 日本橋區吳服橋三ノ五(高輪七七五)
平和協會出版部 平和協 澁谷區幡ヶ谷中町一五三六

丙午出版社 小石川區原町六(小石川二二八)
 兵事雜誌社 赤坂區表町二ノ一
 兵書出版社 赤坂區青山南町二ノ五四
 兵用圖書株式會社 麴町區隼町三(九段四一九)
 兵林堂 麴町區元園町一ノ七(九段二五二五)
 米屋山 牛込區富久町八四(四谷三四六一)
 紅屋山 豐島區堀之内町一四五
 廣瀨經濟研究所 中野區上町一
 標準教科書出版協會 神田區表神保町三
 便利堂 京都市新町通竹屋町南入

(木)

ホケツト講談社 豐島區目白町二ノ一五三〇
 保實社 神田區錦町三ノ一(神田三一九二)
 保全社 芝區櫻田和泉町 櫻田相五ビル内
 邦來堂 名古屋市千種池田二三〇
 邦光堂 麴町區富士見町六ノ一〇
 邦文堂 小石川區音羽町四ノ二(牛込三九八七)
 邦文堂 神田區三崎町二ノ一
 邦文堂 麻布區斧町一八〇
 邦文堂 京都市左京區永觀堂町九
 邦文堂 日本橋區住吉町二〇(浪花一七一〇)
 邦文堂 本郷區駒込西片町一〇
 邦文堂 麴町區西日比谷町一(銀座四三二〇)

法曹閣書院 神田區今川小路二ノ一七
 法藏院 京都市東六條中珠數屋町
 法新報社 日本橋區本銀町四ノ九(日本橋五一七)
 法新報社 麴町區有樂町一ノ一(丸ノ内七七〇)
 法新報社 神田區小川町五三(神田二七二二)
 法新報社 千葉縣市川町平田一七二
 法新報社 京橋區銀座西二ノ五(京橋六五八五)
 法新報社 神田區柳原町一(浪花五八七九)
 法新報社 神田區表神保町八(神田八九一)
 法新報社 神田區表猿樂町二
 法新報社 大森區馬込町一三三八 中野區直信方
 法新報社 神田區駿河臺三ノ九
 法新報社 本郷區新花町九七(小石川二五七二)
 法新報社 杉並區馬橋一ノ三九
 法新報社 麴町區飯田町三ノ一〇
 法新報社 芝區三田功運町六(高輪二三三七)
 法新報社 神田區錦町三ノ二五(神田二四五四)
 法新報社 神田區三崎町三ノ四四
 法新報社 神田區今川小路二ノ五(九段三三三七)
 法新報社 日本橋區本銀町二ノ二(日本橋二六二六)
 法新報社 澁谷區代々木富ヶ谷町一四六六
 法新報社 大阪府下南海線羽衣驛前
 法新報社 神田區駿河臺三ノ九(神田一七三〇)
 法新報社 札幌市南二條西三丁目

北狄星堂 神田區錦町三ノ七(神田一四二九)
 北文堂 大連市伊勢町一〇七
 北文堂 澁谷區戸塚町一ノ四六二(牛込三五八二)
 北文堂 京橋區銀座西五ノ五(銀座一七八八)
 北文堂 豐島區西巢鴨四ノ二四五
 北文堂 澁谷區千駄ヶ谷三ノ五四九
 北文堂 京都市上京區丸太町堀川西入
 北文堂 名古屋區西區玉屋町
 北文堂 本郷區湯島兩門町一五
 北文堂 本所區太平町一ノ一五 法恩寺内
 北文堂 本郷區東片町一〇(小石川三四三八)
 北文堂 本溪湖煤鐵有限公司 南滿洲本溪湖

(マ)

マネジメント社 四谷區新宿町一(武石トビル内)
 マーメ書房 麴町區三番町六五
 眞鳥書家 麻布區霞町二二
 前田文進堂 大阪府西區鹽町四ノ四六
 松崎書店 神田區表神保町三(神田一九三二)
 松屋啓明堂 大阪府南區竹屋町一
 松延書院 兵庫縣多可郡松井庄町 松延山莊
 丸岡廣文堂 神田區通神保町五(神田九一七)
 丸善株式會社 日本橋區通二ノ六(日本橋二二二)
 丸善好文館 澁谷區角筈一ノ七三五

(ニ)

丸山舎 京橋區銀座西一ノ三 實業ビル内
 萬朝報出版部 京都市區銀座西二ノ三(京橋二二二)
 萬朝報出版部 京橋區弓町二(銀座五二〇〇)
 萬朝報出版部 大阪府高麗橋五
 滿洲通信社 奉天富士町一
 滿洲評論社 奉天富士町一
 滿洲評論社 大連市漢路町七
 ミズ出版部 神田區美土代町二ノ一
 三浦書店 澁谷區戸塚町一ノ五九四(牛込三〇〇)
 三宅書店 芝區三田町一ノ二〇
 三重出版部 大阪府東區南本町四
 三也書社 神田區榮町一三(下谷三八二)
 三也書社 三軒區三軒三
 三也書社 豐島區駒込三ノ三五一
 三也書社 淺草區三好町一(淺草五七九九)
 三也書社 小石川區第六天町五二(小石川三〇四六)
 三也書社 淺草區南元町三四(淺草二〇六七)
 三也書社 中野區荒井藥師町三三三
 三也書社 澁谷區百人町三ノ三七三
 三也書社 名古屋區東區新出來町一ノ三五ノ五ノ二
 三也書社 和歌山縣伊都郡高野山大學内
 三也書社 麴町區内幸町一ノ五(銀座三〇五〇)

宮脇開益堂 高松市丸龜町二五
 明星發行所 神田區駿河臺二ノ五 文化學院内
 民衆文藝社 牛込區東五軒町一〇(牛込六〇三)
 民衆法令普及會 澁谷區代々木富ヶ谷町一五五二
 民友社 京橋區銀座西八ノ九(銀座四四〇〇)
 民謡音樂社 豐島區長崎南町一ノ一八二二
 民謡詩人社 豐島區西巢鴨四ノ二二八
 民謡レビュー社 兵庫縣多可郡松井庄村 松延山莊

(ム)

武藏野書院 小石川區高田豐川町四一(牛込五〇九)
 武藏野歴史地理學會 豐島區雜司ヶ谷四ノ七二一
 無一文館 仙臺市東一番町
 無線通信出版部 澁谷區百人町二ノ一八二
 無線と實驗社 麴町區内幸町一ノ四(銀座二九三六)
 村口書館 神田區錦町一ノ一九(神田四七一)
 村田松榮館 神田區今川小路一ノ一七(九段一七三五)
 大阪市東區住吉町一七

(メ)

目黒書店 神田區駿河臺三ノ一(神田一〇五八)
 目白書院 小石川區高田老松町七
 名著刊行會 牛込區新小川町二ノ四(牛込八七〇)

明治聖德記念學會 牛込區市ヶ谷船河原町九
 明治圖書出版部 小石川區丸山町一〇(神田一四一四)
 明治圖書株式會社 神田區駿河臺二(神田一九〇〇)
 明治圖書出版協會 京橋區入舟町三ノ一(京橋六四三五)
 明治堂支店 神田區小川町三ノ二五
 明治堂 淺草區淺草公園地六區二號
 明治昭誠社 豐島區池袋二ノ九四八
 明治善窓社 豐島區西巢鴨二ノ三三九(大塚一〇五五)
 明治道會出版部 本郷區元町一ノ一七(小石川一四一一)
 明治道會出版部 芝區南佐久間町二ノ二
 明治道會出版部 岐阜縣掛妻郡宮地村字宮地
 明治道會出版部 芝區田村町六〇
 明治道會出版部 麻布區斧町一七三(青山六二九八)
 明治道會出版部 豐島區堀之内三二
 明治道會出版部 日本橋區三ノ五(日本橋六八四)
 明治道會出版部 大阪市東區備後町一ノ三
 明治道會出版部 神田區錦町一ノ一六(神田二八六〇)
 明治道會出版部 神田區今川小路三ノ六(四谷五五一)
 明治道會出版部 本郷區眞砂町三一
 明治道會出版部 芝區白金今里町四四(高輪五三六一)
 明治道會出版部 豐島區池袋一ノ五一七

(モ)

モクヘイ堂 京橋區京橋際(京橋五三三四)
 モータナス 小石川區竹早町三五(小石川五四六)
 モータナス 澁谷區代々木新町七七
 モータナス 赤坂區溜池町三二
 模範圖書刊行會 牛込區喜久井町四五
 木星社 神田區宮本町七
 木鐸社 杉並區上荻窪町二九七
 木堂雜誌社出版部 本郷區駒込千駄木町三七九(小石川三七三三)
 木堂雜誌社 廣島市京橋一〇一
 望月博士還曆記念會 深川區墨岸町一四二(本所一五七一)
 森江書店 本郷區春木町二ノ二一(小石川四一八二)
 森江書店 麻布區飯倉町五ノ四四(青山一三五九)
 森島書店 奈良市東向北町五
 森山書店 神田區小川町三〇六(神田三〇八〇)
 森山書店 麴町區丸ノ内三ノ二(丸ノ内七三二)

(ヤ)

ヤマト種苗器具株式會社 豐島區目白町三ノ五三(牛込五二八一)
 やぼんな書房 赤坂區傳馬町二ノ八
 八木自動車學校出版部 芝區白金三光町二五三(高輪二七五七)
 八雲會 松江市北堀町三一五

(ユ)

野球界社 牛込區若宮町三八(牛込四〇九八)
 彌生書院 本郷區千駄木町二一(小石川三二七七)
 安室精國社 神田區東松下町二二(浪花五七九五)
 柳澤書店 神田區表神保町一〇(神田一三二九)
 柳原書店 大阪市東區久太郎町四丁目
 山形天主教會 山形市香澄町横町南
 山と溪谷社 芝區愛宕町二ノ一〇八(芝六八一)
 山野樂器店 京橋區銀座四ノ四(京橋一〇五二)
 山を思ふ會 四谷區本村町三六
 大和出版部 芝區愛宕町三ノ二
 日本出版部 京橋區木挽町一ノ一一(京橋三二八一)

湯川盛閣 下谷區中御徒士町一ノ六
 湯川弘文社 大阪市東區淡路町二
 湯川明文社 神田區錦町三ノ一(神田三三三八)
 湯川善書院 大阪府下三鷹村下連雀一九二
 友善堂 麴町區丸ノ内二(時事新報社四階)
 友善堂 仙臺市國分町一一七
 右文館 神田區表神保町三(神田二七九四)
 右文館 本郷區千駄木町二七九(小石川三七二三)
 右文館 赤坂區青山南町六ノ四八(青山一七八四)

脇田珠算學院 神田區三崎町一ノ一四
 渡部大成堂 大森區入新井六ノ四一三(大森七五三)
 渡邊裁縫女學校出版部 本郷區早竹町三五
 渡邊出版書店 京橋區銀座西八ノ九
 割札研究會 牛込區市ヶ谷長延寺町二
 我等の化學社 中野區上ノ原町六
 我々の化學社 京都市寺町夷川上ル四六

追加

安 心堂 麻布區森元町一ノ二七(赤坂一九九二)
 演劇クオターリ社 小石川區原町一一五
 香川縣教育圖書株式會社 高松市南鍛冶屋町一
 鳩巢堂 澁谷區千駄ヶ谷二ノ三八三(青山六三)
 金龍堂 淺草區小島町七五
 小泉久雄 豐島區西果嶋二ノ二七九三
 新開聯合社 神田區淡路町二ノ一四
 大正英文社 京橋區銀座西八ノ九(銀座二二二)
 大東書院 澁谷區下落合二ノ八〇八
 東大書房 神田區表猿樂町四
 東大書房 麹町區上六番町四八(九段二二九六)
 日本榮養聯盟 小石川區原町一三
 日本外務協會 麹町區平河町五ノ二七
 八日社 麹町區內幸町一ノ三 大平ビル内
 社 麻布區富士見町五三(高輪三一六)

文部書院 杉並區阿佐ヶ谷三ノ五〇六
 兵部會出版部 牛込區市ヶ谷本村町九
 法野文書社 京橋區京橋三ノ一一(高輪三三)
 小森山學社 新京吉野町一ノ二四
 東山學社 小石川區諏訪町四五九
 藤本會社 澁谷區戸塚町一ノ一〇九(牛込區五九四)
 弘日文學莊 澁谷區伊達町一七
 本會社 芝區新堀町四一
 文書莊 本郷區森川町一〇七(小石川六四一〇)

全國新聞社一覽

(新聞名の上に●印を附したるは東京出版協會指定紙。▼印を附したるは東京書籍商組合指定紙。)

(新聞名) (平常頁數) (所在地) (社名)

東京市

●國民新聞(朝十夕四) 京橋區銀座西七丁目 同社
 ●時事新報(朝十二夕四) 麹町區丸の内二丁目 同社
 ●日本新聞(朝八) 麹町區內山下町二丁目 同社
 ●中央新聞(朝四夕四) 麹町區內山下町一丁目 同社
 ●中外商業新聞(朝十夕四) 日本橋區北島町一丁目 同社
 ●帝國新聞(夕) 日本橋區綱敷町三丁目 同社
 ●東京朝日新聞(朝十夕四) 麹町區有樂町二丁目 同社
 ●東京大勢新聞(夕) 京橋區銀座西五丁目 同社
 ●東京日日新聞(朝十夕四) 麹町區有樂町一丁目 同社
 ●東京夕刊新聞(夕) 日本橋區松島町 同社
 ●東京新聞(朝) 京橋區京橋三丁目 同社
 ●日本新聞(朝) 芝區芝口二丁目 同社
 ●六新報(夕) 芝區芝口二丁目 同社
 ●報新新聞(朝八夕四) 麹町區有樂町一丁目 同社
 ●都新聞(朝一四日朝夕八) 麹町區內幸町一丁目 同社
 ●やまと新聞(夕) 芝區愛宕町二丁目 同社
 ●讀賣新聞(朝二夕四) 京橋區銀座西三丁目 同社
 ●萬朝報(朝四夕四) 京橋區銀座二丁目 同社

大阪市

英文大阪毎日(朝八) 北區堂島上二丁目 大阪毎日新聞社
 ●大阪朝日新聞(朝二夕四) 北區中之島三丁目 同社
 ●大阪經濟新聞(夕) 東區北濱一丁目 同社
 ●大阪今日新聞(夕) 天王寺區東上町三九 同社
 ●大阪時事新報(朝八夕四) 北區會根崎上四丁目 同社
 ●大阪市民日報(夕) 此花區上福島南二丁目 同社
 ●大阪商業新報(朝) 此花區上福島南一丁目 同社
 ●大阪新報(夕) 北區梅ヶ枝町一五二 同社
 ●大阪中外商業新報(夕) 東區北濱一丁目 同社
 ●大阪朝報(朝) 西區北濱江上通一丁目 同社
 ●大阪日日新聞(朝二夕四) 東區北濱四丁目 同社
 ●大阪每日新聞(朝二夕四) 北區堂島中一丁目 同社
 ●大阪萬朝報(朝) 西區江戶堀上通一丁目 同社
 ●大阪都新聞(朝四日朝夕四) 天王寺區上之宮町 同社
 ●關西中央新聞(夕) 西區京町堀上通一丁目 同社
 ●關西日報(朝) 東區北濱四丁目 同社
 ●昭和日日新聞(夕) 西區南通四丁目 同社
 ●大正日日新聞(夕) 東區北濱四丁目 同社

●北海タイムス(朝)八	札幌市大通西三丁目	同	同	社
函館日日新聞(朝)四	函館市地蔵町一一	同	同	社
函館日日新聞(夕)四	函館市蓬萊町一五五	同	同	社
函館日日新聞(朝)四	函館市鶴岡町一	同	同	社
函館日日新聞(夕)四	函館市若松町八四	同	同	社
●小樽新聞(朝)八	小樽市港町一六	同	同	社
小樽商業新聞(夕)四	小樽市東雲町四	同	同	社
北門日日新聞(夕)四	小樽市稻穂町西六丁目	同	同	社
旭川日日新聞(朝)六	旭川市三條通九丁目	同	同	社
旭川日日新聞(夕)八	旭川市七條通七丁目	同	同	社
北都日日新聞(夕)六	旭川市一條通六丁目	同	同	社
室蘭日日新聞(夕)六	室蘭市海岸町三六	同	同	社
室蘭日日新聞(朝)六	室蘭市海岸町三三	同	同	社
室蘭日日新聞(夕)六	室蘭市入舟町三	同	同	社
室蘭日日新聞(朝)四	室蘭市西繁舞二二	同	同	社
室蘭日日新聞(夕)四	室蘭市有磯町三丁目	同	同	社
室蘭日日新聞(朝)四	室蘭市彌菜町二丁目	同	同	社
室蘭日日新聞(夕)四	室蘭市西三條十丁目	同	同	社
室蘭日日新聞(朝)四	室蘭市西三條九丁目	同	同	社
室蘭日日新聞(夕)四	室蘭市東一條八丁目	同	同	社
室蘭日日新聞(朝)四	室蘭市野付町	同	同	社

●山形新聞(朝)四	山形市香澄町八幡石	同	同	社
山形新聞(夕)四	山形市七日町四七一	同	同	社
山形新聞(朝)四	山形市越後番匠町	同	同	社
山形新聞(夕)四	山形市東町	同	同	社
山形新聞(朝)四	米澤市馬場町	同	同	社
山形新聞(夕)四	米澤市若葉町一	同	同	社
山形新聞(朝)四	酒田市上内匠町九五	同	同	社
山形新聞(夕)四	酒田駅前町一四	同	同	社
●福島新聞(朝)四	福島市萬世町三六	同	同	社
福島新聞(夕)四	福島市榮町二一	同	同	社
福島新聞(朝)四	福島市大町七九	同	同	社
●茨城新聞(朝)六	水戸市上市南町一六	同	同	社
茨城新聞(夕)六	水戸市上市並松町	同	同	社
茨城新聞(朝)六	水戸市上市南三ノ丸	同	同	社
●栃木新聞(朝)四	宇都宮市池上町五一	同	同	社
栃木新聞(夕)四	宇都宮市堀田町	同	同	社
●群馬新聞(朝)四	前橋市堅町八七	同	同	社

京華日報 (夕) 四	中京區常小橋通三橋北八二六	同	和歌山新報 (夕) 四	和歌山市本町四丁目	同
京都日日新聞 (朝) 四	中京區丸太町竹屋町上ル	同	和歌山日報 (朝) 四	和歌山市小人町一	同
京都日出新聞 (朝) 四	下京區小橋西入眞町	同	和歌山日日新聞 (夕) 四	和歌山市丸ノ内四番丁	同
中外日報 (朝) 四	上京區丸夷川北入	同	熊野實業新聞 (夕) 四	新宮町三〇	同
明治新聞 (朝) 四	東川端七條下ル東入	同	熊野新報 (夕) 四	新宮町三〇	同
丹州時報 (夕) 四	伏見市三橋向町	同	熊野日日新聞 (夕) 四	新宮町七六八三	同
	舞鶴町堀上一八五	同	民聲日報 (夕) 四	新宮町六五四二	同
		同	紀北日日新聞 (夕) 四	新宮町一八六五	同
大阪府		同	因伯時報 (朝) 四	鳥取市西町三一	同
關西朝日新聞 (夕) 四	堺市中ノ町五	同	鳥取新報 (朝) 四	鳥取市鍛冶町一三	同
關西新報 (夕) 四	堺市宿院町西二丁目	同	山陰日日新聞 (朝) 六	米子市日野町	同
南海日日新聞 (夕) 四	堺市熊野町西三丁目	同	岡山新報 (夕) 四	岡山市柿屋町一六	同
		同	岡山日日新聞 (朝) 四	岡山市内山下元町	同
		同	山陽新報 (朝) 四	岡山市西中山下	同
		同	中國日報 (朝) 四	岡山市東中山下	同
兵庫縣		同	松陽新報 (朝) 四	松江市殿町三八三	同
神戶新聞 (朝) 八	神戶市榮町六丁目	同	山陰新報 (朝) 四	松江市白湯本町五八	同
神戶日日新聞 (夕) 四	神戶市楠町七丁目	同	岡山新報 (朝) 四	松江市殿町三八三	同
神戶又新日報 (朝) 八	神戶市神戶區榮町六丁目	同	岡陽新報 (朝) 四	岡山市西中山下	同
ジャパントクニツク (朝) 八	神戶市沙花町六五	同	中國日報 (朝) 四	岡山市東中山下	同
中國日日新聞 (夕) 四	姫路市東紺屋町	同	淡路新報 (朝) 四	洲本町幸町七八	同
姫路日報 (夕) 四	姫路市古二階町三三	同	奈良新報 (朝) 四	奈良市池之町一	同
淡路新報 (朝) 四	洲本町幸町七八	同	大和日日新聞 (朝) 四	奈良市角振町二	同
		同	大和日日新聞 (朝) 四	奈良市小西町二四	同

●中國新聞 (朝) 八	廣島市大手町二丁目	早連社	●福岡日日新聞 (朝) 〇夕	福岡市渡邊通	同
廣島日日新聞 (夕) 四	廣島市上流川町二	同	九州日日新聞 (朝) 四	福岡市中島町二	同
廣島日日新聞 (朝) 四	廣島市八丁堀	同	九州朝日新聞 (朝) 四	八幡市通町六丁目	同
廣島日日新聞 (朝) 四	廣島市猿樂町八九	同	國朝新聞 (朝) 四	八幡市榮町四丁目	同
吳日日新聞 (朝) 四	吳市堺川通三丁目	同	門朝新聞 (朝) 四	門司市舊門司二丁目	同
吳日日新聞 (朝) 四	吳市驛前	同	門朝新聞 (朝) 四	門司市西本町一丁目	同
吳日日新聞 (朝) 四	吳市中通	同	九州朝日新聞 (朝) 四	久留米市南薰西町	同
福山大日報 (夕) 二	福山市延廣町二八六	同	九州朝日新聞 (夕) 四	久留米市日吉町	同
山陽日日新聞 (朝) 四	尾道市久保町六八一	同	久留米日日新聞 (夕) 四	久留米市莊島町	同
備後時事新報 (夕) 四	尾道市十四日町	同	久留米日日新聞 (朝) 一	久留米市不知火町二	同
		同	大牟田日日新聞 (朝) 四	大牟田市元町四	同
		同	西海日日新聞 (朝) 四	大牟田市元町四	同
		同	九州民報 (朝) 四	若松市濱五番町	同
		同	九州報知新聞 (朝) 四	若松市堺町五丁目	同
		同	九州報知新聞 (朝) 四	小倉市米町六二	同
山口縣		同			同
防長實業新聞 (夕) 四	山口市今道町七二	同			同
防長新聞 (夕) 四	山口市後河原町	同			同
關門日日新聞 (朝) 四	下關市東南部町三三	同			同
關門報知新聞 (夕) 四	下關市赤間町一六	同			同
關門每日新聞 (夕) 四	下關市西之端町九二	同			同
馬關日日新聞 (朝) 四	下關市西之端町二八	同			同
字部日日新聞 (夕) 四	字部市東區松ヶ枝町	同			同
日刊字部時報 (夕) 四	字部市常磐通一丁目	同			同
德島縣		同			同
德島日日新聞 (朝) 夕	德島市富田浦町六四	同			同
德島日日新聞 (朝) 夕	德島市寺島町九三	同			同
香川縣		同			同
香川新報 (朝) 夕	高松市濱ノ町一二	同			同

向陵時報 (不定期) 本報部	七高學友會報 (不定期) 弘前高友會報部	弘高友會報 (年四回) 松江高友會報部	東高友會報 (月二回) 東京高友會報部	浦高友會報 (不定期) 浦和高友會報部	靜高友會報 (不定期) 靜岡高友會報部	府高友會報 (不定期) 府立高友會報部	曉鐘報 (不定期) 水戸高友會報部	成城學園時報 (月刊) 成城高友會報部	臺新高報 (月刊) 臺北高友會報部
----------------	----------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-------------------	---------------------	-------------------

專門學校

明治學院高商時報 (月刊) 芝罘白金	關西學院新報 (月刊) 兵庫西	桐生高工時報 (月刊) 桐生市天	橫濱高工時報 (月刊) 横濱市大	神戶高工時報 (月刊) 神戶市水	山口高商新報 (月刊) 山口縣山	橫濱高商新報 (月刊) 横濱市南	大倉高商新報 (月刊) 大倉町	松山高商新報 (月刊) 松山市大	東北學院學生時報 (月刊) 仙台市南	文化學院新報 (月刊) 仙台市南
--------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	------------------	--------------------	------------------

京城醫專有隣會 (月刊) 京	名古屋商其湛新聞 (月刊) 名古屋	臺北高商ヘラルド (月刊) 臺北	綠ヶ丘 (月刊) 小樽市
----------------	-------------------	------------------	--------------

校外

現代學生新聞 (月二回) 京都市 現代學生新聞社

東京堂出版年鑑 廣告一手取扱

大明通信社

神田區北神保町 電話神田(25)三五七二

廣告代理店並取扱業

新聞雜誌廣告代理業

博報堂 (東京) 神田區錦町三ノ九 (神田四〇〇〇)	日本弘業通信社 京橋區銀座西三ノ三 (京橋一七三〇)	日本電報通信社 麹町區丸の内通十號館 (丸の内三三一)	豐國通信社 京橋區銀座西五ノ四 (銀座一三七七)	大明年報社 神田區北神保町三 (神田三五七七)	萬年社 京橋區銀座一ノ三 (京橋三五・三六)	京華社 麹町區丸の内芝井號館 (丸の内五〇三)	文化廣告社 本郷區本郷六ノ三 (小石川五四三二)	弘報社 京橋區銀座西六ノ三 (京橋二〇八三)	廣告聯合社 京橋區銀座西六ノ三 (銀座九五〇)	廣告社 京橋區銀座西五ノ一 (銀座三二)	帝國通信社 京橋區銀座西五ノ二 (銀座五四九五)	至路喜社 京橋區銀座西七ノ五 (銀座八三七)
----------------------------	----------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------	--------------------------	------------------------	-------------------------	----------------------	--------------------------	------------------------

萬年社 東區高麗町五丁目	金華社 東區平野町二丁目	京華社 東區北濱四丁目	旭廣告株式會社 東區瓦町三丁目	新興社 北區堂島中一ノ二五	萬年社 東區高麗町五丁目	京華社 東區平野町二丁目	京華社 東區北濱四丁目	旭廣告株式會社 東區瓦町三丁目	新興社 北區堂島中一ノ二五
--------------	--------------	-------------	-----------------	---------------	--------------	--------------	-------------	-----------------	---------------

出版關係諸名簿

九八七

紙及材料店一覽

東京

(洋紙及附帶品商)		(所在地)	(電話番號)
服部洋紙店	日本橋區堀留一ノ二	(浪花七四)	
博進洋紙店	神田區駿河臺三ノ六	(神田一七二)	
細川洋紙店	京橋區銀座三ノ二	(京橋二四〇)	
岡本洋紙店	日本橋區通二ノ五	(日本橋三一九)	
大倉洋紙店	日本橋區通一ノ二	(日本橋一三三)	
大澤洋紙店	神田區元岩井町三ノ九	(浪花六五八四)	
川島洋紙店	日本橋區小傳馬町一ノ九	(浪花五八〇)	
上村洋紙店	淺草區駒形町二ノ七	(淺草一六九五)	
柏原洋紙店	京橋區京橋一ノ四	(京橋六一三)	
大文字洋紙店	日本橋區小舟町三ノ六	(浪花三七二)	
竹尾洋紙店	神田區錦町三ノ五	(神田三〇七八)	
大同洋紙店東京支店	京橋區銀座西四ノ五	(京橋四一四四)	
中井洋紙店	日本橋區十軒店町三	(日本橋二〇三)	
臺洋紙店	神田區豐島町三一	(浪花四四七〇)	
山榮洋紙店	芝區芝口一ノ二〇	(銀座二四四七)	
矢島洋紙店	日本橋區江戶橋二ノ七	(日本橋一八六〇)	
文進洋紙店	京橋區銀座四ノ三	(京橋七七)	
文昌堂洋紙店	神田區今小路一ノ三	(九段四七二)	
	神田區松永町二ノ九	(下谷一三一五)	

(和紙商)

深山洋紙店	淺草區七軒町四	(淺草八六六)
小島洋紙店	日本橋區大傳馬町三ノ二	(浪花九八)
小川洋紙店	京橋區京橋二ノ六	(京橋一三五〇)
荒川洋紙店	日本橋區馬喰町二ノ九	(浪花三六七七)
朝田洋紙店	京橋區西八丁堀三ノ〇	(京橋四七〇)
朝田洋紙店	神田區松永町二ノ七	(下谷一七二)
朝田洋紙店	日本橋區堀留一ノ二	(浪花一四九九)
木村洋紙店	淺草區向柳原町一ノ五	(淺草六四九九)
三村洋紙店	神田區表猿樂町一	(神田一七七七)
島田洋紙店	京橋區銀座三ノ三	(京橋三六二三)
島田洋紙店	淺草區福井町一ノ三	(淺草五〇一五)
七條洋紙店	日本橋區米深町三ノ四	(浪花二〇九二)
大和洋紙店	京橋區新富町一ノ四	(京橋三七八八)
日野屋洋紙店	京橋區銀座二ノ四	(京橋二〇七〇)
藤原洋紙店	日本橋區通二ノ一	(日本橋三八〇〇)
橋本和洋紙店	下谷區坂本町三ノ三	(下谷二三七)
西島洋紙店	日本橋區本石町四ノ九	(日本橋八〇五)
堀内洋紙店	本鄉區田町二ノ八	(小石川七二二)
大橋洋紙店	芝區三田一ノ三	(高輪二〇二)
小津洋紙店	日本橋區大傳馬町一ノ二	(浪花五三六)
奧谷洋紙店	牛込區神樂町一ノ二	(牛込七二)
川島洋紙店	日本橋區小傳馬町一ノ六	(浪花五八四)
中村洋紙店	日本橋區馬喰町一ノ四	(浪花一一七七)
相馬屋洋紙店	牛込區肴町五	(牛込三六四)

主要印刷所一覽

京橋區

(印刷種別)	(社名)	(所在地)	(電話番號)
石版活版	井坂商店印刷所	木挽町一ノ八	(京橋六五三五)
寫真製版	井澤寫真製版所	橫町二ノ一	(京橋一七四五)
活版印刷	博文社印刷所	京橋二ノ一	(京橋一五七二)
活字鑄造	日本タイプライター社	京橋一ノ三	(京橋四一六一)
電氣版	細川活版所	銀座四ノ四	(京橋六八四〇)
各種印刷	東京電氣版製所	銀座西二ノ五	(京橋二四一六)
各種印刷	東京製版製造所	銀座西三ノ一〇	(京橋二八五)
各種印刷	東京國文社	銀座西七ノ五	(銀座二五九)
活版印刷	大倉印刷所	湊町三ノ目	(京橋四三二四)
活版印刷	能谷印刷所	築地一ノ三一	(京橋四六八二)
活版印刷	川崎印刷所	築地二ノ三〇	(京橋五二一九)
活版印刷	高島印刷所	西八丁堀三ノ三	(京橋三六九八)
各種印刷	中屋三間印刷株式會社	築地四ノ四	(京橋三四一)
活版印刷	マシヤ中杉印刷所	木挽町一ノ五	(京橋三五三三)
活版印刷	文祥堂	銀座三ノ四	(京橋一三六〇)
活版印刷	光明堂	銀座西一ノ五	(京橋五二六四)
活版印刷	巧藝社	西八丁堀一ノ四	(京橋二二七八)
活版印刷	國粹印刷株式會社	橫町一ノ一	(京橋二九五三)
活版印刷	國光印刷株式會社	築地二ノ二	(京橋八八)
活版印刷	英文通信社印刷所	銀座西五ノ一	(銀座二四四)

(裝幀用雜物商)

丸山正太郎商店	日本橋區橫山町一ノ八	(浪花三七五)
丸壽商會	日本橋區橫山町一ノ八	(浪花三七五)
萬屋商店	麻布區飯倉町二ノ一四	(赤坂六〇八)
生田茂商店	日本橋區藥研堀三五	(浪花一一〇二)
石綿金太郎商店	神田區橋本町一ノ一	(浪花三八二四)
曾和商店	京橋區銀座二ノ一	(京橋六四九)

關西方面

(洋紙及附帶品商)

大同洋紙店	東區安土町二丁目	(本町七四〇)
博進社大阪支店	東區瓦町三丁目	(本町六五五)
富士洋紙店	東區備後町三丁目	(本町一一三〇)
中井商店大阪支店	東區瓦町三丁目	(本町一四七)
大倉洋紙店大阪支店	東區安土町二丁目	(本町六九〇)
森本洋紙店	西區阿波堀通三ノ六	(新町二二六〇)
安井洋紙店	東區平野町二丁目	(本局二一一〇)
藤本洋紙店	東區久太郎町一丁目	(船場一〇五六)
朝田洋紙店大阪支店	東區北久太郎町一丁目	(船場三二五二)
(和紙商)		
萩原和紙店	東區南本町一丁目	(船場三六四三)

出版關係諸名簿

益世館 木挽町七ノ二 (銀座五八六九)
三協印刷株式會社 湊町二丁目 (京橋六七一四)
三協印刷株式會社 銀座西八ノ五 (京橋三八四)

神田區

一番館印刷所 今川小路一ノ三 (九段二九〇八)
市村製本株式會社 塗師町五 (神田二二五三)
東京印刷製本株式會社 三崎町三ノ一八 (九段三七七)

日本橋區

誠心堂堀越印刷所 西福田町一四 (神田九五五)
精興社 錦町三ノ一七 (神田二二三〇)
吉田印刷所 濱町三ノ五一 (根花八一)

淺草區

戸田印刷所 榮久町二九
徳本印刷所 向柳原町一ノ一 (淺草八五〇)
長山堂印刷所 元鳥越町一七 (淺草五三六七)

下谷區

凸版印刷株式會社 二長町一 (下谷一九一)
太田印刷所 入谷町三二三 (下谷二七五六)

本郷區

伊藤鋼鐵凸版印刷 湯島三組町八〇 (下谷五四〇一)
日東印刷株式會社 眞砂町三六 (小石川一六九五)

本所區

小野美術平版印刷所 龜澤町三ノ一一 (龜田二四二二)
金谷印刷所 龜澤町二ノ四 (本所三一三三)

深川區

東京印刷株式會社 東大工町六七 (本所四〇〇五)
永田プリンチング 西六間堀町二八 (本所三九〇二)

芝區

常盤印刷所 愛宕町二ノ一四 (芝四三二〇)
東洋印刷株式會社 愛宕町三ノ三二 (芝二二五)

出版關係諸名簿

牛込區

今福天洋堂 西五軒町一四 (牛込二五〇八)
日清印刷株式會社 榎町七 (牛込二四四〇)
泰文堂 山吹町一九八 (牛込一五五四)

麹町區

一色印刷所 有樂町一ノ三 (丸の内二八二)
同業印刷所 下六番町一七 (丸の内三六九)
安藤寫眞製版所 有樂町一丁目 (銀座一七三六)

青雲堂印刷所 飯田町四ノ一五 (丸の内三三三〇)
川流堂 飯田町四ノ一四 (丸の内四一九)

小石川區

活版印刷	常盤印刷所	諏訪町五六	(小石川二三七九)
活版印刷	中外印刷株式會社	西古川町二五	(牛込三四九)
活版印刷	多木印刷所	戸崎町一三	(小石川二八九)
活版印刷	富士印刷株式會社	西江戸川町	(小石川五九二)
各種印刷	共同印刷株式會社	久堅町一〇八	(小石川八二)
麻布區			
オフセット	服部印刷所	竹谷町二	(高輪六八一)
各種印刷	大江印刷株式會社	斧町八一	(青山三四二七)
四谷區			
各種印刷	日本紙業株式會社	元町五九	(四谷六二四〇)
寫真印刷	根木寫真製版印刷所	木村町一五	(四谷五一三五)
赤坂區			
三色版印刷	日本美術寫真印刷所	田町一ノ一五	(青山四五〇四)
活版印刷	永井印刷所	丹後町一五	(青山三〇六七)
舊市外			
グラビヤ	第一グラビヤ印刷會社	澁谷區向山七〇	(高輪五六一〇)
ブリキ印刷	小島印刷株式會社	北品川六五五	(高輪四一〇二)
グラビヤ	石田グラビヤ工務社	澁谷警察署前	(青山七七七二)
寫真製版	永田寫真製版所	四里町東中三二〇	(小石川四九〇四)
寫真石版	光村原色版印刷所	澁谷區豐津一八	(高輪五九一六)

關西方面

各種印刷	印刷工廠	大阪市東區	(船場三〇一五)
各種印刷	西濃印刷株式會社	大垣市郭町	(大垣五)
各種印刷	谷口印刷所	堂島上三丁目	(北一三四)
各種印刷	中田印刷所	大塚市天王寺町	(我五五五)
各種印刷	福岡印刷株式會社	福岡市下名島町	(福岡六二)
各種印刷	藤井改進黨	大阪市東區	(東二七〇)
各種印刷	帝國印刷株式會社	大阪市東區	(本局五四二)
寫真製版	安藤寫真製版所	大阪市東區	(土佐堀二二九)
各種印刷	昌榮堂印刷所	大阪市東區	(南二三九八)
各種印刷	森川印刷所	大阪市東區	(北二二二)
各種印刷	精版印刷株式會社	大阪市東區	(土佐堀一四〇)

主要製本所一覽

飯島製本所	神田區三崎河岸一四號	(九段二三三一)
板倉製本所	神田區仲猿樂町一七	(九段二七六七)
石丸製本所	日本橋區江戶橋二ノ三	(日本橋一四四〇)
稻葉製本所	深川區新安宅町一九	(本所三五六)
萩原製本所	神田區美土代町一ノ四	(神田一七九七)
橋本製本所	神田區錦町三ノ五	(神田一三九二)
西村製本所	神田區西小川町二ノ五	(九段二五八六)

日陽堂箔押所	神田區美土代町三ノ七	(神田二九〇四)
東京印刷製本會社	神田區三崎町三ノ一八	(九段三七七)
東京製本合資會社	大森區大森一〇三五	(大森三四四四)
中外印刷製本會社	神田區西小川町二九	(九段一五七七)
中條製本所	京橋區南八丁堀三ノ一〇	(京橋六八七四)
小暮製本所	麹町區飯田町五ノ七	(九段三二三三)
小島製本所	本郷區金助町七二	(小石川三三二二)
小川製本所	神田區今小路一ノ一	(九段三〇七九)
小出製本所	神田區小川町一八	(神田一六九五)
大谷製本所	神田區松小川町一八	(神田二七五八)
大森製本所	小石川區久堅町四四	(小石川一〇二四)
大津製本所	神田區旅籠町二ノ一八	(神田一六九七)
岡山製本所	神田區佐久間町三ノ二八	(下谷八二四七)
萩村製本所	中野區方町上高田二五二	(四谷一九六七)
和田製本所	小石川區柳町二九	(小石川三三四二)
湧波製本所	芝區南佐久間町二ノ三	(芝三二五四)
加藤製本所	神田區猿樂町二ノ一	(神田三五三八)
片山製本所	本郷區湯島新花町八三	(小石川三六五四)
金子(福松)製本所	小石川區久堅町一〇八	(小石川一五七四)
金子(喜作)製本所	神田區錦町三ノ一七	(神田一七一七)
金子(新太)製本工場	神田區三崎町三ノ一四七	(九段三四六九)
河上製本所	京橋區築地一ノ八	(京橋六四一〇)
柏井製本所	神田區三崎町三ノ二	(九段一八六九)
田邊製本所	本所區東駒形三ノ一〇	(墨田二九三五)
武下製本所	日本橋區蠣殼町三ノ九	(濱花一四四五)

谷合製本所	神田區皆川町一八	(神田一四九八)
草江製本所	下谷區谷中三崎町四九	(下谷六五〇六)
仲村製本所	麹町區飯田町五ノ四	(九段一四九六)
長澤製本所	下谷區竹町一	(下谷三三四九)
村田製本所	神田區表神保町一〇	(神田三五七六)
植木製本所	荒川區日暮里五六五	(下谷一九五二)
浦島製本所	小石川區西小川町二	(小石川九三六)
黒岩製本所	神田區三崎町二ノ二二	(神田二二八七)
黒田製本所	京橋區岡崎町一ノ三九	(京橋二六三三)
矢野製本所	神田區西小川町三ノ三	(神田一四九四)
山縣製本印刷會社	神田區西小川町二ノ五	(九段三二九一)
丸山製本所	神田區今小路一ノ一	(九段一四三〇)
牧製本印刷工場	小石川區戸崎町九五	(小石川四二〇四)
二見製本所	神田區錦町三ノ一九	(神田一〇三七)
福山製本所	牛込區市ヶ谷佐内町三八	(牛込四〇七七)
文高製本所	小石川區白山御殿町八	(小石川一四六六)
小塚製本工場	京橋區銀座西一ノ七	(京橋六六八五)
寺島製本所	芝區櫻田備前町三一	(銀座五五四七)
手塚製本工場	小石川區音羽町七ノ四	(牛込四五六二)
寺島製本所	日本橋區本銀町一ノ三	(日本橋一五四七)
青海製本所	小石川區戸崎町八一	(小石川二四八五)
齋藤製本所	牛込區市ヶ谷佐内町三八	(牛込二四一〇)
櫻井製本所	麹町區有樂町一ノ三	(九段内九二八)
三省堂蒲田工場	下谷區仲徒士町二ノ五	(下谷八三七五)
三侯製本所	蒲田區蒲田町	(蒲田一三五)
	牛込區早稲田鶴巻町二三	(牛込五四二三)

全國書籍雜誌商組合所在地

名	稱	所	在	地	組	長
東京	書籍商組合	東京市神田區駿河臺一丁目			上原才一	熊澤廣吉
八王子市	外三書籍商組合	八王子市横山町文華堂方			前田正次	三木佐郎
京都	書籍雜誌商組合	京都市中京區御池通河原町東入下丸屋町四一三			島田森一	柏中佐郎
大阪	書籍雜誌商組合	大阪市西區南堀江通一丁目三三八			西村六生	安村逸郎
神奈川	書籍雜誌商組合	橫濱市蓬萊町二丁目三〇			菅間定治	西村六生
兵庫	書籍雜誌商組合	神戸市元町通五丁目六七			高橋清治	菅間定治
長崎	書籍雜誌商組合	長崎市臺場町三ノ二			高橋清治	菅間定治
新潟	書籍商組合	長岡市城内町 北越書館内			高橋清治	菅間定治
埼玉	書籍商組合	川越市南町			高橋清治	菅間定治
群馬	書籍商組合	前橋市曲輪町二			高橋清治	菅間定治
千葉	書籍商組合	千葉市寒川新宿一ノ一四四千葉縣書籍株式會社内			高橋清治	菅間定治
茨城	書籍商組合	水戸市上市泉町二丁目 川又方			高橋清治	菅間定治
栃木	書籍商組合	宇都宮市杉原町三二四一			高橋清治	菅間定治
奈良	書籍商組合	奈良縣添上郡帶解町 木原文進堂方			高橋清治	菅間定治
三重	書籍商組合	津市京口町 別所書店内			高橋清治	菅間定治
愛知	書籍商組合	名古屋市西區御木本町通八丁目 星野書店方			高橋清治	菅間定治

出版關係諸名簿

九九五

出版關係諸名簿

九九四

水上	製本所	本郷區東片町三四	(小石川四七七八)
美濃	製本所	小石川區松ヶ枝町一六	(牛込四四九三)
宮内	製本所	本郷區湯島兩門町四	(下谷一七四七)
宮本	製本所	神田區東福田町一	(浪花七一三)
志村	製本所	神田區錦町三ノ三	(神田一〇二五)
白石	製本所	小石川區西青柳町一二	(牛込四四四五)
昇慶堂	製本所	牛込區横寺町八	(牛込三七二二)
新榮社	製本所	麴町區飯田町六ノ一	(九段一五七六)
覆本	製本所	神田區三崎町三ノ一〇七	(九段三二九五)
菱山	製本所	下谷區御徒町一ノ六九	(下谷五九七九)
兩角	製本所	芝區愛宕下町三ノ四	(芝一九六八)
本位	製本所	京橋區本八丁堀一ノ一五	(京橋七七四四)
關山	製本工場	神田區三河町一ノ一九	(神田三八〇五)
杉村	製本所	京橋區横町二ノ一	(京橋二六七〇)
鈴木	製本所	牛込區築土八幡町二六	(牛込三四九九)

誌 雜 の 人 書 讀

報 月 堂 京 東

行發日五十回一月每
 錢十金册一價定
 錢十五金(册六)年ヶ半
 圓壹金(册二十)年ヶ一

和歌山縣書籍雜誌商組合	山口縣書籍雜誌商組合	廣島縣書籍雜誌商組合	岡山縣書籍雜誌商組合	島根縣書籍雜誌商組合	鳥取縣書籍雜誌商組合	富山縣書籍雜誌商組合	石川縣書籍雜誌商組合	福井縣書籍雜誌商組合	秋田縣書籍雜誌商組合	山形縣書籍雜誌商組合	青森縣書籍雜誌商組合	岩手縣書籍雜誌商組合	福島縣書籍雜誌商組合	宮城縣書籍雜誌商組合	信濃縣書籍雜誌商組合	岐阜縣書籍雜誌商組合	滋賀縣書籍雜誌商組合	山梨縣書籍雜誌商組合	靜岡縣書籍雜誌商組合	名古屋縣書籍雜誌商組合
-------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------

和歌山市十三番丁 宇治書店內	山口市中市七	廣島市猿樂町 廣島商工會議所內	岡山市內山下町三五ノ一 岡山書籍株式會社內	松江市殿町一五〇 今井書店方	米子市尾高町 今井書店方	富山市東四十物町三五 中田書店方	金澤市廣坂通七五イロヤ書店方	福井市佐佳枝中町五二	秋田市大町二丁目一七	山形市七日町五一六	弘前市土手町三〇 今泉本店方	盛岡市肴町四	福島市大町五六	仙臺市國分町二ノ一三六	長野市大門町三八 西澤書店方	岐阜市多賀町一九	大津市丸屋町八	甲府市堅町三〇 柳澤方	靜岡市紺屋町一二九 五盟書院內	名古屋市中區三輪町七三 名古屋俱樂部內
----------------	--------	-----------------	-----------------------	----------------	--------------	------------------	----------------	------------	------------	-----------	----------------	--------	---------	-------------	----------------	----------	---------	-------------	-----------------	---------------------

渡邊銀藏	菅沼甚一	大塚善太郎	吉田善次郎	三浦源次郎	西澤賢吾	鈴木英三郎	寺澤慶一郎	玉山道次郎	今泉次郎	五十嵐右衛門	石川信三郎	山上治三郎	小田清兵衛	中田孫次郎	今井兼文	今井兼文	大森佐吉郎	岡原太一郎	岡原太一郎	白銀太一郎	宇治德太郎
------	------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	------	--------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

滿洲書籍雜誌商組合	樺太書籍雜誌商組合	朝鮮書籍雜誌商組合	臺灣書籍雜誌商組合	北海道書籍雜誌商組合	沖繩縣書籍雜誌商組合	鹿兒島縣書籍雜誌商組合	宮崎縣書籍雜誌商組合	熊本縣書籍雜誌商組合	佐賀縣書籍雜誌商組合	大分縣書籍雜誌商組合	福岡縣書籍雜誌商組合	高知縣書籍雜誌商組合	愛媛縣書籍雜誌商組合	香川縣書籍雜誌商組合	德島縣書籍雜誌商組合
-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	-------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

大連市浪速町一三八	樺太豐原町西一條南一丁目 若林書店方	京城府本町一ノ二八 大阪屋號書店方	臺北市榮町一ノ二〇 村崎方	札幌市北三條西一丁目一 國定教科書會社內	那覇市東町一ノ二八	鹿兒島市堀江町八	宮崎市橋通五丁目 修進堂內	熊本市上通町四丁目 長崎書店方	佐賀市吳服町五七	大分市荷揚町三七	福岡市西中洲町 博多商工會議所內	高知市種崎町一五三 富士越書店方	松山市湊町三丁目四八	高松市丸龜町四丁目二五	德島市西新町五ノ四八九 黑崎方
-----------	--------------------	-------------------	---------------	----------------------	-----------	----------	---------------	-----------------	----------	----------	------------------	------------------	------------	-------------	-----------------

黑崎精二	宮脇仲次郎	足立守寬	澤本駒吉	菊本大藏	塚本秀雄	長崎茂平	高妻秀兵衛	和田彌兵衛	和田彌兵衛	大城兼義	中村信以	村崎長利	內藤定一	若林平治	濱井金次郎
------	-------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------	-------

全國主要圖書館一覽

(一) 圖書館令に依らざる圖書館をも掲ぐ
(二) 學校附屬圖書館は之を省く
(三) 蔵書冊數三千冊未満又は閲覧人員五千名未満のものは之を省く

(A) 内地 (文部省社會教育局調査)

北海道

(圖書館名)	(蔵書冊數)	(所在地)	(創立)
北海道廳立圖書館	(公立) 一〇、八三五	札幌市北一條	大二三
小樽市立圖書館	(市立) 二〇、二一七	小樽市小樽公園	大五
室蘭市立圖書館	(市立) 三、八三〇	室蘭市幸町	大二三
函館市立圖書館	(市立) 四七、七六一	函館市青柳町	大二五
釧路簡易圖書館	(市立) 三、六〇〇	釧路市幣舞町	明四五
網走圖書館	(市立) 四、〇〇〇	網走郡網走町	大二三
札幌市立圖書館	(公立) 一〇、一五九	札幌市北一條	大七
旭川市立圖書館	(公立) 六、八九一	旭川市五條通	大七
空知教育會圖書館	(私立) 三、二〇一	空知郡岩見澤町	明三八
青森縣立圖書館	(公立) 一九、四三三	青森市大野	明三

岩手縣

弘前市立圖書館	(市立) 二二、六六一	弘前市下白銀町	明三九
八戸市立圖書館	(市立) 一五、三三三	八戸市堀留町	大二
七戸町立圖書館	(町立) 三、七〇六	上北郡七戸町	大四
青森通俗圖書館	(私立) 七、六九	中津經郡豐田村	大三四
新渡戸文庫	(私立) 二〇、六八五	青森市寺町	大七
岩手縣立圖書館	(公立) 八、四〇〇	上北郡三本木町	大二五
一關町立圖書館	(町立) 二七、五七八	盛岡市内丸	大二〇
岩手縣立圖書館	(公立) 四、〇九五	西磐井郡一關町	大二三
和賀郡立圖書館	(町立) 二、四〇〇	和賀郡十二鎗村	大二三
江刺郡立圖書館	(町立) 一、〇七九	江刺郡梁川村	大二三
岩手郡立圖書館	(町立) 五、二二三	岩手郡太田村	大一一
紫波郡立圖書館	(町立) 三、四二二	紫波郡志和村	大一一
膽澤郡立圖書館	(町立) 一、九八五	膽澤郡水澤町	明三九
南秋田郡立圖書館	(町立) 六、八〇七	南秋田郡上郷町	大一一
由利郡立圖書館	(町立) 六、六八九	由利郡本莊町	大一一
仙北郡立圖書館	(町立) 一、九三三	仙北郡大曲町	大一一
平鹿郡立圖書館	(町立) 八、一〇三	平鹿郡横手町	大一一
仙北郡立圖書館	(町立) 四、四二五	仙北郡角館町	大九
鹿角郡立圖書館	(町立) 九、六六	鹿角郡大湯町	明三
雄勝郡立圖書館	(町立) 六、七八二	雄勝郡湯澤町	大一一
北秋田郡立圖書館	(町立) 二、八四	北秋田郡米内町	明四
北秋田郡立圖書館	(町立) 八、〇七	北秋田郡榮村	明四
山形縣立圖書館	(公立) 一、一五六	山形郡石澤村	明四
山形縣立圖書館	(公立) 一三、五二五	鹿角郡毛馬内町	大二

宮城縣

宮城縣立圖書館	(公立) 一〇、六、三二〇	仙台市	明一四
石巻町立圖書館	(町立) 三一、四四九	牡鹿郡石巻町	明四〇
亶理町立圖書館	(町立) 四、七八	亶理郡亶理町	大一一
明治記念文庫	(町立) 二、〇六四	刈田郡白石町	大三
赤井村立圖書館	(村立) 三、九〇	桃生郡赤井村	大四
入谷村立圖書館	(村立) 五、三三	本吉郡入谷村	大五
廣瀨村立圖書館	(村立) 七、六三	桃生郡廣瀨村	大五
須江村立圖書館	(村立) 二、二七九	桃生郡須江村	大四
通俗圖書館	(村立) 二、七四	名取郡愛鳥村	明三四
通俗圖書館	(村立) 五、三三	名取郡千貫村	大五
通俗圖書館	(村立) 八、六八	名取郡玉浦村	大七
下増田村立圖書館	(村立) 六、九九	名取郡下増田村	大一一
通俗圖書館	(村立) 五、四七五	亶理郡逢隈村	明四二
石越記念圖書館	(私立) 四、八〇五	登米郡石越南郷	大四

山形縣

山形縣立圖書館	(公立) 三三、一一三	山形市旅籠町	明四二
鶴岡市立圖書館	(市立) 未詳	鶴岡市	大四
町立余目圖書館	(町立) 二、九四六	東田川郡余目村	大元
荒砥圖書館	(町立) 三、一六三	西置賜郡荒砥町	大三
新庄圖書館	(町立) 六、一四七	最上郡新庄町	明三
谷地圖書館	(町立) 四、二九〇	西村山郡谷地町	大四
山邊町立圖書館	(町立) 三、五〇〇	東村山郡山邊町	大一一
上山町立圖書館	(町立) 六、五一二	南村山郡上山町	大一一
本楯村立圖書館	(村立) 八、二八	館海郡本楯村	大二三

北平田村立圖書館	(村立)	二、三七七	飽海郡北平田村	大九
觀音寺圖書館	(村立)	八三三	飽海郡觀音寺村	大二〇
中平田圖書館	(村立)	一、九五八	飽海郡中平田村	大九
遊佐通俗圖書館	(村立)	一、七八八	飽海郡遊佐村	大九
西里村圖書館	(村立)	一、一五〇	西村山郡西里村	大九
廣瀨村立圖書館	(村立)	一、〇九二	東川川郡廣瀨村	大七
西根村圖書館	(村立)	一、四四四	西村山郡西根村	大九
山添村圖書館	(村立)	八三七	東川川郡山添村	大八
喜早圖書館	(村立)	三、四五〇	北村山郡橋岡町	大九
寺內圖書館	(村立)	二、一三三	北村山郡原小學校等 內分校內	大九
西郷村圖書館	(村立)	一、三二五	南村山郡西郷村	大九
東村圖書館	(村立)	四〇〇	南村山郡東村	大九
米澤圖書館	(村立)	三、六〇四	米澤市御守町	大九
教育會圖書館	(私立)	五、一三四	西置賜郡長井町	大九
光丘文庫	(私立)	三、一九二	西置賜郡酒田町下番町	大九
東置賜教育會圖書館	(私立)	三、七七三	東置賜郡高島町	大九
福島縣立圖書館	(縣立)	四二、二七三	福島市杉妻町	大九
市立會津圖書館	(市立)	二六、八一七	若松市榮町	大九
田島通俗圖書館	(市立)	三、〇八一	南會津郡田島町	大九
須賀川圖書館	(市立)	四、三一七	岩瀨郡須賀川町	大九

福島縣

喜多方通俗圖書館	(町立)	六、七〇二	耶麻郡喜多方町	大二三
白河圖書館	(町立)	四、五一〇	西白河郡白河町	大二三
瀬上圖書館	(町立)	二、一三〇	信夫郡瀬上町	大二三
餘目圖書館	(町立)	三、〇八八	信夫郡餘目村	大二三
松塚圖書館	(町立)	六、五二八	岩瀨郡稻田村	大二三
昭和圖書館	(町立)	七、〇〇〇	大沼郡昭和村	大二三
初瀬川文庫	(町立)	一、三、五七七	大沼郡玉路村	大二三
星野圖書館	(町立)	五、九六八	若松市原之町	大二三
渡邊圖書館	(町立)	三、八一三	田村郡大越村	大二三
茨城縣立圖書館	(縣立)	八六、〇二七	水戸市上市舊城内	大二三
石塚町立圖書館	(町立)	九四五	東茨城郡石塚町	大二三
松原圖書館	(町立)	六八九	多賀郡松原町	大二三
土浦町立圖書館	(町立)	三、一八八	新治郡土浦町	大二三
世矢村圖書館	(町立)	三八〇	久慈郡世矢村	大二三
逆井山村教育會圖書館	(私立)	八一七	猿島郡逆井山村	大二三
柳川新田報恩文庫	(私立)	五〇四	猿島郡若松報恩小學 校內	大二三
青年會圖書館	(私立)	一、四七五	鹿島郡輕野村	大二三
足利學校遺蹟圖書館	(市立)	二七、二〇四	足利市昌平町	大二三

茨城縣

栃木縣

群馬縣

黑羽町圖書館	(町立)	三、二〇九	那須郡黑羽町	大二三
葛生町立圖書館	(町立)	四、四八八	安蘇郡葛生町	大二三
鹿沼町圖書館	(町立)	三、八二八	上野郡鹿沼町	大二三
絹島村立圖書館	(村立)	七五〇	河内郡絹島村	大二三
二宮文庫	(私立)	八、六八七	宇都宮市旭町	大二三
日光文庫	(私立)	一四、六五七	上都賀郡日光町	大二三
高崎市立圖書館	(市立)	一八、七三三	高崎市本町	大二三
前橋市立圖書館	(市立)	三八、〇八七	前橋市曲輪町	大二三
太田町立金山圖書館	(町立)	二四、九五五	新田郡太田町	大二三
伊勢崎圖書館	(町立)	一〇、六六二	佐波郡伊勢崎町	大二三
草津町圖書館	(町立)	三、九八二	吾妻郡草津町	大二三
澁川圖書館	(町立)	五、四二〇	群馬郡澁川町	大二三
新高尾圖書館	(村立)	一、九八一	群馬郡新高尾村	大二三
小野上村圖書館	(村立)	七二二	群馬郡小野上村	大二三
古卷圖書館	(村立)	一、六四七	群馬郡古卷村	大二三
西谷田村青年圖書館	(私立)	七三八	邑樂郡西谷田村	大二三
大島村圖書館	(私立)	三、三三三	邑樂郡大島村	大二三
世良田圖書館	(私立)	一、九八〇	新田郡世良田村	大二三
金古町圖書館	(私立)	五、五六	群馬郡金古町	大二三
坂上青年圖書館	(私立)	三、五一四	吾妻郡坂上村	大二三

埼玉縣

倉賀野圖書館	(私立)	一、四九八	群馬郡國府村	大二三
國府圖書館	(私立)	一、八〇五	群馬郡國府村	大二三
埼玉縣立圖書館	(縣立)	一、五、六一二	北足立郡浦和町	大二三
川越市立川越圖書館	(市立)	二、三、三三七	川越市南久保町	大二三
大宮町立圖書館	(町立)	一、九三三	北足立郡大宮町	大二三
浦和町立少年圖書館	(町立)	三、六三八	北足立郡浦和町	大二三
入間郡簡易圖書館	(町立)	三、一三六	入間郡入間川町	大二三
忍町圖書館	(町立)	八〇〇	北埼玉郡忍町	大二三
妻治町立圖書館	(町立)	三、四九七	大里郡妻治町	大二三
熊谷町立圖書館	(町立)	一、六、七八八	大里郡熊谷町	大二三
男衾村立圖書館	(村立)	七四六	大里郡男衾村	大二三
大桑村立圖書館	(村立)	二、五、一六	北埼玉郡大桑村	大二三
持田村立圖書館	(村立)	一、七、七四	北埼玉郡持田村	大二三
原道村立圖書館	(村立)	七、七六	北埼玉郡原道村	大二三
三俣村立圖書館	(村立)	六、九六	北埼玉郡三俣村	大二三
水深圖書館	(村立)	一、四、一〇	北埼玉郡水深村	大二三
上高野村立圖書館	(村立)	一、七、二〇	北埼玉郡上高野村	大二三
大山村立圖書館	(村立)	一、〇、六六	南埼玉郡大山村	大二三
堤鄉村立圖書館	(村立)	一、五、三四	北葛飾郡堤鄉村	大二三
松伏領圖書館	(村立)	八、一九	北葛飾郡松伏村	大二三

幸松村立圖書館	村立	一、三九六	北葛飾郡幸松村	大二四
幸松村簡易圖書館	村立	八二四	入間郡霞ヶ關村	大二三
大河内村立圖書館	村立	一、八三六	比企郡大河内村	大一一
戸田圖書館	村立	三、二二二	比企郡八和田村	大二三
高坂村立圖書館	村立	一、六四六	比企郡高坂村	大二三
福田村立通俗圖書館	村立	七五五	比企郡福田村	大二三
入間村立圖書館	村立	一、九〇六	入間郡入間村	大二〇
入間村簡易圖書館	村立	一、六七六	入間郡古谷村	大二二
入間村簡易圖書館	村立	二、一〇七	入間郡富岡村	大二二
山根圖書館	村立	四二二	入間郡山根村	大二二
山根青年團圖書館	村立	二九六	北足立郡内間木村	大二五
豐岡圖書館	村立	三、〇六〇	入間郡豐岡町	大二二
安齋簡易圖書館	村立	三、一八六	兒玉郡東兒玉村	大三

千葉縣

千葉縣圖書館	縣立	三、七七一	千葉市千葉	大二三
山町圖書館	町立	一、七二四	安房郡館山町	大三
木更津町圖書館	町立	一、五〇一	君津郡木更津町	大三四
文庫	町立	四、六八八	夷隅郡大多喜町	大三四
銚子町圖書館	町立	一、二四五	海上郡銚子町	大二〇
中村通俗圖書館	村立	九四四	君津郡中村	大三四

東京府

八生村圖書館	村立	四、九九二	印旛郡八生村	大一二
興風會圖書館	私立	五、一九五	東葛飾郡野田町	大三四
成田圖書館	私立	一、〇〇、三八七	印旛郡成田町	大三四
米本圖書館	私立	九、四八五	香取郡久賀村	大四〇
克復圖書館	私立	四、二五〇	香取郡府馬町	大六
公正圖書館	私立	一〇、二一〇	海上郡銚子町	大二五
養文庫	私立	四、三七七	山武郡東金町	大三四
山中文庫	私立	三、七〇七	君津郡周南村	大九
帝國圖書館	官立	七三三、五三三	東京市上野公園	大五
東京市立日比谷圖書館	市立	一四〇、三五六	東京市日比谷區	大九
龜町圖書館	市立	七、〇六九	龜町區元町	大二〇
駿河臺圖書館	市立	二二、五六四	神田區駿河臺	大四〇
外神田圖書館	市立	五、六三三	神田區金澤町	大四五
日本橋圖書館	市立	六、二〇八	日本橋區二丁目	大四五
兩國圖書館	市立	九、八七九	日本橋區矢ノ倉町	大三
京橋圖書館	市立	二〇、八四〇	京橋區芝地一丁目	大三四
月島圖書館	市立	五、五一五	芝區月島	大元
三田圖書館	市立	一〇、一六九	芝區通新町	大三四
麻布圖書館	市立	一一、一五九	麻布區仲ノ町	大三四
氷川圖書館	市立	五、二七三	赤坂區氷川町	大四五

新潟縣

鎌倉町立圖書館	町立	三、一六九	鎌倉郡鎌倉町	大三四
高津町立圖書館	町立	五三二	橋野郡高津町	大三四
都田村圖書館	私立	七五五	都筑郡都田村	大五
大師圖書館	私立	一一、六〇六	川崎市大師河原	大二五
弘明寺圖書館	私立	一六、一八五	橫濱市中區大岡町	大二三
新潟縣立圖書館	縣立	六七、一七一	新潟市寄居町	大四
新潟市立圖書館	市立	三、五三七	新潟市蒲原	大二五
長岡市立五尊文庫	市立	四九、二二九	長岡市東區ノ上町	大五
高田市立圖書館	市立	二二、四二〇	高田市大手町	大三四
糸魚川町圖書館	町立	七、六〇二	西頸城郡糸魚川町	大二三
新井町圖書館	町立	四、六三六	中頸城郡新井町	大二五
町立出雲崎圖書館	町立	三、九二二	三島郡出雲崎町	大三四
町立加茂圖書館	町立	三、一九九	南蒲原郡加茂町	大三四
町立三條圖書館	町立	四、九一三	南蒲原郡三條町	大九
町立白根圖書館	町立	六、六一八	中蒲原郡白根町	大二二
町立記念圖書館	町立	四、七七九	中蒲原郡新津町	大二四
町立龜田圖書館	町立	一、〇六四	中蒲原郡龜田町	大二
新發田町立圖書館	町立	九、二二〇	北蒲原郡新發田町	大四
大和川圖書館	村立	四、一五五	西頸城郡大和川村	大三四
御成婚記圖書館	村立	三〇九	西頸城郡名立村	大二五

神奈川縣

金澤文庫	縣立	七、五六八	久良岐郡金澤町	大五
橫濱市圖書館	市立	二九、四六五	橫濱市中區野毛町	大二〇
伊豆原通俗圖書館	町立	一、二四八	中郡伊勢原町	大五
鶴嶺圖書館	町立	九一五	高座郡茅ヶ崎町	大五
町立松林圖書館	町立	四九六	高座郡茅ヶ崎町	大五
東京市立四谷圖書館	市立	九、六七八	東京市各區區公所	大三四
牛込圖書館	市立	七、六六六	牛込區區公所	大三四
小石川圖書館	市立	一〇、三三八	小石川區區公所	大三四
本郷圖書館	市立	一〇、六五二	本郷區東片町	大三四
下谷圖書館	市立	五、八〇五	下谷區御徒町	大三四
淺草圖書館	市立	八、五五八	淺草區松清町	大三四
本所圖書館	市立	七、六五〇	本所區太平町	大三四
東駒形圖書館	市立	六、〇六七	本所區東駒形	大三四
深川圖書館	市立	二一、〇六六	深川區深川	大三四
王子圖書館	市立	七、三三六	八王子市天神町	大三四
立寺島圖書館	町立	三、六九七	東京市向島區	大三四
藤山工業圖書館	私立	四、八五七	芝區白銀臺町	大二三
東京移動圖書館	私立	四、八三三	麴町區內幸町	大二三
品川圖書館	私立	九、二七四	品川區品川町	大二三
大橋圖書館	私立	九、〇八七	麴町區飯田町	大二三

金澤 圖書館 (村立) 一、六三三	佐渡郡金澤村 大二三	照成 圖書館 (私立) 四三五	北蒲原郡筑地村 大二三
新穂 圖書館 (村立) 三、五一八	佐渡郡新穂村 大二三	新鴻商工圖書館 (私立) 六、二〇〇	新潟市下大川町 昭二
村立眞野圖書館 (村立) 三、八一八	佐渡郡眞野村 大二三	佛教 圖書館 (私立) 三、四四九	新潟市西堀通 昭四二
旭館 圖書館 (村立) 四八一	中頸城郡旭村 大一一	島田村 圖書館 (私立) 一、四九九	三島郡島田村 大一一
村立藤野町圖書館 (村立) 三、三三五	三島郡藤野町 大二三	五 泉 文 庫 (私立) 三、六七八	中蒲原郡五泉町 大一一
村立須原圖書館 (村立) 五、二七	北魚沼郡須原村 大二三	村松町教育會圖書館 (私立) 七、六三三	中蒲原郡村松町 大六
村立浦佐圖書館 (村立) 一、二七五	南魚沼郡浦佐村 大二三	戶石 修養文庫 (私立) 一、二〇〇	中蒲原郡白井村 大五
村立蘆神圖書館 (村立) 六〇〇	南魚沼郡蘆神村 大二三	女池 圖書館 (私立) 一、二七五	中蒲原郡鳥屋野村 大一一
川東村立圖書館 (村立) 一、〇六五	北蒲原郡川東村 大一一	味方 圖書館 (私立) 一、三三七	西蒲原郡味方村 大一一
川 東 圖書館 (村立) 八、六九三	中蒲原郡川東村 昭三三	卷三光 圖書館 (私立) 一、八〇一	西蒲原郡卷町 大一一
橋田村立圖書館 (村立) 八、四八	中蒲原郡橋田村 大二三	間瀬佛教圖書館 (私立) 八、一五〇	西蒲原郡間瀬村 大二〇
高井 圖書館 (村立) 一、四五八	中蒲原郡根岸村 大二三	彌彦 圖書館 (私立) 一、〇九七	西蒲原郡彌彦村 大二五
金津村立圖書館 (村立) 一、五一八	中蒲原郡金津村 大二〇	聖明佛敎圖書館 (私立) 五、二五四	西蒲原郡燕町 大七
荻川村立圖書館 (村立) 一、七九	中蒲原郡荻川村 大二三	養 德 文 庫 (私立) 五、一四四	南蒲原郡加茂町 昭四五
庄瀬村立圖書館 (村立) 一、〇〇九	中蒲原郡庄瀬村 大二〇	綱木 圖書館 (私立) 一、四〇〇	東蒲原郡三川村 大一一
櫻井 圖書館 (村立) 一、〇二二	西蒲原郡彌彦村 大二四	新谷青年圖書館 (私立) 七、四七	東蒲原郡三川村 昭二
二松 圖書館 (村立) 七、五〇	西蒲原郡彌彦村 大二四	寺泊通俗圖書館 (私立) 三、二一一	三島郡寺泊町 大四
東長嶋 圖書館 (村立) 二、四八六	西蒲原郡月湯村 大一一	蓮 法 圖書館 (私立) 七、六一	三島郡大津村 大二〇
四ツ合村圖書館 (村立) 一、三一五	西蒲原郡四ツ合村 大二三	上組村簡易圖書館 (私立) 七、八二	古志郡上組村 大一一
升瀉村圖書館 (村立) 四、九〇	西蒲原郡升瀉村 大一一	城內 圖書館 (私立) 一、六九五	南魚沼郡城內村 大一一
圖書館胎江書院 (村立) 四、三八六	北蒲原郡黒川村 大五	刈羽 圖書館 (私立) 一、四三二	刈羽郡柏崎町 大二三
佐々木村立圖書館 (村立) 八、二二	北蒲原郡佐々木村 大一一	戶野目通俗圖書館 (私立) 三、〇三〇	中頸城郡津有村 大一一

富山縣

富山市立圖書館 (市立) 四、九三三	富山市總曲輪 昭四二	熊野村立圖書館 (村立) 一、二〇三	上新川郡熊野村 昭三
市立高岡圖書館 (市立) 二、八九〇	高岡市公園 昭四三	豐田 圖書館 (村立) 一、一八	上新川郡豐田村 大二三
町立福光圖書館 (町立) 八、一一五	西礪波郡福光町 大九	山室村立圖書館 (村立) 二、〇三三	上新川郡山室村 大二三
町立伏木圖書館 (町立) 三、九五〇	射水郡伏木町 大九	私立米澤圖書館 (私立) 三、八三〇	上新川郡入善町 昭四五
町立平和記念圖書館 (町立) 三、二七七	東礪波郡城端町 大一一	授眼藏佛敎圖書館 (私立) 八、四七三	東礪波郡福野町 大八
魚津 圖書館 (町立) 五、二二三	上新川郡魚津町 大一一	式部金淺田圖書館 (私立) 八、二二四	富山市古鍛冶町 大一一
町立上瀧圖書館 (町立) 九、三二	上新川郡上瀧町 大二五	釜ヶ淵村教育會圖書館 (私立) 七、四七	中新川郡銚ヶ淵村 大一一
町立保町立圖書館 (町立) 一、一八九	上新川郡大久保町 大二五	新湊 圖書館 (私立) 三、五六四	射水郡新湊町 大一一
町立舟見圖書館 (町立) 九、五二二	東礪波郡舟見町 昭三	私立橋本圖書館 (私立) 一、九八九	射水郡守山村 昭二
水見 圖書館 (町立) 一、八九五	下新川郡舟見町 昭三	財團法人眉丈文庫 (私立) 五、〇八三	高岡市鹽倉町 昭二
五百石 圖書館 (町立) 一、二一九	中新川郡五百石町 昭五	萩生 圖書館 (私立) 一、三三三	下新川郡萩生村 昭三
小摺戶村立圖書館 (村立) 二、〇三六	下新川郡小摺戶村 昭六	西野尻村圖書館 (私立) 九、七七	西礪波郡西野尻村 昭四
二塚村立圖書館 (村立) 一、三一四	射水郡二塚村 昭三	青木村圖書館 (私立) 八、一九	下新川郡青木村 昭三
北般若村立圖書館 (村立) 四、〇六	東礪波郡北般若村 昭三	石川縣立圖書館 (縣立) 七、五〇九	金澤市兼六公園 昭四五
老田村立圖書館 (村立) 三、四七	射水郡老田村 昭四	宇出津町立圖書館 (市立) 一、四一四	金澤市殿町 昭四
村立大庄圖書館 (村立) 六、八九	上新川郡大庄村 昭四	輪島町立圖書館 (町立) 三、一〇三	鳳至郡輪島町 昭二
太田郁文圖書館 (村立) 一、三七八	東礪波郡太田村 昭二	高濱町立圖書館 (町立) 七、三二	羽咋郡高濱町 大一一
村立大澤野圖書館 (村立) 九、〇六	上新川郡大澤野村 昭二	津幡町立圖書館 (町立) 五、六六	河北郡津幡町 大九

石川縣

鶴來町立圖書館	(町立)	一九三五	石川郡鶴來町	大九
小松町立圖書館	(町立)	八八八	能美郡小松町	大一一
大聖寺町立圖書館	(町立)	六七五八	江沼郡大聖寺町	大二五
板津村立圖書館	(村立)	一一五六	能美郡板津村	大二三
旭村立圖書館	(村立)	一七八三	石川郡旭村	大七
山島村立圖書館	(村立)	一四九二	石川郡山島村	明四〇
安原村立圖書館	(村立)	八三二	石川郡安原村	大九
押野村立圖書館	(村立)	五五五	石川郡押野村	大八
御手洗村立圖書館	(村立)	一四四五	石川郡御手洗村	大八
林村立圖書館	(村立)	六五九	石川郡林村	大二三
出城村立圖書館	(村立)	七二五	石川郡出城村	大二二
東增穂村立圖書館	(村立)	四二五	羽咋縣東增穂村	大二三
富永村立圖書館	(村立)	二六七	羽咋郡富永村	大二五
越路野村立圖書館	(村立)	一〇六一	羽咋縣越路野村	大九
高階村立圖書館	(村立)	一五二五	鹿島郡高階村	大二二
御祖村立圖書館	(村立)	九二二	鹿島郡御祖村	大九
三井村立圖書館	(村立)	七四八	鳳至郡三井村	大二二
鳳至圖書館	(私立)	八六五七	鳳至郡輪島町	大二二
河北郡自治會圖書館	(私立)	五、九四二	河北郡津幡町	明四四
石川郡自治會圖書館	(私立)	七、〇一四	石川郡松任町	明四二
自華文庫	(私立)	二、六七〇	石川郡松任町	昭二

福井縣

福井市立福井圖書館	(市立)	二三、五二〇	福井市城町	明四一
武生圖書館	(町立)	八、八八二	南條郡武生町	大一一
敦賀圖書館	(私立)	七、七一八	敦賀郡敦賀町	明四二
高島文庫	(私立)	二〇、六〇二	大野郡下味見村	明三九
小濱圖書館	(私立)	四、三九五	遠敷郡小濱町	明四三
三國圖書館	(私立)	三、六七三	坂井郡三國町	大六
朝日圖書館	(私立)	四、六八一	丹生郡朝日村	明四二

山梨縣

山梨縣立圖書館	(縣立)	一〇、八四八	甲府市橋町	昭六
落居村圖書館	(私立)	六一五	西八代郡落居村	大六
甲府通俗圖書館	(私立)	一九、七〇六	甲府市柳町	大二五
南塘圖書館	(私立)	三七、二六二	甲府市櫻町	大四

長野縣

縣立長野圖書館	(縣立)	三四、八五三	長野市長門町	昭四
松本圖書館	(市立)	二五、七四一	松本市	大二〇
上田市立圖書館	(市立)	一五、六七三	上田市新參町	大二二
稻荷山圖書館	(町立)	三、一六二	更級郡稻荷山町	明四〇
通明圖書館	(町立)	二、四二四	更級郡篠ノ井町	大二二

岐阜縣

大垣市圖書館	(市立)	一六、六二九	大垣市外側町	大八
川邊通俗圖書館	(町立)	一、七五四	加茂郡川邊町	大四
養老圖書館	(私立)	一、三五八	養老郡高田町	大四
岐阜簡易圖書館	(私立)	八、〇五〇	稻葉郡加納町	大二二
岐阜縣教育會圖書館	(私立)	五、四八三	岐阜市八ッ寺町	昭二
岐阜縣教育會圖書館	(私立)	五、四九四	岐阜市美江寺町	明三七

靜岡縣

靜岡市圖書館	(市立)	四〇、一九二	靜岡市追手町	大一一
沼津文庫	(市立)	六、〇二七	沼津市八幡町	明二二
濱松市立圖書館	(市立)	七、四五四	濱松市紺屋町	大九
町立下田圖書館	(町立)	三、〇二八	賀茂郡下田町	大一一
大宮町立圖書館	(町立)	一、五七七	富士郡大宮町	昭四
町立燒津圖書館	(町立)	二、四八九	志太郡燒津町	大七
町立須山圖書館	(町立)	三、三〇〇	駿東郡須山村	大五
富士根圖書館	(私立)	三、三二二	富士郡富士根村	大二三
和地村立圖書館	(村立)	六、八〇〇	濱名郡和地村	大九

町立飯田圖書館	(町立)	一一、三八五	下伊那郡飯田町	大九
高遠進德圖書館	(町立)	四、九〇九	上伊那郡高遠町	大九
諏訪圖書館	(町立)	八、七〇八	諏訪郡上諏訪町	昭六
往郷圖書館	(村立)	一、七四二	下高井郡往郷村	大二〇
瑞穂圖書館	(村立)	四、〇七一	下高井郡瑞穂村	大二
小布施記念圖書館	(村立)	九、三三六	上高井郡小布施村	大二二
五加村圖書館	(村立)	一、五六三	埴科郡五加村	大二三
埴生圖書館	(村立)	一、三二〇	埴科郡埴生村	大二二
雨宮縣圖書館	(村立)	一、八五〇	埴科郡雨宮縣村	昭三
共和圖書館	(村立)	一、七一五	更級郡共和村	大二〇
御即位記念圖書館	(村立)	四、二〇五	南安曇郡倭村	大四
河野圖書館	(村立)	三、二二九	下伊那郡河野村	昭三
村立千代圖書館	(村立)	三、一七四	下伊那郡千代村	大二三
赤穂圖書館	(村立)	四、三二五	上伊那郡赤穂村	大二三
東春近圖書館	(村立)	二、六四一	上伊那郡東春近村	昭四
朝日圖書館	(村立)	三、二四六	東筑摩郡朝日村	昭五
浦里圖書館	(村立)	二、二二六	小縣郡浦里村	大二四
附屬圖書館	(私立)	一、七九〇	南安曇郡南穂高村	大四
上伊那圖書館	(私立)	六、一三四	上伊那郡伊那町	昭五
生坂圖書館	(私立)	四、五五一	東筑摩郡生坂村	明四一
湖南圖書館	(私立)	四、六七七	諏訪郡湖南村	明三三
永明青年會圖書館	(私立)	六、〇〇〇	諏訪郡永明村	—

村立 共愛圖書館 (村立) 八六二 磐田郡井通村 昭三
 村立 大州圖書館 (村立) 一〇二二 志太郡大州村 昭四
 富士村青年圖書館 (私立) 三二二 富士郡富士根村 大二三
 財團法人周南文庫 (私立) 八七三〇 周智郡岡田村 大二三

愛知縣

市立 名古屋圖書館 (市立) 一〇七、一五九 名古屋市中區錦公園 大五
 豐橋市立圖書館 (市立) 二二、九八六 豐橋市花田町 昭四五
 岡崎市立圖書館 (市立) 二六、八〇〇 岡崎市公園内 昭四五
 豐川町立圖書館 (町立) 一、五九五 寶飯郡豐川町 不詳
 新川町立新川文庫 (町立) 七、三六九 碧海郡新川町 大元
 刈谷町立刈谷圖書館 (町立) 二五、八五〇 碧海郡刈谷町 大元
 半田圖書館 (町立) 九、四二八 知多郡半田町 大二三
 大高町立大高圖書館 (町立) 一、七六五 知多郡大高町 昭二
 内海町立圖書館 (町立) 二、八二七 知多郡内海町 昭三
 常滑須賀圖書館 (町立) 一〇、六六九 知多郡須賀町 大二三
 常滑圖書館 (町立) 一、六一五 知多郡常滑町 昭二
 淺井圖書館 (町立) 一、八六四 葉栗郡淺井町 大二三
 津島町圖書館 (町立) 六、五五〇 海部郡津島町 昭二
 津島通俗圖書館 (村立) 三三二 渥美郡高豐村 大一一
 通俗圖書館 (村立) 一、二六九 渥美郡泉村 大二三
 通俗圖書館 (村立) 六五四 碧海郡依佐美村 大五

村立 野田圖書館 (村立) 一、二二〇 碧海郡依佐美村 大二五
 村立 英比圖書館 (村立) 七八九 知多郡阿久比村 昭三
 村立 公益圖書館 (村立) 九七三 知多郡東浦村 昭二
 八重簡易圖書館 (私立) 四、〇一九 名古屋市中區錦町 不詳
 葵簡易圖書館 (私立) 五、三六八 東區布池町 大二三
 熱田簡易圖書館 (私立) 五、四六八 南區熱田日鳥町 大二三
 神戶簡易圖書館 (私立) 二、八四九 南區熱田日鳥町 大二三
 筒井簡易圖書館 (私立) 二、四二八 東區筒井町 大五
 門前簡易圖書館 (私立) 一、九二二 中區梅園町 大二三
 門前簡易圖書館 (私立) 三、八〇〇 東區武平町 大二三
 昭通通俗圖書館 (私立) 二、二〇〇 東區千種町 大二四
 白川簡易圖書館 (私立) 一、四三八 中區橫三藏町 昭三
 瀧文庫 (私立) 一、五二〇 丹羽郡古知野町 大四
 安城圖書館 (私立) 三、五九一 碧海郡安城町 昭五
 岩瀨文庫 (私立) 八、〇七九 幡豆郡西尾町 昭四〇

三重縣

四日市市立圖書館 (市立) 一六、〇二六 四日市市諏訪公園 昭四一
 神都圖書館 (市立) 四、一八九 宇治山田市岩瀨町 昭三
 松阪町立記念圖書館 (町立) 一七、六六〇 飯南郡松坂町 昭四五
 高田町立圖書館 (町立) 一、四八四 三重郡富田町 昭五
 鶴方村立圖書館 (村立) 三、三二四 志摩郡鶴方村 昭四一

京都府

蒲生郡日野文庫 (私立) 四、三八〇 蒲生郡日野町 昭三九
 豐鄉濟美會圖書館 (私立) 四、一九九 大上郡豐鄉村 大七
 下鄉共濟會文庫 (私立) 一四、八四九 坂田郡長濱町 大四
 東淺井圖書館 (私立) 三、一九七 東淺井郡虎姫村 昭三九
 淡海圖書館 (私立) 九、一九八 伊香郡七郷村 昭四〇
 京都府立圖書館 (府立) 三五、八五八 京都市岡崎公園 昭三一
 舞鶴町立舞鶴圖書館 (町立) 六、一八五 加佐郡舞鶴町 昭四五
 宮津町立宮津圖書館 (町立) 二、五七八 與謝郡宮津町 大一一
 昭和圖書館 (私立) 五、五八八 京都市中區御池通河原町 昭三
 伏見圖書館 (私立) 一、二〇七 京都市伏見區河原町 大四

大阪府

大阪府立圖書館 (府立) 二二、五二一 大阪市中區中之島公園 昭三六
 大阪市立清水谷圖書館 (市立) 一〇、〇〇六 東區清水谷西之丁 大一一
 同 西野田圖書館 (市立) 六、三三四 此花區玉川町 大一一
 同 阿波座圖書館 (市立) 六、七八六 西區阿波座三番町 大一一
 同 御藏跡圖書館 (市立) 六、八八五 南區御藏跡町 大一一
 同 今宮圖書館 (市立) 四、九一七 西區花園町 大一一
 同 城東圖書館 (市立) 七、二三四 東區鳴野町 大一一
 堺市立圖書館 (市立) 一〇、一四六 堺市大町東一丁 大五

滋賀縣

彦根町立彦根圖書館 (町立) 一、四六四 大上郡彦根町 大五
 水口圖書館 (町立) 五、二二九 甲賀郡水口町 昭三
 八木莊圖書館 (村立) 一、三二九 愛知郡八木莊村 昭三
 金田村圖書館 (村立) 三、八一五 蒲生郡金田村 大二三
 村立 鎌掛圖書館 (村立) 三、六三三 蒲生郡鎌掛村 昭四三
 大津圖書館 (私立) 六、五七二 大津市南保町 昭四〇
 大津圖書館 (私立) 一、七四三 伊香郡木之本町 昭四〇
 大津圖書館 (私立) 七、六八〇 野洲郡中洲町 昭三八
 八幡文庫 (私立) 九、一六四 蒲生郡八幡町 昭三七

岸和田市立圖書館 (市立) 八、五七四	岩和田市岸城町 昭三
町立吹田圖書館 (町立) 三、二〇〇	三島郡吹田町 大二五
長柄通俗圖書館 (私立) 四、八五三	大阪府東淀川區長柄本通 明四三
西六圖書館 (私立) 六、四七〇	西區新町 明三三
船場圖書館 (私立) 二、九九二	東區安土町 大二三
淀川藩圖書館 (私立) 九、五二一	東淀川區本庄中通 大二四
東江圖書館 (私立) 三、〇三二	西區江戶橋南通 大二五
兵庫縣	
神戸市立圖書館 (市立) 六、一九〇七	神戸市大倉山公園 明四四
西宮市立圖書館 (市立) 九、二七三	西宮市六堆寺 昭三
尼崎市立圖書館 (市立) 一四、二二八	尼崎市南城内 大九
龍野圖書館 (町立) 六、八六二	水上郡柏原町 明三三
山崎町立圖書館 (町立) 八、六〇八	揖保郡龍野町 大二三
洲本町立圖書館 (町立) 三、〇四四	宍粟郡山崎町 大一一
高砂町立圖書館 (町立) 六、三七〇	津名郡洲本町 大五
榎列村圖書館 (町立) 二、〇九一	加古郡高砂町 昭四
有野村立圖書館 (村立) 二、二二三	三原郡榎列村 大九
石海村立圖書館 (村立) 五、二九五	有馬郡有野村 大二〇
資母圖書館 (村立) 二、五四六	揖保郡石海村 大二三
東谷村圖書館 (村立) 四、〇七	出石郡資母村 大二四
	川邊郡東谷村 大二四

英賀保簡圖書館 (村立) 六、五六	飾磨郡英賀保村 大二四
本庄圖書館 (村立) 一、一〇九	有馬郡本庄村 大二五
村立口大屋圖書館 (村立) 三、〇五	養父郡口大屋村 大二五
立花村立圖書館 (村立) 一、〇八九	川邊郡立花村 昭二
御大典記念圖書館 (村立) 二、五〇〇	川邊郡多田村 昭三
日高町圖書館 (町立) 三、九四	城崎郡日高町 昭四
有馬會附屬圖書館 (町立) 九、三八二	加西郡北條町 昭三三
進修文庫 (私立) 五、九〇八	有馬郡三田町 昭三六
姫路圖書館 (私立) 四、六〇〇	水上郡國領村 明四〇
伊丹圖書館 (私立) 一四、二六七	姫路市本町 大元
鶴龜中村圖書館 (私立) 三三、四九一	川邊郡伊丹町 明四五
正福寺圖書館 (私立) 四、〇三五	赤穂郡岩狹野村 大三
松柏圖書館 (私立) 三、六二五	美方郡温泉町 大二三
多紀郡教育會圖書館 (私立) 四、八九〇	水上郡柏原町 大二五
	多紀郡篠山町 昭三
奈良縣	
奈良縣立圖書館 (縣立) 五三、一五二	奈良市登大路町 明四二
今井町立圖書館 (町立) 六、八三三	高市郡今井町 昭四
松山町立圖書館 (町立) 一、六四三	宇陀郡松山町 昭三
上市町立圖書館 (町立) 一、六四九	吉野郡上市町 昭三
三輪町立圖書館 (町立) 三、二六〇	磯城郡三輪町 昭三

町立下市圖書館 (町立) 一、五九二	吉野郡下市町 大四
五條町立圖書館 (町立) 二、七九三	宇智郡五條町 昭三
香久山圖書館 (村立) 五、六〇	磯城郡香久山村 大二三
平和記念通俗圖書館 (村立) 一、三三〇	添上郡田原村 大二〇
東大寺圖書館 (村立) 一、六二四	生駒郡斑鳩村 大二三
王寺通俗圖書館 (私立) 三、〇四九	奈良市雜司町 明三六
石崎文庫 (私立) 六、九〇	北葛城郡王寺町 昭三
天理圖書館 (私立) 一、二八六	奈良市高畑町 明三三
天理圖書館 (私立) 五、七二〇	山邊郡丹波市町 大二四
天理圖書館 (私立) 一、五二〇	生駒郡平群村 大二二

松江市圖書館 (市立) 四七、二七七	松江市殿町 大八
津和野圖書館 (町立) 八、二九四	鹿足郡津和野町 大九
濱田町立圖書館 (町立) 二、五三七八	那賀郡濱田町 明三四
美濃郡圖書館 (私立) 四、七四三	美濃郡益田町 明三三
邑智郡教育會圖書館 (私立) 三、六〇七	邑智郡川本町 明四二
安濃郡圖書館 (私立) 三、六九〇	安濃郡太田町 明三七
大原郡教育會圖書館 (私立) 二、九六五	大原郡大東町 明三九

和歌山縣立圖書館 (縣立) 三五、九七五	和歌山市公園 明四一
田邊町立圖書館 (町立) 七、七三九	西牟婁郡田邊町 大二二
御坊町立圖書館 (町立) 六、八三八	日高郡御坊町 大二三
湯淺町立圖書館 (町立) 四、三三九	有田郡湯淺町 大二三

岡山縣立圖書館 (縣立) 二二、九〇二	岡山市西中山下 明三九
岡山圖書館 (市立) 三九、五四二	岡山市小橋町 大七
阿口圖書館 (町立) 一、四八〇	上房郡皆部町 大一一
皆部圖書館 (町立) 三、〇三三	上房郡皆部町 大七
足守町簡易圖書館 (町立) 六、七三三	吉備郡足守町 明四〇
大塚和簡易圖書館 (村立) 六、八〇〇	久米郡大塚和村 昭五
鄉圖書館 (村立) 二、〇二八	苫田郡郷村 六一一
下竹莊簡易圖書館 (村立) 二、九五	上房郡下竹莊村 六一五
川面圖書館 (村立) 一、〇二八	上房郡川面村 明四三
日韓併合記念圖書館 (村立) 七、〇二	邑久郡行幸村 大五
久世圖書館 (私立) 一、六七二	眞庭郡久世町 昭二

眞庭圖書館	(私立)	六、一九九	眞庭郡松山町	昭四〇
豐永圖書館	(私立)	四〇七	阿哲郡豐永村	昭三
野馳校圖書館	(私立)	一、〇四九	阿哲郡野馳村	昭三
高倉圖書館	(私立)	一、四〇八	川上郡高倉村	昭五
吹屋文庫	(私立)	六五〇	川上郡吹屋町	昭三九
附屬圖書館	(私立)	二、七二五	川上郡成羽町	昭四
中津井圖書館	(私立)	六、七五二	上房郡中津井村	昭一三
有終圖書館	(私立)	四、六五二	上房郡高梁町	昭一四
後月教育圖書館	(私立)	三、四七一	後月郡井原村	昭三四
神島圖書館	(私立)	一、一三三	小田郡神島外村	昭一一
大江圖書館	(私立)	二七五	小田郡大江村	昭一四
笠岡圖書館	(私立)	六二二	小田郡城見村	昭四
西大青年團圖書館	(私立)	八、八一三	小田郡笠岡村	昭二〇
明徳圖書館	(私立)	二、二二〇	上道郡西大寺町	昭元
中津圖書館	(私立)	六二五	邑久郡木庄村	昭二
可直村青年團圖書館	(私立)	五、五二八	赤磐郡湯瀨村	昭一〇
倉敷圖書館	(私立)	一、〇七四	赤磐郡可直村	昭二二
津山基督教圖書館	(私立)	五九九	御津郡平津村	昭四
田井圖書館	(私立)	三、一八一	倉敷市倉敷	昭六三
		八、六〇〇	津山市山下	昭元
		六九八	川上郡高倉村	昭五

廣島縣

吳市立圖書館	(市立)	一、二、四四六	吳市二河公園	昭一四
尾道市立尾道圖書館	(市立)	一九、三二〇	尾道市久保町	昭三
三原圖書館	(市立)	三、四〇〇	廣島市古田町	昭二二
瀬戸田町圖書館	(町立)	六、四八九	御調郡三原町	昭一三
可部町圖書館	(町立)	九、一〇〇	豐田郡瀬戸田町	昭一五
津田町圖書館	(町立)	五、〇〇〇	賀茂郡竹原町	昭四
三原圖書館	(町立)	七八六	安佐郡可部町	昭四二
三次町圖書館	(町立)	五七二	佐伯郡津田町	昭二二
三良坂圖書館	(町立)	七八八	雙三郡三次町	昭一四
松永町圖書館	(町立)	三、九七二	雙三郡三良坂町	昭九
福相村圖書館	(村立)	三、八九〇	沼隈郡松永町	昭三九
近田村圖書館	(村立)	三、八二二	蘆品郡福相村	昭一四
水谷村圖書館	(村立)	三、四八八	蘆品郡近田村	昭一三
田島村圖書館	(村立)	一、四八三	沼隈郡水谷村	昭二二
北生口村圖書館	(村立)	二七二	沼隈郡田島村	昭一三
南生口村圖書館	(村立)	三七九	豐田郡北生口村	昭一五
寺西村圖書館	(村立)	三五七	豐田郡南生口村	昭一五
東高屋村圖書館	(村立)	五九六	賀茂郡寺西村	昭二二
向原村圖書館	(村立)	一、一五九	賀茂郡東高屋村	昭二二
		月三〇	高田郡向原村	昭一一

山口縣

平良村圖書館	(村立)	三四六	佐伯郡平良村	昭二二
橫濱圖書館	(村立)	五八八	安藝郡坂村	昭一五
井口村圖書館	(村立)	三五八	佐伯郡井口村	昭一三
柿浦圖書館	(私立)	七八三	佐伯郡大柿町	昭二二
淺野圖書館	(私立)	四七、六八九	廣島市小町	昭一五
和庄圖書館	(私立)	五、三七五	吳市本通	昭一一
義倉圖書館	(私立)	三、〇六八	福山市東町	昭四三
觀音村圖書館	(私立)	一、六五七	佐伯郡觀音村	昭二二
山口縣立山口圖書館	(公立)	九四、一三二	山口市春日山麓	昭三六
山口縣立萩圖書館	(公立)	三八、六〇〇	阿部郡萩町	昭三四
山口市立良城文庫	(市立)	七五〇	山口市	昭二
町立岩國圖書館	(町立)	一七九、二七	玖珂郡岩國町	昭三三
柳井町立柳井圖書館	(町立)	九九〇	玖珂郡柳井町	昭四
室積町立圖書館	(町立)	一、六五一	熊毛郡室積町	昭四一
福川町立福川圖書館	(町立)	四、五〇六	都濃郡福川町	昭四一
下松町立下松圖書館	(町立)	一、二八三	都濃郡下松町	昭一三
華南圖書館	(町立)	三、七九九	佐波郡中關町	昭三七
小野田圖書館	(町立)	二、五二九	厚狹郡小野田町	昭四四
長府圖書館	(町立)	二、三四八	豐浦郡長府町	昭四二
深川町立深川文庫	(町立)	四、九六八	大津郡深川町	昭四二

篠生村立公民文庫	村立	七〇二	阿武郡篠生村	六一
大正第六 吉部圖書館	村立	六五七	厚狹郡吉部村	六四
東部 報德圖書館	村立	二八四四	吉敷郡東波村	六一
厚狹町立合圖書館	町立	六三〇	厚狹郡厚狹町	明四二
櫻園寺內文庫	私立	二〇八〇	吉敷郡宮野村	六一
二葉婦人圖書館	私立	二、五四八	佐波郡防府町	六一
松崎文庫	私立	三、二〇〇	佐波郡防府町	六一
兒玉文庫	私立	三、六三二	都濃郡德山町	明三六
野原文庫	私立	三、〇三七	熊毛郡光井村	明四〇
德島縣				
光慶圖書館	公立	三六四九九	德島市德島公園	大五
八萬圖書館	私立	四二八	名東郡八萬村	大九
吳郷文庫	私立	一一、八三四	麻植郡西尾村	大八
三好婦人圖書館	私立	一一、七九〇	三好郡辻町	大〇
香川縣				
仁尾町立坦石圖書館	町立	八、〇二二	三豐郡仁尾町	六一
多度津 明徳會圖書館	町立	七、一〇三	仲多度郡多度津町	大四
平井町立圖書館	町立	四八九	木田郡平井町	大五
津田町立圖書館	町立	一、三三六	大川郡津田町	大二三
莊内村立大濱圖書館	村立	一、三九〇	三豐郡莊内村	六一
波止濱圖書館	町立	二、四〇二	越智郡波止濱町	明四
愛媛縣教育圖書館	公立	二、三、八七四	松山市二番町	明三六
伊達圖書館	私立	二、四五八	宇和島市廣小路	明四四
伊豫圖書館	私立	一、七五九	伊豫郡中町	六一
宇摩圖書館	私立	五、三三四	宇摩郡三島町	大二三
川之石圖書館	私立	二、二六三	西宇和郡川之石町	大二五
高知縣				
高知縣立圖書館	公立	六、一、八三五	高知市帶屋町	大四
伊野町記念文庫	町立	二、〇二七	吾川郡伊野町	大八
伊野町記念圖書館	町立	五、〇三二	高岡郡須崎町	大八
中村町立圖書館	町立	三、五九〇	幡多郡中村町	六一
三崎町立圖書館	町立	五、五九九	幡多郡三崎村	明四三
檮原圖書館	私立	四、七三三	高岡郡檮原村	大九
青山文庫	私立	二、四、二二二	高岡郡佐川町	六一
福岡縣				
福岡縣立圖書館	公立	七、五、〇一七	福岡市博多區六丁目	大四
小倉市立圖書館	市立	一、四、三三七	小倉市田町	六一
若松市立圖書館	市立	五、三八二	若松市五反町	六一〇
八幡市立圖書館	市立	九、五〇九	八幡市丸山町	明四
門司市立圖書館	市立	七、〇一〇	門司市錦町	明四三

由佐村立由佐文庫	村立	二、六二九	香川郡由佐村	大五
苗羽圖書館	村立	四八二	小豆郡苗羽村	六一
唐櫃圖書館	村立	二二三	小豆郡豐島村	六一
村立 記念圖書館	村立	二、二二二	小豆郡淵崎村	六一
庵治村立通俗圖書館	村立	八三二	木田郡庵治村	大八
相生村圖書館	村立	一、二二六	大川郡相生村	六一
鴨部村圖書館	村立	九四四	大川郡鴨部村	六一
鴨庄村立圖書館	村立	二、一五二	大川郡鴨庄村	六一
鶴羽村簡易圖書館	村立	八三五	大川郡鶴羽村	大九
香川縣教育會圖書館	公立	五、三、八三七	高松市天神前	明三八
三豐郡教育會圖書館	公立	三、〇二五	三豐郡觀音寺町	大九
鎌田共濟會圖書館	私立	二、五、六八七	綾歌郡坂出町	六一
金刀比羅宮圖書館	私立	二、〇、四九三	仲多度郡琴平町	六一
鼓岡文庫	私立	四、三〇〇	綾歌郡府中村	大三
天理教本島圖書館	私立	六、三一六	仲多度郡本島村	明三
藤村圖書館	私立	三、〇四五	三豐郡豐濱町	明四
丸龜市圖書館	私立	九、五六〇	丸龜市地方町	明四
愛媛縣				
明徳圖書館	市立	一、三、五六九	今治市廣小路	大二
三津濱圖書館	町立	三、五二三	温泉郡三津濱町	六一
新居濱圖書館	町立	三、九六七	新居郡新居濱町	明五

直方市立圖書館 (市立) 二、二八三	直方市下老良 (昭四)	佐賀市松原町 (昭四) 三、三五二
町立伊田町文書館 (町立) 一、三五五	田川郡伊田町 (昭二)	小城市津町 (大五) 二、三八八
町立立岩記念文庫 (町立) 一、二九八	嘉穂郡飯塚町 (大一一)	東松浦郡唐津町 (昭三) 三、九八二
篠栗町立圖書館 (町立) 一、四九二	糟屋郡篠栗町 (大七)	西松浦郡唐津町 (昭三) 二、〇二九
箱崎町立圖書館 (町立) 二、一九六	糟屋郡箱崎町 (大八)	藤津郡鹿島町 (大七) 二、五〇五
船越村立圖書館 (村立) 六八九	浮羽郡船越村 (大一一)	藤津郡鹿島町 (大八) 三、三七七
探銅所村立圖書館 (村立) 五〇五	田川郡探銅所村 (大一一)	藤津郡古枝村 (大三) 二、一〇〇
堀川五ヶ畑圖書館 (村立) 五五七	鞍手郡吉川村 (大一一)	杵島郡橋村 (大一一) 四、八〇〇
水繩村立文書館 (村立) 二、五四四	浮羽郡水繩村 (昭三六)	小城市三日月村 (大八) 三、〇〇八
大橋村立圖書館 (村立) 五〇〇	三井郡大橋村 (大七)	小城市多田村 (大一一) 二、四七四
荒木村立圖書館 (村立) 二、六八四	三井郡荒木村 (大六)	杵島郡武雄町 (大五) 二、三三四
額田村記念圖書館 (村立) 一、三五四	嘉穂郡額田村 (大五)	杵島郡北方村 (昭四〇) 五、七八八
八屋町立圖書館 (町立) 七三七	築上郡八屋町 (大五)	小城市小城市 (昭四) 七、二二四
三毛門村立圖書館 (村立) 四、一九七	築上郡三毛門村 (大五)	佐賀郡北川副村 (昭四) 四、三一一
黑土村立圖書館 (村立) 二、四〇九	築上郡黑土村 (大五)	佐賀郡春日村 (大九) 八、八八五
宮野村立圖書館 (村立) 二、三三〇	嘉穂郡宮野村 (大一一)	長崎市上西山町 (昭四五) 七、〇〇九
足白村立足白文庫 (村立) 一、五五七	嘉穂郡足白村 (大五)	佐賀郡八幡町 (大七) 七、四一九
池野村立圖書館 (村立) 一、五四七	宗像郡池野村 (大二)	下縣郡嚴原町 (大一一) 七、一三二
久留米圖書館 (私立) 一、四二二	久留米市篠山町 (昭三四)	南高來郡西有家町 (大一一) 六、七八八
對山館文庫 (私立) 八、〇二五	山門郡城內村 (大五)	北松浦郡平戸町 (大八) 七、五〇〇

熊本縣

田河村圖書館 (村立) 一、五五八	嘉穂郡田河村 (昭三)	別府市海門寺區 (昭六) 一、七二六
古賀村立圖書館 (村立) 九九〇	北高來郡古賀村 (大一一)	宇佐郡四日市町 (大一一) 二、八三三
棒島圖書館 (村立) 七二八	西彼杵郡棒島村 (大一一)	北海郡日田町 (大六) 八、六四〇
彼杵村立圖書館 (村立) 一、四二六	東彼杵郡彼杵村 (大七)	日田郡日田町 (大五) 九、九八二
波佐見圖書館 (村立) 一、六三二	東彼杵郡上波佐見村 (大一一)	速見郡杵築町 (昭四四) 二、三九八
似首青年圖書館 (私立) 九八八	南松浦郡魚目村 (大一一)	中津市殿町 (昭四二) 二、三九八
芦邊圖書館 (私立) 八三三	壹岐郡田河村 (大一一)	西國東郡吳崎村 (大一一) 六、〇〇〇
皆瀬村圖書館 (私立) 三五三	北松浦郡皆瀬村 (不詳)	南海郡佐伯町 (昭四五) 三、六三〇
財団法人記念圖書館 (私立) 一、九四三	北松浦郡平戸町 (大三)	直入郡竹田町 (大七) 六、七二六

大分縣

熊本縣教育會圖書館 (私立) 四、〇四〇	下益城郡松橋町 (大九)
下益城郡教育會圖書館 (私立) 八八二	下益城郡小野田村 (大五)
小野田村教育會圖書館 (私立) 三、八三三	上益城郡御船町 (大四)
上益城郡附屬圖書館 (私立) 七、〇五三	菊池郡隈府町 (大八)
財団法人池田圖書館 (私立) 二、九四八	宇土郡三角町 (大八)
財団法人三井圖書館 (私立) 六、六一八	玉名郡高瀬町 (昭四)
玉名圖書館 (私立) 三、三八〇	鹿本郡山鹿町 (大一一)
鹿本圖書館 (私立) 三、一八九	阿蘇郡內牧町 (大一一)
阿蘇圖書館 (私立) 一、六五七	大分市荷場町 (昭六)
別府市圖書館 (市立) 一、七二六	別府市海門寺區 (大一一)
別府市四日市圖書館 (町立) 二、八三三	宇佐郡四日市町 (大一一)
財団法人白杵圖書館 (私立) 二、九三〇	北海郡日田町 (大六)
財団法人淡窓圖書館 (私立) 八、六四〇	日田郡日田町 (大五)
梅園圖書館 (私立) 九、九八二	速見郡杵築町 (昭四四)
小倉中津圖書館 (私立) 二、三九八	中津市殿町 (昭四二)
興隆寺圖書館 (私立) 六、〇〇〇	西國東郡吳崎村 (大一一)
南海圖書館 (私立) 三、六三〇	南海郡佐伯町 (昭四五)
財団法人竹田文庫 (私立) 六、七二六	直入郡竹田町 (大七)

宮崎縣

宮崎圖書館	縣立	三二、二七八	宮崎市宮田町	明三五
都城圖書館	縣立	八四七三	都城市姬城町	大六
延岡圖書館	縣立	一一、七〇一	東臼杵郡高岡村	大七
町立小林圖書館	町立	四、三七七	西諸縣郡小林町	明四一
志和池村立圖書館	村立	四一七	北諸縣郡志和池村	大七
清武圖書館	村立	一、二七五	宮崎郡清武村	昭三
木花村立圖書館	村立	八七〇	宮崎郡木花村	大八
廣瀨圖書館	縣立	六四九	宮崎郡廣瀨村	大二〇

鹿兒島縣

鹿兒島縣立圖書館	縣立	三九、四八二	鹿兒島市山下町	明四五
久木野圖書館	町立	五二九	川邊郡久木野町	大二三
川畑圖書館	町立	四七二	川邊郡加世田町	大二三
加世田圖書館	町立	三三三	川邊郡加世田町	大二三
內山田圖書館	町立	五九五	川邊郡加世田町	大二三
長尾圖書館	町立	五七四	川邊郡伊作町	大二三
伊作町立圖書館	町立	七七二	日置郡伊作町	大二三
末吉町立圖書館	町立	八六五	嚙嗶郡末吉町	昭三
記念圖書館	町立	一、一九六	饒毛郡西之表町	大四
今和泉村立圖書館	村立	九〇五	排宿郡今和泉村	大二三
喜入村立圖書館	村立	六三三	排宿郡喜入村	大二三
指宿村立圖書館	村立	六三〇	排宿郡指宿村	大二三

沖繩縣

沖繩圖書館	縣立	二一、三六〇	那霸市美榮橋町	明四三
昭和圖書館	縣立	七二五	宮古郡平良町	昭三

(B) 臺灣、朝鮮、滿洲

(日本圖書館協會調查)

大正圖書館	村立	二、三三四	川邊郡知覽村	大二三
久志圖書館	村立	四八二	川邊郡西南方村	大二三
陽成圖書館	村立	八四六	薩摩郡高城村	大二三
高來圖書館	村立	六九六	薩摩郡高城村	大二三
西方圖書館	村立	七三二	薩摩郡高城村	大二三
永利村立圖書館	村立	五八七	薩摩郡永利村	昭四
羽月村立圖書館	村立	五一六	伊佐郡羽月村	大二三
清水村立圖書館	村立	五〇〇	始良郡清水村	大二三

臺北州

臺灣總督府圖書館	官立	二六、四五九	臺北市	大四
士林圖書館	縣立	七九六	七星郡士林庄	昭五
松山圖書館	縣立	四二九	七星郡松山庄	昭五
三芝圖書館	縣立	一四五	淡水郡三芝庄	昭四

蘇澳圖書館	縣立	三〇三	蘇澳郡蘇澳庄	昭四
新店圖書館	縣立	六五一	文山郡新店庄	昭三
中和庄圖書館	縣立	一八三	海山郡中和庄	昭五
三峽圖書館	縣立	一、一三三	海山郡山峽庄	昭四
淡水圖書館	縣立	六七七	淡水郡淡水街	大二四
公立宜蘭圖書館	縣立	三、三二二	宜蘭郡宜蘭街	大一一
羅東圖書館	縣立	六九五	羅東郡羅東街	大二四
海山圖書館	縣立	二、五二五	海山郡板橋街	大二二
新莊圖書館	縣立	九〇八	新莊郡新莊街	大二二

新竹州

新竹州立新竹圖書館	州立	七、九五三	新竹市	大二四
竹南圖書館	縣立	一、一四一	竹南郡竹南庄	大二四
桃園街立圖書館	縣立	三、九八三	桃園郡桃園街	昭二
大溪街立圖書館	縣立	八四四	大溪郡大溪街	大二四
苗栗街立圖書館	縣立	一、二五五	苗栗郡苗栗街	昭二

臺中州

臺中州立圖書館	州立	一〇、三三八	臺中市	大二二
大里庄立圖書館	縣立	五〇三	大屯郡大里庄	昭四
北屯庄文庫	縣立	三八四	大屯郡北屯庄	昭三
西屯庄圖書館	縣立	八七〇	大屯郡西屯庄	大二五

臺南州

臺南圖書館	市立	一、六〇七	臺南市	大二二
嘉義市圖書館	市立	三、四一五	嘉義市	大二三
歸仁圖書館	縣立	八五三	新豐郡歸仁庄	大二三

關廟圖書館 (庄立)	一二	新豐郡關廟庄	昭四
善化圖書館 (庄立)	一、六七	新化郡善化庄	大、四
下營圖書館 (庄立)	三四	曾文郡下營庄	昭三
六甲圖書館 (庄立)	七〇	曾文郡六甲庄	昭三
官田圖書館 (庄立)	三三三	曾文郡官田庄	昭三
佳里圖書館 (庄立)	五五四	北門郡佳里庄	大、三
公立柳營圖書館 (庄立)	一、五三三	新營郡柳營庄	大、三
新巷庄圖書館 (庄立)	六三〇	嘉義郡新巷庄	昭三
虎尾圖書館 (庄立)	一、三三三	虎尾郡虎尾庄	大、四
海口庄圖書館 (庄立)	四七九	虎尾郡海口庄	昭五
土庫圖書館 (庄立)	一四〇	虎尾郡土庫庄	昭四
六脚庄簡易圖書館 (庄立)	七二二	東石郡六脚庄	昭三
布袋庄立圖書館 (庄立)	二五〇	東石郡布袋庄	昭二
新化街新化圖書館 (街立)	七五七	臺南州新化街	大、三
麻豆圖書館 (街立)	一、三三四	曾文郡麻豆街	大、三
鹽水圖書館 (街立)	一、七八二	新營郡鹽水街	大、四
斗六街立斗六圖書館 (街立)	七二八	斗六郡斗六街	昭二
北港圖書館 (私立)	九六二	北港郡北港街	大、三
東石圖書館 (私立)	一、三九四	東石郡朴子街	大、三
高雄圖書館 (市立)	三、七四四	高雄市	大、四
鳳山街立簡易圖書館 (街立)	二、三三四	鳳山郡鳳山街	大、三
旗山文庫 (街立)	六七三	旗山郡旗山街	大、三
屏東街立圖書館 (街立)	六、四一	屏東郡屏東街	大、四
東港街圖書館 (街立)	三〇二	東港郡東港街	昭三
花蓮港通俗圖書館 (街立)	二〇五八	花蓮港廳花蓮街	昭三
朝鮮督總府圖書館 (官立)	一〇、一五〇	京城	大、二
鐵道圖書館 (官立)	八、五〇〇	龍山	大、九
京城府立圖書館 (府立)	二、八九三	京城	大、一
京府立圖書館分館 (府立)	一、六二八	京城	大、一
平壤府立圖書館 (府立)	一〇、五〇六	平壤	昭二
釜山府立圖書館 (府立)	一、七七六	釜山	昭三
大邱府立圖書館 (府立)	八、九九二	大邱	大、八
府立仁川圖書館 (府立)	五、三五二	仁川	大、一
木浦圖書館 (府立)	三、三二八	木浦	昭三
清津府圖書館 (府立)	—	清津	昭二
全南文庫 (官立)	二、五九六	全羅南道光州邑	大、九
公州圖書館 (公立)	一、〇一七	忠清南道光州邑	昭三

第七部 出版關係團體規約

出版關係團體規約

東京書籍商組合

(事務所) 東京市神田區駿河台一ノ二
 (電話) 神田八五四番
 (電報) 東京三一〇三番
 (組長) 上原才一郎
 (副組長) 大澤久吉、岸 他五

規約(昭和六年一月改正)

第一章 總則

第一條 本組合ハ東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、葛飾郡ノ地域内ニ營業所ヲ有シ圖書ノ出版又ハ販賣ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス
 第二條 本組合ハ東京書籍商組合ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク
 第三條 本組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ新業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 第四條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ執行ス
 一 圖書ノ出版及販賣ニ關スル利害得失ヲ調査研究シ其ノ改善ヲ圖ルコト
 二 本組合ノ機關雜誌、圖書目録、書籍商名簿其ノ他ニ必要ナル圖書ヲ發行スルコト

第二章 組合員

第五條 本組合ニ加入セントスル者ハ本組合所定ノ用紙ニ其ノ營業所、商號、氏名、年齢及業別(出版、販賣)ヲ記シ加入金五拾圓ヲ添ヘ紹介者タル組合員二人ノ連署ヲ以テ申込みヘシ但紹介者ノ一人ハ評議員タルコトヲ要ス
 第六條 支店、出張所等ハ各別ニ加入スヘキモノトス
 第七條 本組合從業者表裏規定ニ依リ表彰セラレタル者ハ加入金五拾圓ニ倍一旦脱退シタル者又ハ本條第二項ノ規程ニ依リ加入スル者ハ此限ニアラス
 第八條 本組合ハ加入申込者ニ對シ評議員ノ互選ヲ以テ定メタル調査委員十八人ニ審査セシメ評議員會ノ決議ヲ以テ其ノ可否ヲ定ム
 第九條 加入ノ許可ハ其ノ通知ノ到達ニ因リテ効力ヲ生ス

三 組合員出版圖書ノ大市會ヲ開催スルコト
 四 圖書ノ出版及販賣ニ關スル法令ノ制定及改廢ニ關シ官廳若クハ議會其ノ他ニ意見ヲ開申シ又ハ請願スルコト
 五 組合員ノ從業者ヲ表彰スルコト
 六 組合員間ノ營業上ノ紛議ヲ調停スルコト
 七 全國書籍商組合聯合會ニ加入スルコト
 八 前各條ノ外本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ト認ムル事項

第七條 組合加入ノ許可ヲ與ヘタル後ト雖加入ヲ許可スヘカラサル事由ノ存スルコトヲ發見シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
 第八條 左ノ各條ニ該當スル者ハ本組合ニ加入スルコトヲ得ス
 一 書店若クハ道路ニ於テ圖書ノ販賣ヲ營ム者
 二 専ラ戸々ニ就キ圖書ノ行商ヲ營ム者
 三 官衙學校及病院ノ構内ニ設ケタル營業所ニ於テ圖書ノ販賣ヲ營ム者
 第九條 組合員ハ左記各條ノ場合ニ於テハ之ヲ本組合ニ届出テ其ノ承認ヲ經ヘシ
 一 營業所ノ移轉
 二 出版業者ニシテ販賣業ヲ營マントスルトキ
 三 販賣業者ニシテ出版業ヲ營マントスルトキ
 第十條 組合員ハ左記各條ノ場合ニ於テハ七日以内ニ之ヲ本組合ニ届出ツヘシ
 一 氏名若クハ商號ノ變更
 二 商號ノ併用若クハ廃止
 三 廢業
 第十一條 組合員ハ組合ノ經費トシテ月費五十圓ヲ負擔ス
 第十二條 組合員ハ其ノ出版又ハ販賣ノ圖書ニ定價ヲ記載スヘシ

第十三條 組合員ハ卸取引ノ外總テ圖書ハ定價ヲ以テ販賣スヘシ
 第十四條 組合員ハ本組合及各地書籍商組合ノ組合員ニアラサル者ト卸取引ヲ爲スコトヲ得ス
 第十五條 前三條ノ規定ニ付テハ別ニ販賣規程ヲ以テ細則ヲ定ム
 第十六條 組合員ニ對シ取引上ノ義務ヲ履行セサル者アルトキハ別ニ定メタル取引規程ニ依リ之ヲ處分ス
 第十七條 組合員間ニアリテハ既ニ組合員力圖書ノ出版ニ關シテ有スル發行權ノ利益ヲ侵害スヘカラズ
 第十八條 組合員力新タニ出版セントス圖書ニツキ既ニ組合員ト其ノ著作若クハ譯者トノ間ニ出版若クハ專賣ノ契約ヲ締結セル場合ニ於テハ豫メ前約者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス
 第十九條 組合員間ニアリテハ現ニ組合員ノ使用スル商號ト同一ノ商號ヲ用フルコトヲ得ス其ノ著シク相類似スルカ爲メニ取引上紛議ヲ來タスノ虞アルモノニツキ亦同シ但先使用者ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニアラス
 第二十條 組合員ニシテ本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ之ヲ表彰スル事アルヘシ
 第二十一條 組合員ハ自己ニ關スル件ニ付組合ヨリ出願ヲ求メタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス
 第二十二條 組合員タル資格ハ其ノ相續人若クハ法律上ノ家族ニ於テ營業ヲ繼續スル場合ニ限り之ヲ承繼スルコトヲ得
 第二十三條 個人若クハ法人ノ新業ヲ個人若クハ法人ニ於テ讓受ケタル場合及法人ノ組織ヲ變更シ又ハ合併新設アリ

タル場合ニハ總テ新タニ加入ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス但評議員會ニ於テ特別ノ事情アリト認メタル者ニ限り加入金ヲ免除スル事ヲ得
 第二十二條 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ其ノ資格ヲ喪失ス
 一 任意ノ脱退
 二 廢業又ハ營業ノ全部讓渡
 三 營業所ノ組合地域外移轉
 四 死亡若クハ法人ノ解散
 五 破産
 六 除名
 第二十三條 組合員ニシテ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ之ニ對シ財產ノ分配並ニ加入金ノ返還ヲ爲サス

選舉長ハ總會ニ於テ選任セラレタル選舉委員二十人ト共ニ投票ヲ管理ス
 投票終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員會ヲ開キ開票審査及當選ノ決定ヲ爲ス
 第二十七條 評議員ノ選舉ハ代人ヲ以テ投票スルコトヲ得ス
 投票用紙ハ選舉ノ當日會場ニ於テ之ヲ交付ス
 第二十八條 左ノ各條ニ該當スル投票ハ無効トス但第二條ノ場合ニ於テハ其ノ資格アル者ヲ有效トス
 一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
 二 被選人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
 三 被選人以外ノ事項ヲ記シタルモノ
 第二十九條 本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ評議員會ノ決議ヲ經テ總會ニ於テ名譽評議員ニ推戴スルコトヲ得
 名譽評議員ハ終身トシ其ノ職務權限ハ評議員ニ同シ

第三章 役員

第二十四條 本組合ハ組合員中ヨリ評議員五十人ヲ選出ス
 評議員ハ互選ヲ以テ組長一人副組長二人ヲ定ム
 評議員ハ互選ヲ以テ會計主任二名ヲ定ム
 評議員ハ互選ヲ以テ全國書籍商組合聯合會代表評議員七人ヲ定ム
 第二十五條 評議員ノ選舉ハ總會ニ於テ無記名連記投票ニ依リテ之ヲ行フ
 有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トシ得票同數ナル者ノ間ニアリテハ年長者ヲ取リ年長者ニ依リテ決定シ難キ者ノ間ニアリテハ選舉委員會ニ於テ選舉長抽籤ニ依リテ當選者ヲ定ム
 第二十六條 評議員ノ選舉ハ總會ノ議長ヲ以テ選舉長トス

第三十條 評議員ノ任期ハ一箇年トス
 第三十一條 評議員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス
 第三十二條 評議員二十人以上ノ議員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ
 補缺評議員ノ任期ハ前任者ノ任期トス
 第三十三條 評議員ハ無報酬トス但功勞アリタル者若クハ獎勵ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ評議員會ノ決議ヲ經テ表彰若クハ謝禮ヲ爲スコトヲ得
 第三十四條 役員ノ職務權限左ノ如シ
 一 組長ハ本組合ヲ代表シ組合全般ノ事務ヲ統轄ス
 二 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス

三 會計主任ハ會計ニ關スル事務ヲ掌理ス
 四 評議員ハ議案ヲ審議シ且規約第四條各款ノ事務ヲ分掌ス
 第三十五條 評議員會ハ其ノ決議ニ依リ必要ノ規程又ハ細則ヲ定ムルコトヲ得
 第三十六條 評議員會ハ其ノ決議ニ依リ必要ノ規程又ハ細則ヲ定ムルコトヲ得
 第三十七條 評議員會ハ其ノ決議ニ依リ必要ノ規程又ハ細則ヲ定ムルコトヲ得

第四章 會議

第三十七條 會議ヲ分テ左ノ三種トス
 一 臨時總會
 二 臨時總會
 三 評議員會
 第三十八條 臨時總會ハ毎年一月ノ開キ左ノ事項ヲ付議ス
 一 前年度ノ底務、收支決算及財産目録ノ報告
 二 歳入出ノ豫算案
 三 前各款ノ外豫メ組長ヨリ提案シタル事項
 第三十九條 臨時總會ハ評議員會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員總數十分ノ一以上ノ同意ニ依リ其ノ目的事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク
 第四十條 總會ヲ召集スルトキハ開會七日前組長ヨリ會議ノ目的タル事項日時及場所ヲ組合員ニ通知スヘシ但急遽ヲ要スル場合ニ於テハ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得
 總會ニ於テハ豫メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外議スルコトヲ得ス

第四十一條 評議員會ハ毎月一回之ヲ開クモノトシ組長之ヲ召集ス
 組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ評議員會ヲ開クコトヲ得
 第四十二條 會議ノ議長ハ組長之ニ當ル組長事故アルトキハ副組長之ヲ代理シ組長副組長事故アルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ代理者ヲ定ム
 第四十三條 組合員ハ總會ニ於テ發言及表決ノ權ヲ有ス但會議ノ事項ニ關シ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス
 第四十四條 會議ハ本規約ニ特別ノ規定アル場合ノ外出席員ノ過半數ヲ以テ其ノ可否ヲ決ス可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
 第四十五條 會議中議場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ議長之ヲ制止シ其ノ制止ニ從ハサル者ハ之ニ退場ヲ命スルコトヲ得
 第五十條 組合ハ必要ナル營造物ヲ所有スルコトヲ得

第五章 會計

第四十六條 組合ノ經費ハ月費、加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 第四十七條 緊急ノ場合ニ際シ臨時支出ヲ要スルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ支辨スルコトヲ得
 第四十八條 組合ノ基金及收入金ハ評議員會ニ於テ定メタル銀行ニ寄託ス
 第四十九條 組合ノ會計年度ハ曆年ニ依ル

第六章 營造物

第五十條 組合ハ必要ナル營造物ヲ所有スルコトヲ得

第五十一條 營造物ハ評議員會ニ於テ選定シタル管理書ヲ以テ之ヲ管理セシム
 第五十二條 營造物ハ事務ニ妨ケナキ限り之ヲ貸與スルコトヲ得

第七章 制裁

第五十三條 組合員ニシテ本規約及附屬規程ニ違背シタル者ハ評議員會ノ決議ニ依リ左ノ制裁ヲ加フ
 一 戒告
 二 違約料
 三 除名
 第五十四條 左ノ各款ノ一ニ該當スル者ハ戒告若クハ壹千圓以下ノ違約料ニ處ス
 一 第五條第二項、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十條ノ規定ニ違背シタル者
 二 販賣規程第二條乃至第六條ノ規定ニ違背シタル者
 三 取引規程第十一條ノ規定ニ違背シタル者
 四 虛偽ノ申告ヲ爲シ其ノ他組合員ノ信用ヲ毀損シタル者
 第五十五條 左ノ各款ノ一ニ該當スル者ハ除名ニ處ス
 一 月費ノ滞納六ヶ月ニ亙ル者
 二 違約料ノ徴收ニ應ゼザル者
 三 三年以内ニ取引停止若クハ違約料ニ處セララルコト通シテ五回ニ及ヒタル者
 四 本組合ノ體面ヲ汚損シタル者
 第五十六條 除名ニ處セラレタル者改悔ノ實アリト認メタルトキハ更ニ加入ヲ許スコトアルヘシ

第八章 規約及規程ノ變更

第五十七條 本規約及特ニ總會ノ決議ヲ經タル規程ハ總會ノ決議ニ依リニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
 第五十八條 本規約及特ニ總會ノ決議ヲ經タル規程ノ變更ヲ請スヘキ總會ニアリテハ出席者ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決ス

第九章 附則

第五十九條 本規約施行前ニ制定セラレタル商號使用規程、取引帳簿取扱規程、圖書大市會規程及圖書出版研究會々則ハ之ヲ廢止ス
 第六十條 本規約ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

販賣規程

第一條 圖書ノ定價トシテ其ノ各冊ニ記載シタルモノノ外豫約價、倉費、特價、賣價等總テ公表セラレタル價格ヲ以テ定價トシテス
 第二條 組合員ハ圖書ノ定價ヲ割引シ又ハ送料負擔若クハ景品添附其ノ他割引ニ類スル行為又ハ其ノ豫備行為ヲ爲スコトヲ得但官公署(學校ヲ除ク)ノ公入札ニシテ金額三千圓以上ノモノニ限り定價ニ依ラサルコトヲ得
 組合員他ノ業務ヲ兼營シ其ノ價例ニ依リ景品附賣出ヲ爲ス場合ニ於テハ圖書ニ限リ景品ヲ添附セザル旨ヲ公示スヘシ
 第三條 出版者ハ發行後一箇年ヲ經過シタル圖書ニ限リ九十日ヲ超エサル期間ヲ以テ特價販賣ヲ行フコトヲ得



前項ノ特價販賣ヲ行ヒタルトキハ其ノ期間満了ノ後六ヶ月ヲ經ルニアラサレハ再ヒ之ヲ行フコトヲ得ス
 本規約ノ特價販賣ヲ行ハントスルトキハ其ノ發表十日以前ニ之ヲ本組合ニ届出テ且販賣者ニ周知セシムルコトヲ要ス
 特價販賣ノ發表ハ新聞廣告又ハ印刷物ヲ以テ之ヲ公表スルコトヲ要ス
 第四條 圖書ノ定價ハ其ノ發行後一箇年ヲ經ルニアラサレハ之ヲ引下ケルコトヲ得ス
 圖書ノ定價ヲ引下ケントスルトキハ其ノ發表三十日以前ニ之ヲ本組合ニ届出テ且販賣者ニ周知セシムルコトヲ要ス
 第五條 豫約出版法ニ依リテ發行スル圖書ハ其ノ豫約出版完了ノ後ニアラサレハ從前ノ價格ヲ引下ケテ更ニ豫約募集ヲ行フコトヲ得ス
 第六條 發行後一箇年ヲ經過シタル圖書ハ出版者ノ意思ニ依リ之ヲ見切品ト爲スコトヲ得
 見切品ニハ本組合ニテ定價メタル左ノ印章ヲ出版者ニ於テ押捺スルコトヲ要ス

販賣スルコトヲ得

第七條 固定教科書及補習教科書ノ類ハ規約第十四條本規程第二條第一項中送料負擔及第四條ニ依ラサルコトヲ得
 第八條 中等教科書及軍用教科書ノ類ハ本規程第二條第一項中送料負擔及第四條ニ依ラサルコトヲ得
 第九條 福利目的トシテ發行セラレタル圖書ハ規約第十三條ニ依ラサルコトヲ得
 第十條 玩具ニ類スル印刷物ハ當分ノ内規約第十二條乃至第十四條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
 第十一條 圖書ノ專賣者ハ出版者ト同シク本規程ヲ遵守スヘキモノトス

附則

第十二條 本規程ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

取引規程

第一條 本規程ハ本組合員相互間及本組合員ヨリ他ノ組合ノ組合員ニ係ル即取引規程スルモノトス
 第二條 雜誌、教科書其ノ他特種ノ出版物ニシテ別ニ取引ノ準則アルモノ及特ニ取引ノ條件ヲ協定シタルモノノ外ハ第三條及第四條ノ規定ニ準據ス
 第三條 注文ニ因ル取引ニ付テハ左ノ各款ニ依ル一 掛買ニ在リテハ毎月二十日ヲ以テ品代金及注文者ノ負擔ニ屬スル諸費用ヲ締切リ其ノ月末ニ金額ヲ支拂フモノトス
 二 發送ノ荷造費及運賃ハ注文者ノ負擔トス
 三 代金引換又ハ荷造費ニ因ル費用ハ注文者ノ負擔トス
 四 注文者ハ濫ニ注文ノ取消又ハ注文品ノ返送ヲ爲

ス事ヲ得ズ但出品ニ補丁或ハ其ノ他ノ瑕疵アリタル時ハ之カ引換又ハ修補ヲ請求スルコトヲ得

五 註文品到着前ニ出荷主又ハ註文者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ由リ紛失又ハ毀損シタルトキハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ平等ニ分擔ス

第四條 委託取引ニ付テハ左ノ各條ニ依ル

一 委託者ハ委託ノ時ヨリ六ヶ月以内ニ買上ノ決済及返品ノ返送ヲ完了スルコトヲ要ス此期限經過後ハ總テ返品ヲ買切リタルモノト看做ス

二 委託者ノ必要ニ因リ返品ノ返送ヲ申出テタルニ拘ラス委託者運送ナク之ヲ返送セサルトキハ總テ返品ヲ買切リタルモノト看做ス

三 委託者力商品ノ取扱ニツキ注意ヲ懈リタルニ因リ生シタル損害或ハ損害賠償受託者負擔トス

第五條 本組合員ニ對シ取引上ノ債務ノ支拂ヲ延滞シ又ハ註文品ノ引取ヲ怠ラス其ノ他取引上ノ義務ヲ履行セサル者アルトキハ被託者ヨリ本組合ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲ス者ハ手数料トシテ一件ニ付五圓ヲ前納スルコトヲ要ス

第六條 前條ノ請求アリタルトキハ本組合ハ評議員ノ互選ニ依リ調査委員十人ヲ選任シテ其ノ事實ヲ調査セシメ不履行者ニ對シ相當ノ期間ヲ定メテ義務ノ履行ヲ催告ス

第七條 前條ノ催告ヲ受ケタル者期間内ニ義務ノ履行ヲササルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ不履行者ヲ取引停止處分ニ付シ之ヲ本組合員及全國書籍商組合聯合會ニ通知ス

第八條 取引停止處分ノ前後ヲ問ハス不履行者其ノ營業ヲ擴張シ又ハ組織ヲ變更シタルトキハ取引停止處分ノ效力ハ其ノ營業家繼承者ニ及ブモノトス

第九條 不履行者停止處分ヲ受ケタル後其ノ義務ヲ履行シ又ハ決済ニ付協同ヲ遂ケタルトキハ原請求者ヨリ本組合ニ取引停止處分ノ解除ヲ請求スルコトヲ得

第十條 前條ノ請求アリタルトキハ本組合ハ第六條ト同一ノ手續ニ依リ取引停止處分ノ解除ヲ爲シ之ヲ本組合員及全國書籍商組合聯合會ニ通知ス

第十一條 本組合員ハ取引停止處分ヲ受ケタル者前條ノ解除ヲ得ルニ至ルマテ之ト取引ヲ爲スコトヲ得ス

附 則

第十二條 本規程ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本規程施行前ニ制定セラレタル賣掛代金延滞者處分細則及代金引換郵便物積貯物取引違背者處分細則ハ之ヲ廢止ス

從業者表彰規程

第一條 本規程ニ從業者ト稱スルハ本組合員ノ屬屬セラル書籍營業従事者ヲ云フ

第二條 本組合ハ從業者滿七年以上勤続シ品行方正ニシテ業務ニ勉勵シタル者ヲ表彰スルモノトス但新ニ本組合ニ加入シタル組合員ニシテ其ノ加入後滿三年ヲ經過セサルモノハ本規程ニ依リコトヲ得ス

第三條 前條ノ表彰ヲ爲ス場合ハ左ノ表彰狀ヲ授與ス

表彰狀

何 某 殿 員

年 月 生

品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ滿七年以上勤続ニ付茲ニ獎勵ノ功ヲ表彰ス

年 月 日

東京書籍商組合 何 謹啓

第四條 表彰狀ヲ授與シタルトキハ之ヲ本組合員ニ報告スヘシ

第五條 本組合員ハ精勤者名簿ヲ備ヘ之ヲ保存スヘシ

第六條 精勤資格ヲ有スル者アルトキハ本人ノ履歴書ヲ添ヘ其ノ營業主ヨリ本組合ニ届出ツヘシ

前項ノ届アリタルトキハ評議員ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 從業者勤続中兵役ニ服シ除隊後直ニ復勤シタル者ハ其ノ年數ヲ中断セラルルコトナシ

第八條 表彰ヲ受ケタル者ニシテ不都合ノ行為アリタルトキハ之ヲ精勤者名簿ヨリ削除シ本組合員ニ報告スヘシ

第九條 本規程ノ表彰式ハ毎年本組合定時總會ニ於テ舉行ス

第十條 第六條第一項ノ届出期間ハ毎年九月一日ヨリ

同三十日迄トス

第十一條 本規程ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本組合ヨリ發スル通知書

本組合ヨリ組合員ニ發スル通知書ハ定時總會臨時總會及急務ヲ要スルモノ外ハ「圖書月報」組合通報欄ニ掲載シテ組合員全體ニ通知ス

全國書籍商組合聯合會規約

(事務所) 東京市神田區河原一ノ二
(電話) 神田八五四番
(編 譯) 東京四五五八〇番
(會 長) 日黒基七(代理)
(副會長) 日黒基七

規 約 (昭和六年十月改正)

第一章 總 則

第一條 本會ハ全國書籍商組合聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ全國ノ書籍商組合ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市神田區南甲町九番地ニ設ク

第二章 目 的

第四條 本會ハ圖書ノ定價販賣ヲ勵行シ營業上ノ利益得失ヲ研究シ文化ノ普及ト斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三章 會 員

第五條 各府縣、北海道、臺灣、朝鮮、滿洲、樺太ヲ一組合ノ區域トス但左記ノ六市ハ各特別一區域トナスコトヲ得

東京市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、地方ノ事情ニ依リ數區域ヲ併合シテ一組合ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ一區域毎ニ代表議員一人ヲ選出スルコトヲ得

第六條 各組合ハ左記ノ代表議員ヲ選出スルモノトス

各府縣、北海道、臺灣、朝鮮、 各一人
滿洲、樺太 各一人
東京市 十人
大阪市 三人
京都市 二人
横濱市、神戸市、名古屋市 各一人
新潟縣、福岡縣、北海道ハ尙一人ヲ増員スルコトヲ得

第七條 各組合ハ其ノ規約及附屬規程ヲ本會ニ提出シ承認ヲ經ヘシ其ノ變更シタル場合亦同シ

第八條 各組合ノ組合員ハ組合ニ加入セサル同業者ト商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 各組合ハ其ノ組合員ノ異動アリタルトキハ直ニ本會ニ報告スヘシ

第十條 各組合ハ其ノ組合員ニ加入ノ申込ヲ爲シタル者ニ對シ正當ノ理由ナクシテ其ノ加入ヲ拒ミ又ハ加入ノ許可ヲ遲延スルコトヲ得ス

加入ヲ拒ミ又ハ加入ノ許可ヲ遲延シタル場合ハ本會ハ其ノ理由書ヲ提出セシメ又ハ其ノ加入ヲ許スコトヲ催告スルコトアルヘシ

第十一條 各組合ニ於テ組合員ヲ選出處分ニ付シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ之ヲ本會ニ報告スヘシ

第四章 會 議

第十六條 會議ヲ分チテ左ノ四種トス

一 定 時 總 會

二 臨 時 總 會

三 常 任 幹 事 會

四 幹 事 會

第十七條 定時總會ハ毎年十月東京ニ於テ之ヲ開キ左ノ事項ヲ付議ス

一 前年度庶務、收支決算及財産目録ノ報告

二 收支ノ豫算案

三 前各號ノ外豫メ會長ヨリ發案シタル事項

第十八條 總會ハ各組合ノ代表議員ヲ以テ組織シ議決權ハ一人一箇トス

第十九條 出席議員ニシテ各組合ノ正副組長ニアラサル者ハ組長ノ證明ヲ要ス但役員ニ限ル

第二十條 會長ハ必要ト認メタルトキハ臨時總會ヲ開

タコトヲ得
 第二十一條 總會開會ノ通知ハ十四日前ニ會長ヨリ之ヲ發ス但緊急ヲ要スル場合ハ此限ニ在ラス
 第二十二條 常任幹事會ハ毎月一回以上之ヲ開キ幹事會ハ必要ニ依リ之ヲ開ク
 第二十三條 各組合ノ建議案ハ幹事會ニ於テ審議シ總會ニ提出ノ可否ヲ決ス
 第二十四條 會議ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
 第二十五條 總會ニ於テ當該問題ニ利害關係ヲ有スル出席議員ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス

第五章 役員

第二十六條 本會ニ左記役員ヲ置ク其ノ任期ハ三ヶ年トス
 會長 一人
 副會長 一人
 幹事 十八人
 第二十七條 幹事中八人ヲ東京ヨリ選出シ之ヲ常任幹事トス
 第二十八條 役員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ
 第二十九條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次期ノ總會ニ於テ其ノ補缺選舉ヲ行フ但其ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス
 第三十條 會議ハ總會ヲ以テ議長トシ會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ會長副會長事故アルトキハ幹事之ニ代ル
 第三十一條 會長ハ會務ヲ總理シ役員選舉ノ場合ハ選舉長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 常任幹事會ハ諸般ノ事項ヲ審議シ會務ヲ處理ス
 幹事會ハ會長ノ諮問事項ヲ審議ス
 第三十二條 會長ハ常任幹事會ノ決議ヲ經テ會務執行ニ必要ナル附屬規程ヲ設クルコトヲ得
 第三十三條 本會ハ常任幹事會ノ協議ヲ經テ事務員若干名ヲ置ク
 第三十四條 役員ハ總會ヲ無報酬トス但實費ヲ支辨ス
 第三十五條 本會ノ會計年度ハ十月一日ヨリ翌年九月末日迄トス
 會計主任ハ常任幹事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十六條 本會ノ經費ハ代表議員ノ一人ヲ一箇トシ均ニ負擔スルモノトス
 第三十七條 豫算外ノ支出ニシテ緊急ヲ要スル場合ハ常任幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第六章 會計

第三十八條 各組合ニシテ本規約ニ違背シ又ハ總會ノ決議ニ服セザル場合ハ總會ノ決議ヲ以テ左ノ處分ヲナス
 一 戒告
 二 千圓以下ノ違約料
 第三十九條 各組合ニシテ前條ノ制裁ニ應ゼサルモノハ除名ス
 第四十條 本規約ハ總會ノ決議ニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七章 制裁

附則
 第四十一條 本規約ハ昭和六年十一月十一日ヨリ之ヲ施行ス
 特別決議
 一 組長死亡ノ場合ハ弔慰金拾圓ヲ贈ルコト
 一 組合事務所焼失ノ場合ハ見舞金拾圓ヲ贈ルコト

東京出版協會

(事務所) 東京市神田區小川町三ノ八
 (電話) 神田九三〇番
 (振替) 東京五五三一〇番
 (會長) 目黒祐七
 (副會長) 江草重忠、和田利彦
 規約 (昭和二年十一月二十四日)
 臨時總會ニ於テ可決改正)
 第一章 總則
 第一條 本會ハ東京出版協會ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク
 第二條 本會ハ東京市及東京市ニ隣接スル四郡ノ地域内ニ營業所ヲ有スル圖書出版業者ヲ以テ之ヲ組織ス
 第三條 本會ハ會員相互ノ和親ヲ欲クシ共同ノ利益ヲ増進シ新業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 第四條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ諸般ノ事項ヲ調査シ必要ト認ムル事業ヲ經營ス

第二章 會員

第五條 本會ハ協議員會ノ決議ニ依リテ別ニ必要ナル各種ノ規程ヲ制定スルコトヲ得
 但シ其ノ規程ニシテ會員共通ノ利害ニ重大ナル影響アルヘキモノハ特ニ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス
 第六條 本會ニ加入セントスル者ハ本會所定ノ申込用紙ニ本人ノ氏名前職、營業所ノ所在地及開業ノ時期其ノ他必要ノ事項ヲ記載シ紹介者タル會員ノ連署ヲ得テ之ヲ本會ニ提出スヘシ
 第七條 加入ノ申込アリタルトキハ協議員會ノ決議ニ依リテ其ノ可否ヲ決ス
 第八條 本會ニ加入スル者ハ加入金三十圓ヲ本會ニ納付スルコトヲ要ス
 第九條 會員ハ年等ニ會費ヲ負擔ス
 第十條 會員其ノ營業所ヲ移轉シ又ハ氏名若クハ商號ヲ變更シタルトキハ之ヲ通知ナク本會ニ届出ツルコトヲ要ス
 第十一條 會員ハ左ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ喪失ス
 一 任意ノ退會
 二 出版業務ノ廢止
 三 營業所ノ地域外移轉
 四 死亡
 五 法人ノ解散
 六 破産
 七 除名
 前項第四號ノ場合及會員力隱居ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ相續人カ營業ヲ繼續スルトキニ限り會員タル資格ヲ承継スルコトヲ得

第三章 役員

第十二條 前條ノ規定ニ依リテ會員タル資格ヲ喪失シタル者ハ本會ニ對シ財產ノ分配若クハ加入金ノ返還ヲ請求スルノ權利ヲ有スルコトナシ
 第十三條 本會ニ協議員二十五人ヲ置ク
 第十四條 協議員ハ會員中ヨリ總會ニ於テ無記名投票ニ依リテ之ヲ選舉ス
 有効投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トシ得票同數ナル者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ取リ年長者ニ依リテ決定シ年長者ノ間ニ在リテハ選舉委員會ニ於テ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム
 第十五條 協議員ノ選舉ハ總會ノ議長ヲ以テ選舉長トス
 第十六條 協議員ニ於テ選任セラレタル選舉委員十人ト共ニ投票ヲ管理ス
 投票終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員會ヲ開キ開票、審査及當選ノ決定ヲ爲ス
 第十七條 協議員ノ定數以下ノ被選人ヲ連記スルコトヲ得
 第十八條 總會ノ召集通知書ニ添附セラレタル會員名刺ヲ提出シタル者ヲ以テ會員ト看做ス
 第十九條 投票ノ用紙ハ本會ヨリ之ヲ交付ス
 一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
 二 被選人以外ノ事項ヲ記載シタルモノ
 第二十條 投票ニ會員ニ非サルモノノ氏名ヲ記載シ又ハ被選人ノ何人タルカヲ確認シ難キ字句ヲ記載シタルモノアルトキハ其ノ部分ヲ無効トス
 第二十一條 協議員ノ任期ハ二年トス但シ次ノ總選舉ヲ

行フヘキ總會召集ノ便宜ニ因リ新ニ當選シタル協議員ノ就任スル迄ノ間任期ヲ延長スルコトヲ妨ケス
 第二十二條 協議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フコトヲ得
 協議員ニ五人以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フコトヲ要ス但シ前任者ノ殘任期六ヶ月以内ニテ補缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得
 第二十三條 補缺選舉ニ於ケル投票ニハ選舉長ハ協議員ノ定數以下ノ被選人ヲ連記スルコトヲ得
 第二十四條 補缺選舉ニ依リテ當選シタル協議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス
 第二十五條 協議員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ辭任スルコトヲ得ス
 第二十六條 協議員ハ報酬ヲ受クルコトナシ但シ其ノ在任中顯著ナル功勞アリタル者又ハ特ニ劇務ヲ處理シタル者ニ對シテハ協議員ノ決議ニ依リテ相當ノ謝儀ヲ贈ルコトヲ得
 第二十七條 協議員ハ會長一人及副會長二人ヲ互選ス
 第二十八條 會長ハ本規約ニ明定スル事務ノ外總會ノ決議及協議員會ノ決議ヲ執行ス
 第二十九條 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 第三十條 協議員ハ協議員會ヲ組織シテ各般ノ議案ヲ審議決定スルノ外協議員會ノ委任ニ依リ各自ニ會務ヲ分掌ス
 協議員ハ豫メ協議員會ノ承認ヲ經テ相當ノ代理者ヲ定メ代理セシムルコトヲ得

第四章 會議

第三十一條 會議ヲ分テ總會及協議員會ノ二種トス
第三十二條 定時總會ハ毎年一月中ニ之ヲ開ク
第三十三條 臨時總會ハ協議員會ニ於テ必要ト認メ...

第五十條 會員ニシテ左ノ各款ニ該當スル者ハ之ヲ除名ス

一 會費ノ納付ヲ怠ルコト六ヶ月以上ニ及ヒタル者
二 過料ノ制裁ヲ科セラレテ之カ徴收ニ應ゼサル者
第五十一條 會員ニシテ左ノ各款ニ該當スル者ハ情狀...

第四章 會議

第三十一條 會議ヲ分テ總會及協議員會ノ二種トス
第三十二條 定時總會ハ毎年一月中ニ之ヲ開ク
第三十三條 臨時總會ハ協議員會ニ於テ必要ト認メ...

第六章 制裁

第四十三條 本會ノ經費ハ會費及加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
第四十四條 緊急ノ須用ニ因リ豫算外ノ支出ヲ爲シ又...

第七章 規約ノ變更

第五十四條 本規約ハ總會ノ決議ニ依リニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
第五十五條 本規約ヲ變更スヘキ總會ノ議事ハ出席者...

附則

第五十六條 本規約ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
第五十七條 本規約施行ノ際現ニ協議員タル者ノ任期ハ仍ホ舊規約ニ依ル
第五十八條 本規約施行前ニ制定セラレタル各種ノ規程ハ本規約ニ基キテ制定セラレタルモノト看做ス...

附則

第五條 平常連續シテ月末清算取引ヲ爲スノ協定ナキ地方販賣業者ヨリノ注文ハ總會ヲ前金若クハ代金引換ノ方法ニ據ル此場合ニ於ケル荷造費、運賃及代金引換ノ手数料ハ注文者ノ負擔トス
第六條 注文ニ因リ送付シタルモノハ返品スルコトヲ得...

附則

第十一條 地方販賣業者ニシテ會員ニ對シ取引上ノ義務ヲ履行セズ又ハ取引上ノ信義ニ背反スルノ行爲アリタルトキハ被害者タル會員ヨリ其事ヲ本總會ニ申告シテ之カ審査ヲ求ムルコトヲ得
第十二條 前條ノ審査ヲ求ムラレタルトキハ特ニ審査委員ヲ設ケテ事實ヲ審査セシム
第十三條 審査委員ハ七八トシ各事件毎ニ協議員ノ互選ヲ以テ定ム
第十四條 審査委員ニ於テ審査ヲ遂ケタル結果ハ之ヲ協議員會ニ報告シ第十一條所定ノ行爲アリタルコトノ明瞭ナル場合ニ於テハ其事ヲ會報ニ掲載シテ會員ニ通報ス
第十五條 本規約ハ昭和二年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本雜誌協會

(事務所) 東京市日本橋區江戶橋二ノ七
(電話) 日本橋一九三二番
(振替) 東京三二〇三番
(會長) 實業之日本社
(副會長) 新潮社
規約 (昭和五年一月修正)
第一章 總則
第一條 本會ハ全國ニ於ケル雜誌發行業者及本會ニ於テ承認シタル雜誌元取業者ヲ以テ組織ス
第二條 本會ハ日本雜誌協會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク
 第四條 本會ハ雜誌ノ發行及販賣ニ付會員共通ノ利益ヲ保護シ新業ノ發達ヲ圖ル目的ヲ以テ左ノ事業ヲ行フ
 一 雜誌販賣規程ヲ定メテ雜誌ノ販賣ニ關スル弊害ヲ防止シ取引ノ圓滑ヲ圖ルコト
 二 分科會規程ヲ定メテ同種ノ雜誌ニ共通ナル事項ノ協定ヲ爲スコト
 三 會務上ノ重要事項ヲ報告スル爲メ會報ヲ發行スルコト
 四 前各國ノ外會員共通ノ利害ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究處理スルコト

第二章 會 員

第五條 本會ニ入會セントスル者ハ雜誌元取次業者ノ紹介ヲ以テ本會所定ノ入會申込書ニ記名捺印ノ上ハ會金壹拾圓、會費六ヶ月分及雜誌見本一部ヲ添ヘテ申込ヲ爲シ本會ノ承認ヲ經ヘキモノトス
 第六條 雜誌發行業者タル會員ハ會費月額壹圓ヲ負擔スルモノトス但二種以上ノ雜誌ヲ發行スル者ハ一種ヲ増ス毎二附加會費トシテ月額五拾錢ヲ負擔スルモノトス
 第七條 元取次業者タル會員ハ會費月額五圓ヲ負擔スルモノトス
 前二項ノ會費ハ三ヶ月分宛前納スルモノトス
 第八條 會員ハ左ノ事項ノ發生タルトキハ七日以内ニ之ヲ本會ニ届出ツルコトヲ要ス
 一 雜誌ノ創刊、改題
 二 雜誌發行權又ハ營業權ノ讓受
 三 相續者タハ組織變更ニ因リ名稱ノ變更又ハ商號ノ變更

第九條 會員ハ雜誌ヲ創刊又ハ發行權若クハ營業權ノ讓受ニ付テハ一件毎ニ貳拾圓、雜誌ノ改題又ハ名稱若クハ商號ノ變更ニ付テハ一件毎ニ拾圓ノ登錄料ヲ本會ニ納入スルモノトス
 第十條 雜誌ノ休刊一ヶ年ニ及フモノハ廢刊ト看做シ登錄料本會ニ届出ツヘシ
 第十一條 第五條、第六條及第九條ニ依ル納付金ハ退會、廢刊其ノ他如何ナル事由アルモ之ヲ返還セサルモノトス
 第十二條 會員ハ他ノ會員ノ使用スル商號又ハ雜誌題號ト同一若クハ類似ノ商號又ハ雜誌題號ヲ用フルコトヲ得ス但先着者ノ承諾ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス
 第十三條 會員ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ會員タル資格ヲ喪失スルモノトス
 一 任意ノ退會
 二 業務ヲ休止一ヶ年ニ亘ルモノ
 三 除名

第三章 役 員

第十四條 本會ニ評議員二十人ヲ置ク
 第十五條 評議員ハ總會ニ於テ無記名連記投票ニ依リ會員中ヨリ之ヲ選舉シ得票最高ノモノヨリ順次當選トス
 得票同數ナルトキハ年長順ニ依リ、年長順ニ依リ難キ場合ハ抽籤ニ依ル
 第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル投票ハ無効トス
 一 本會所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
 二 被選人以外ノ事項ヲ記載シタルモノ
 三 投票中ニ被選人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノアルトキハ其ノ部分ヲ無効トス
 第十七條 總會ノ議長ハ選舉長トナリ總會ニ於テ選任セラレタル選舉委員二十人ト共ニ選舉委員會ヲ組織シテ投票ノ監理、開票及審査ヲ爲ス
 第十八條 評議員ノ任期ハ二年トス但次期ノ評議員選舉ヲ終ルマテ其ノ任期ヲ延長ス
 第十九條 評議員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ補缺選舉ヲ行フコトヲ得
 第二十條 補缺選舉ニ依リ當選シタル評議員ノ任期ハ先任評議員ノ任期期間トス
 第二十一條 會長ハ本會ヲ代表シテ會務ヲ統轄ス
 第二十二條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 第二十三條 會計主任ハ本會ノ會計ニ關スル事務ヲ監理ス
 第二十四條 評議員ハ評議員會ヲ組織シ會務ニ關スル事項ヲ決議スル外評議員會ニ於テ決定シタル擔任ニ依リ會務ヲ分掌ス

第四章 會 議

第二十四條 會議ヲ分チテ評議員會及總會トス
 第二十五條 會議ハ總會ノ會長ヲ召集ス
 第二十六條 會議ニ於テハ總會ノ會長ヲ以テ議長トス
 第二十七條 議長ハ議事ヲ整理シ議場ノ秩序ヲ維持ス
 第二十八條 評議員會ハ毎月一回之ヲ開ク但必要アルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得
 第二十九條 評議員會ハ評議員ノ定數以上出席スルニ非サレハ成立セズ
 第三十條 定期總會ハ毎年一月中ニ之ヲ開キ左ノ事項ヲ議ス
 一 前年度業務ノ報告
 二 前年度收支決算ノ報告
 三 收支豫算案ノ審議
 四 前各號ノ外務メ通知シタル事項
 第三十一條 臨時總會ハ評議員會ノ決議ニ依リ何時ニテモ之ヲ開クコトヲ得
 第三十二條 總會ハ三十人以上ノ同意ニ因リ付議事項ヲ明示シテ臨時總會ノ召集ヲ請求シタルトキハ遲滞ナク之ヲ開クコトヲ要ス
 第三十三條 總會ヲ開クトキハ開會七日前ニ付議事項、日時及場所ヲ記載シタル通知ヲ發スルコトヲ要ス但特ニ急遽ヲ要スル場合ニ於テハ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得
 第三十四條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ノ外之ヲ議スルコトヲ得ス
 第三十五條 會議ニ於テハ總會ノ出席者ノ過半数ヲ以テ可決ヲ決ス
 第三十六條 會議ニハ會員本人若クハ其ノ代表者トシテ豫メ本會ニ届出テ承認ヲ經タルモノニ非サレハ出席スルコトヲ得ス

第五章 會 計

第三十七條 本會ノ經費ハ會費、入會金、登錄料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 第三十八條 現金、有價證券其ノ他財產ノ保管方法ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十九條 會計年度ハ曆年ニ依ル
 第四十條 毎年度ノ收支決算ハ定時總會ニ報告スルコトヲ要ス
 第四十一條 毎年度ノ收支決算ハ定時總會ノ審議ヲ經テ之ヲ決定ス
 第四十二條 臨時緊急ノ必要アルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ豫算外ノ支出ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次ノ總會ニ報告シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第六章 制 裁

第四十三條 會員ニシテ本規約若クハ本規約ニ基キテ制定セラレタル諸規程ニ違背シ又ハ分科會ノ協定ヲ侵犯シタルノ行為アリタルトキハ本會ニ對シテ嚴重ノ制裁シテ左ノ處分ヲ爲ス
 一 戒 告
 二 貳千圓以下ノ違約金徴收
 三 期間ヲ定メタル取引停止
 第四十四條 會員ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ除名ス
 一 會費ノ納納六ヶ月以上ニ及ブ者
 二 本會ノ體面ヲ甚シク汚損シタル者
 三 前條第二號及第三號ノ處分ニ服從セサル者

附 則

第四十五條 本規約ハ總會ノ決議ニ依リニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
 第四十六條 本規約ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第四十七條 本規約施行ノ際現ニ幹事タル者ハ當然評議員タルモノトス但其ノ任期ヲ延長スルコトナシ
 第四十八條 本規約ノ施行前幹事會ニ於テ決議セラレタル事項ニシテ現ニ存続スルモノハ本規約ニ抵觸セサル限り變更ヲ受クルコトナシ

雜誌販賣規程

第一條 會員及會員ノ發行スル雜誌ヲ取次若クハ販賣スル者ハ總會ニ準據スヘキモノトス
 第二條 雜誌ハ卸賣取引ノ場合ノ外總會各雜誌ニ表示セラレタル一冊定價又ハ前金定價ヲ以テ販賣スルコトヲ要ス但發行日從三ヶ月ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
 第三條 雜誌ノ販賣ニ付讀者ニ對シ出品ノ贈與若クハ郵送料ヲ負擔シ其ノ他定價割引ニ類スル行為ヲ爲スコトヲ得ス
 第四條 左ニ記載シタル雜誌ハ之ヲ取次若クハ販賣スルコトヲ得ス
 一 會員ニ非サル者ノ發行シタル雜誌
 二 本會規約又ハ評議員會ノ決議若クハ分科會ノ協

定二通背シテ發行シタル雜誌
 本會ニ入會ノ申込ヲ爲シ未タ承認ヲ經サル者ノ發行
 シタル雜誌ハ前項第一號ノ規定ニ拘ラス一團ニ限リ
 雜誌元取次業者ニ於テ之カ假使ヲ爲スコトヲ得
 第五條 各地方ノ雜誌販賣組合ニシテ本會ノ協力ヲ
 得ントスルモノハ其ノ規約及組合員名簿ヲ提出シテ
 本會ノ承認ヲ受テヘシ
 第六條 前條ニ依リ承認ヲ與ヘタルトキハ其ノ組合地
 域内ニ於テハ當該組合ノ組合員ニ非サル者ニ對シテ
 雜誌ヲ供給スルコトヲ得ス
 第七條 雜誌販賣組合ノ規約ニシテ公益ヲ害シ若ク
 ハ雜誌ノ普及ヲ妨グルノ虞アリト認ムルモノアルト
 キハ承認ヲ與フルコトナシ
 第八條 依リ一旦承認ヲ與ヘタルモノト雖モ前項ニ
 抵觸スルカ如キ變更ヲ加ヘ又ハ内規等ヲ設ケタルト
 キハ承認ヲ取消スルコトヲ得
 第九條 第五條ニ依リ承認ヲ得タル雜誌販賣組合ハ
 其ノ規約及組合員名簿ノ變更移動ニ付其ノ都度通背
 ナクテ本會ニ通知スヘシ
 第十條 第五條ニ依リ承認ヲ得タル雜誌販賣組合ニ
 於テ其ノ組合員ニ對シ規約ニ基キ取引停止若クハ除
 名ノ處分ヲ爲サントスルトキハ二週間前ニ之ヲ本會
 ニ申告スルコトヲ要ス
 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ評議員會ノ決議
 ヲ以テ取引停止ノ處分ニ付ス
 一 會員ニ對シテ取引上ノ債務履行ヲ遲滞シタルニ因
 リ處分ノ請求ヲ受ケタル者
 二 一旦讀者ニ販賣シタル雜誌ノ買戻ヲ爲シ又ハ貸
 本回覽ニ類スル行爲ヲ爲シタル者
 三 返品期間内ニ在ル雜誌ヲ古本トシテ買取りタル

四 手段ノ何タルヲ問ハス會員ニ損害ヲ來スヘキ方
 洪ニ依リテ不正ノ返品ヲ爲シタル者
 前項第一號ノ場合ニ於テハ債權者タル會員ハ處分ノ
 請求ト同時ニ一件ニ付調査手数料五圓ヲ納付スヘシ
 第十一條 前條ノ取引停止處分ハ屆後ノ情狀ニ依リ評
 議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得但前條第
 一項第一號ニ該當スルモノニ在リテハ原請求者ヨリ
 解除ノ請求アルコトヲ要ス
 第十二條 本會規約第四十一條、本規程第九條及第十
 條ニ定ムル取引停止ノ被處分者ニ對シテハ其ノ期間
 ノ満了又ハ處分ノ解除アルニ至ルマテ雜誌ノ供給ニ
 關スル取引ヲ爲スコトヲ得ス

附 則
 第十三條 本規程ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ
 變更スルコトヲ得ス
 第十四條 本規程ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 從前ノ雜誌販賣規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止
 ス
 第十五條 從前ノ雜誌販賣規程ニ依リ承認ヲ與ヘタル
 雜誌販賣組合ノ規約ハ本規程ニ依リ承認ヲ與ヘタル
 ルモノト看做シ爾後本規程ヲ適用ス
 第十六條 本規程施行前ニ取引停止處分ヲ受ケタル者
 ニハ爾後本規程ヲ適用ス

分科會規程
 第一條 雜誌發行業者タル會員ハ規約第四條第二號ニ
 基キ次條ニ定ムル分科ニ依リ分科會ヲ組織スルコト
 ヲ得

第二條 雜誌ヲ類別シテ左ノ十二分科トス
 第一分科 幼年童物雜誌
 第二分科 幼年童物雜誌
 第三分科 少年少女雜誌
 第四分科 男女青年雜誌
 第五分科 婦人讀物雜誌
 第六分科 婦人讀物雜誌
 第七分科 時事及思想ニ關スル評論雜誌
 第八分科 文藝、美術、音樂其ノ他藝術ニ關スル雜
 誌
 第九分科 理化學、醫學、算數、歷史、地理等ニ關
 スル學術雜誌
 第十分科 政治、法律、經濟、產業等ニ關スル學術
 雜誌
 第十一分科 哲學、宗教、教育、心理、倫理等ニ關
 スル學術雜誌
 第十二分科 前各分科ニ屬セサル雜誌分科會員ノ所
 屬ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム
 第三條 分科會ヲ組織セントスルトキハ當該分科ニ屬
 スル會員五人以上ノ發起ニ依リ會員ヲ召集シテ準備
 協議會ヲ開キ幹事三人ヲ選出シタル上幹事ヨリ之ヲ
 評議員會ニ報告シテ其ノ承認ヲ得ヘキモノトス
 第四條 幹事ノ任期ハ二年トス
 第五條 幹事ハ當該分科會ノ事務ヲ掌理シ協議會ノ招
 集及議事ノ整理ヲ擔任ス
 第六條 協議會ハ必要ニ應ジ隨時ニ之ヲ開キ左ノ事項
 一 當該分科會員ニ共通ナル利害問題

二 當該分科會員ニ於テ一致實行ヲ爲スヘキ事項
 三 前各號ノ外評議員會ヨリ附託セラレタル事項
 第七條 當該分科ニ屬スル會員三人以上ノ連署ニ依リ
 協議事項ヲ明示シテ協議會ノ召集ヲ請求シタルトキ
 ハ幹事ハ通背ナク協議會ヲ召集スルコトヲ要ス
 第八條 協議會ハ當該分科ニ屬スル會員半數以上ノ出
 席アルニ非サレハ協定ヲ爲スコトヲ得ス
 第九條 協議會ノ議事ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ多數ニ依リ
 テ可決ヲ得ス
 第十條 協議會ノ協定ハ之ヲ評議員會ニ報告シテ其ノ
 承認ヲ求ムルコトヲ要ス
 第十一條 協定ノ場合ニ於テ評議員會若シ其ノ協定ヲ不當ト認
 ムルトキハ更ニ當該分科會ニ送致シテ再議セシムル
 コトヲ得
 第十二條 協議會ノ協定ハ評議員會ノ承認ヲ得タルモノ
 ニ限リ當該分科會員ヲ拘束ス
 第十三條 分科會ハ協議會ニ於ケル審議ノ結果ニ因リ
 必要アリト認ムルトキハ評議員會ニ意見ヲ提出スル
 コトヲ得

附 則
 第十四條 本規程ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 從前ノ分科會規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
 第十五條 從前ノ分科會規程ニ依リテ組織セル分科會
 ノ理事ハ本規程施行ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ第二條ニ
 規定スル分科ニ準據シテ當該分科會ニ屬スヘキ會員
 ヲ召集シ第三條ノ規定ニ從ヒ其ノ組織ヲ更新スヘ
 シ

前項ノ手續ヲ完了セサル從前ノ分科會ハ本規程施行
 同時ニ其ノ存立ヲ失フ
 第十五條 從前ノ分科會ニ於テ協定シタル事項ニシテ
 現ニ存續スルモノハ規約及本規程ニ抵觸セザル限リ
 仍ホ此ノ效力ヲ保有ス

東京雜誌販賣業組合
 (事務所) 東京市神田區駿河臺四ノ二
 (電話) 神田六六七番
 (振替) 東京八〇八〇二
 (組長) 大野孫平
 (副組長) 岸 他共、塚越都四郎

規 約 (昭和五年十一月二十四日決)
 第一章 總 則
 第一條 本組合ハ左記地域内ニ營業所ヲ有スル雜誌販
 賣業者ヲ以テ組織ス
 東京市 准原郡 豊多摩郡 北豊島郡 南足立郡
 南葛飾郡
 第二條 本組合ハ東京雜誌販賣業組合ト稱シ事務所ヲ
 東京市ニ設ク

第二章 目 的
 第三條 本組合ハ組合員間ノ利益増進ト共濟觀望ヲ旨
 トシ無益ノ競争ヲ避ケ事業ノ發達ヲ圖リ營業上ノ弊
 害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス
 第四條 本組合ハ組合員間ノ一方若クハ双方ノ請求ニ
 ヲリ營業上ヨリ起ル紛議ノ調停ヲナスコトヲ得此場

合ハ幹事會ノ互選ヲ以テ調停委員若干人ヲ舉ケ之ヲ
 調停セシム
 第五條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ組合員ハ左ノ事
 項ヲ遵守スベキモノトス
 一 組合員外ノ營業者ト取引ヲ爲ササルコト
 二 雜誌ハ凡テ定價ヲ以テ販賣スルコト但前金拂込
 ノ購讀者ニ對シテハ各雜誌專附記載ノ價格ヲ以テ
 販賣スルコトヲ得、尙與附記載ノ發行日ヨリ三ヶ
 月ヲ經タルモノハ除外ス
 三 雜誌ヲ販賣スルニ該品ヲ添附シ送料負擔者クハ
 割引ニ對スル行爲ヲ爲ササルコト
 四 貸覽及回覽業ヲ營業ヲ爲ササルコト
 五 貸覽及回覽業ヲ營ムモノニ雜誌ヲ販賣セザルコ
 ト
 六 取引停止中ノ組合員ト取引ヲ爲ササルコト
 七 營業休止中ノ組合員ト取引ヲ爲ササルコト

第三章 組 合 員
 第六條 本組合ニ加入セントスル者ハ本組合所定ノ加
 入申込書(第一號書式)ニ一定ノ店舖ヲ有スル營業所
 及商號、氏名、年齢ヲ記載シ所要地圖(店舖ノ位置
 及附近組合員ノ位置ヲ明記シタルモノ)誓約書ヲ添
 付シ紹介者タル組合員二人ノ連署ヲ以テ申込ムヘシ
 但紹介者ノ一人ハ幹事タルコトヲ要ス
 加入金ハ貳百圓トシ加入ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十
 日以内ニ本組合ニ納入スヘシ
 金額納入ノ日ヨリ組合員タルノ資格ヲ生ス
 支店、分店若クハ出張所ノ設置ハ各別ニ加入スヘキ
 モノトス
 組合員(加入後滿七ヶ年以上ノ)從業者ニシテ滿七ヶ

一年以上勤続シタル者ハ加入金ヲ拾圓トス此場合ハ第二號書式ノ證明書ヲ申込書ニ添付スルコトヲ要ス但一旦脱退シタル者ハ此限ニアラス

第七條 加入申込者ニ對シテハ調査ヲ行ヒタル後幹事會ニ於テ其ノ許可ヲ決ス

第八條 申込者ノ營業所カ組合員ノ營業所ニ接近シ甚敷支障アリト認めタル場合ハ其ノ加入ヲ許可セザルコトアルヘシ

第九條 加入申込者ニシテ組合員營業所ノ讓渡ヲ受ケントスルトキハ第四號書式ニヨリ讓渡人讓受人連署ノ上届出テ其ノ許可ヲ受ケヘシ此場合讓渡人ハ脱退シテ金壹百圓ヲ納入スルコトヲ要ス其ノ營業所ニ對シテハ前條ニ依ラスシテ其ノ加入ヲ許可スルコトアルヘシ但讓受人カ勤続者ノ場合ハ登錄料金拾圓トス

第十條 組合員ニシテ其ノ營業所ヲ移轉セントスルトキハ移轉前必ス第五號書式ニ依リ本組合ニ届出テ許可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十一條 移轉場所カ第八條ニ該當スル場合ハ其ノ移轉ヲ許可セザルコトアルヘシ

第十二條 組合員ニシテ其ノ營業所ヲ移轉シテ第八條ニ該當スル場合ト雖營業休止ノ誓約ヲ提出スルトキハ其ノ移轉ヲ許可スルコトアルヘシ

第十三條 組合員ハ死亡若クハ廢退ノ場合相續人又ハ法律上ノ家族ニ其ノ營業ヲ繼承セシムルコトヲ得此手續ハ第三號書式ニ依リ戶籍謄本(或ハ抄本)其ノ他ノ證明書相續届出テ許可ヲ受ケヘシ此場合ニ於テハ加入金ヲ要セス

第十四條 組合員ハ他ノ組合員ト同一ノ商號ヲ有スルコトヲ得ス但先用者ノ承諾ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十五條 組合員ハ其ノ店頭ニ組合員タルノ標章ヲ掲出スルコトヲ要ス但標章ハ組合員ヨリ交付ス

第十六條 組合員ニシテ氏名、商號ヲ變更シ若クハ廢業シタルトキハ一週間以内ニ組合ニ届出ツヘシ但商號變更ノ場合ハ第十三條ニ據ル

第十七條 組合員ハ組合員資格ヲ喪失シタル者アルトキハ被害者ヨリ其ノ處分ヲ組合ニ請求スルコトヲ得

第十八條 組合員ハ前條ノ請求アリタルトキ事實ヲ調査シ其ノ延滞ヲ認めタルトキハ日ヲ限リ支拂フヘキ旨通告シ之ニ應ゼサルトキハ第五十二條ニ據リ處分スヘシ

第十九條 組合員ハ自己ニ開スル件ニ付キ組合ヨリ出頭ヲ求メラレタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 組合員ニシテ組合員タル品位ヲ汚損シ若クハ幹事會ニ於テ不都合ノ行為アリト認めタルトキハ第五十二條ニ據リ處分スヘシ

第二十一條 組合員ニシテ滿一ケ年間以上營業ヲ休止シタルトキハ第八條ヲ適用セザルモノトス

第二十二條 組合員ハ組合員ノ届出若クハ調査ノ上其ノ營業休止ノ事實ヲ幹事會ニ於テ確認シタル上之ヲ決定ス

第二十三條 組合員ハ左ノ事由ノ發生ニ因リテ組合員タルノ資格ヲ喪失ス

一 任意ノ脱退

二 廢業

三 營業所ノ讓渡

コトヲ得ス但先用者ノ承諾ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十四條 組合員ハ其ノ店頭ニ組合員タルノ標章ヲ掲出スルコトヲ要ス但標章ハ組合員ヨリ交付ス

第十五條 組合員ニシテ氏名、商號ヲ變更シ若クハ廢業シタルトキハ一週間以内ニ組合ニ届出ツヘシ但商號變更ノ場合ハ第十三條ニ據ル

第十六條 組合員ハ組合員資格ヲ喪失シタル者アルトキハ被害者ヨリ其ノ處分ヲ組合ニ請求スルコトヲ得

第十七條 組合員ハ前條ノ請求アリタルトキ事實ヲ調査シ其ノ延滞ヲ認めタルトキハ日ヲ限リ支拂フヘキ旨通告シ之ニ應ゼサルトキハ第五十二條ニ據リ處分スヘシ

第十八條 組合員ハ自己ニ開スル件ニ付キ組合ヨリ出頭ヲ求メラレタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九條 組合員ニシテ組合員タル品位ヲ汚損シ若クハ幹事會ニ於テ不都合ノ行為アリト認めタルトキハ第五十二條ニ據リ處分スヘシ

第二十條 組合員ニシテ滿一ケ年間以上營業ヲ休止シタルトキハ第八條ヲ適用セザルモノトス

第二十一條 組合員ハ組合員ノ届出若クハ調査ノ上其ノ營業休止ノ事實ヲ幹事會ニ於テ確認シタル上之ヲ決定ス

第二十二條 組合員ハ左ノ事由ノ發生ニ因リテ組合員タルノ資格ヲ喪失ス

一 任意ノ脱退

二 廢業

三 營業所ノ讓渡

四 營業ヲ休止スルコト滿二ケ年ニ亙ルモノ

五 營業所ノ組合地域外移轉

六 許可ヲ得スシテ其ノ營業所ヲ移轉シタルモノ

七 死亡 但第十二條ヲ適用シテ其ノ資格ヲ繼承スルコトヲ得

八 法人ノ解散

九 破産

十 除名

第二十三條 本組合ハ規約第三條ノ目的ヲ達スル爲メ本組合内ニ共済會ヲ設ケ幹事會中ヨリ委員若干人ヲ選キ特別會計ヲ以テ組合員ノ共済事務ヲ擔任ス

第二十四條 組合員ニシテ本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第二十五條 組合員ノ從業者ニシテ滿七ケ年以上勤続シタル者ハ本組合ニ於テ表彰スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 組合員ノ從業者ニシテ規約ニ反スル行為アリタル場合ト雖組合員ハ其ノ責任ヲ負フモノトス

第二十七條 組合員ニシテ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ之ニ對シ加入金ノ返還又ハ組合財産ノ分配ヲ請求スルコトヲ得ス

第四章 役員

第二十八條 組合ハ組合員中ヨリ左ノ役員ヲ選舉ス

幹事 三十名

幹事ハ其ノ互選ヲ以テ組長一人副組長二人常任幹事五人會計二人規約執行委員十人共済會委員若干人ヲ定ム

事務取扱ノ爲メ事務員若干人ヲ置ク事務員ハ幹事會ノ決議ヲ以テ組長ニ委任ス

第二十九條 組長ハ本組合ヲ代表シ會議ノ際議長ノ職ヲ掌ル副組長ハ組長ヲ補佐シ組長ヲ代理ス常任幹事ハ緊急ヲ要スル事件ヲ審議シ會計ハ會計事務ヲ掌ル規約執行委員ハ規約運用ノ事務ヲ掌リ共済會委員ハ共済事務ヲ處理シ幹事ハ諸般ノ審議シ事務ヲ分掌ス

第三十條 役員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ組合員ノ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行ヒ有効投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス

第三十一條 得票同數ナルトキハ年長者ヲ取り年長者ニ依リ選キトキハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム選舉ハ代人ヲ以テ投票スルコトヲ得ス

第三十二條 選舉人名簿及投票用紙ハ選舉當日其ノ會場ニ於テ交付ス

第三十三條 選舉長ハ總會ノ議長ニ當リ選舉委員ハ選舉長之ヲ定ム

第三十四條 左ノ投票ハ無効トス但第二號ノ場合ハ其ノ資格ナキモノヲ除ク外ハ有効トス

一 所定ノ用紙ヲ用ヒザルモノ

二 被選人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

三 被選人以外ノ事項ヲ記シタルモノ

第三十五條 組合員ニシテ幹事候補タラントスル者ハ選舉期日三日前ニ組合所定ノ書式ニ依リ届出ツルコトヲ要ス若シ届出ナキモノニ對シテ投票シタル投票ハ無効トス

第三十六條 選舉期日ハ組合月報ヲ以テ公示ス

第三十七條 本組合ハ本組合ニ特ニ功勞アリタルモノニ對シ幹事會ノ決議ヲ經テ總會ニ於テ相續役ニ推薦

スルコトヲ得

相續役ハ終身トス

第三十四條 幹事ノ任期ハ一ケ年トス

第三十五條 幹事ニ當選シタル者ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十六條 幹事ハ無給トス但特ニ費用ヲ要シタルトキハ實費ヲ支辨ス

第三十七條 幹事會中特ニ功勞アリタル者若クハ獎勵ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ幹事會ノ決議ヲ以テ表彰若クハ報酬ヲ爲スコトヲ得

第五章 會 議

第三十八條 會場ヲ分ツテ左ノ六種トス

一 定時總會

二 臨時總會

三 幹事會

四 常任幹事會

五 規約執行委員會

六 共済會委員會

第三十九條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行ス

一 前年度ノ事務報告及財産目録會計收支決算報告

二 豫算審議

三 組長ヨリ豫メ提出シタル議案ノ審議

第四十條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認めタルトキ又ハ組合員十分ノ一以上ノ同意ニヨリ其ノ目的タル事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第四十一條 總會ヲ開カントスルトキハ七日前組長ヨ

リ會議ノ目的タル事項、場所及日時ヲ組合員ニ通知スヘシ但緊急ヲ要スル場合ハ其ノ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得

第四十二條 總會ニ於テハ豫メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外他ノ事項ヲ議スル事ヲ得ス

第四十三條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開ク常任幹事會及規約執行委員會共済會委員會ハ臨時之ヲ開キ必要ノ場合ニハ臨時幹事會ヲ招集スルコトアルヘシ

第四十四條 組合員ハ總會ニ於テ幹事ハ幹事會ニ於テ發言權ヲ有スル者ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス

第四十五條 選舉ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第六章 會 計

第四十六條 組合員ハ組合員維持費トシテ月額若干ヲ支出スルモノトス

第四十七條 本組合ノ經費ハ月費、加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第四十八條 緊急及非常ノ場合ニ際シ臨時支出ヲ要スルトキハ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得但此場合ハ次期ノ總會ニ之ヲ報告シ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第四十九條 組合ノ基金及收入金ハ幹事會ニテ定メタル銀行又ハ信託會社ニ寄託ス

第五十條 組合員ハ事務ニ妨ケナキ限リ會計帳簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第七章 制 裁

第五十一條 組合員ニシテ本規約ニ違反シタル者ハ幹

事會ノ決議ヲ以テ左ノ制裁ヲ爲ス
 一 拾圓以上壹千圓以下ノ違約料
 二 期限ヲ定メタル取引停止
 三 期限ヲ定メタル取引停止
 四 期限ヲ定メタル取引停止
 五 除 名

第五十二條 左ノ條項ノ一ニ該當スル者アルトキハ第五十一條ヲ適用ス
 第五十三條 第六條第四項、第十條第一項、第十八條、第十九條、第二十條、第五十六條
 第五十四條 左ノ各條ノ一ニ該當スル者ハ除名ニ處ス
 一 月費ノ滞納六ヶ月ニ亘ルモノ
 二 違約料ノ徴收ニ應ゼサルモノ
 三 組合員ニシテ貸借及回覧票ニ類スル行爲アル者
 第五十四條 期限ヲ定メタル取引停止ニ處セラレタル者ニシテ悔悛ノ實アリト認めタル場合ハ組合員二人ノ保證ニヨリ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ解除スルコトアルヘシ
 第五十五條 組合員ハ組合員中ニ携約違反者アルコトヲ認知シタルトキハ速ニ組合ニ申告セラルヘシ申告者ノ氏名ハ絕對ニ秘密トス
 第五十六條 前條ノ申告者力故意ニ他ヲ中傷セントスル虚構ニ出タルトキハ申告者ハ第五十二條ノ制裁ヲ受ク
 第五十七條 本章ノ制裁ニ對シ組合員ハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス
 第五十八條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニアラザレハ變更スルコトヲ得ス

第八章 附 則

第五十九條 本規約ハ昭和六年一月一日ヨリ施行ス
東京雜誌販賣業組合共濟會細則
 第一條 本會ハ東京雜誌販賣業組合共濟會ト稱ス
 第二條 本會ハ東京雜誌販賣業組合ノ組合員ヲ以テ組織ス
 第三條 本會ハ本組合規約第二十三條ニ依リ會員相互ノ共濟ヲ以テ目的トス
 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル第一事業トシテ會員營業所ノ火災ニ際シ見舞金ヲ贈呈スルモノトス
 第五條 本會々員ハ毎月拾圓ヲ共濟基金トシテ積立ツルモノトス
 第六條 本會ハ會員ノ罹災ニ際シ調査ノ上其ノ程度ヲ審査シ五百圓以内ヲ贈呈スルモノトス
 第七條 本會々員ニシテ左ニ該當スル場合ハ第六條ヲ適用セサルモノトス
 一 無斷移轉場所ニ於ケル出火
 二 警視廳令所定ノ爆發物取締規則違反ニ依ル出火
 三 天災地震ニ依ル出火
 第八條 本會ハ本組合幹事會中ヨリ互選ヲ以テ委員十名ヲ定メ事務ヲ處理ス
 第九條 本會々員ハ特別會計トシテ本組合會計之ヲ擔任ス
 第十條 委員ハ會員罹災ノ通知アリタルトキハ直ニ現狀ヲ調査シ委員會ニ於テ見舞金ヲ査定シ本組合幹事會ノ承認ヲ經テ之ヲ實行ス會員ハ之ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス
 第十一條 本會ノ事務及會計ノ決算ハ毎年一月本組合定時總會ニ於テ之ヲ報告ス
 第十二條 會員ニシテ本組合規約第二十二條ニ依リ組織

會員タル資格ヲ喪失シタルモノハ本會積立金及財產ノ分配ヲ請求スルコトヲ得ス
 第十三條 本細則ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
共濟會細則運用申合せ
 本申合せハ共濟會細則ニ依リ幹事會ノ決議ヲ經テ左ノ申合せヲナス
 一 組合員ハ全部共濟會々員タルト共ニ組合員ノ資格ヲ喪失シタルモノハ共濟會々員ノ資格ヲ失フ組合員ハ其組合員費ト共ニ必ス共濟會費ヲ支出スルモノトス
 二 見舞金贈呈額ノ査定
 一 會員ノ罹災所ニシテ火災ニ依リ全部焼失セル場合ハ全額ヲ見舞ス
 二 營業所ニシテ全焼ニアラサル場合ハ其被害程度ヲ調査シ委員會ニ於テ見舞金額ヲ定ム
 三 營業所ノ全焼ト認めタルモノハ金五百圓以内トス
 四 營業所ヲ有スルモ陳列販賣セサル條件アルモノハ全額ノ場合ト雖モ金貳百圓以内トス
 五 營業所ヲ有スルモ營業一時停止中ノモノハ全額ノ場合ト雖モ金貳百圓以内トス
 六 組合ニ營業休止ノ金貳百圓ヲ差入レアルモノハ全額ノ場合ト雖モ金壹百圓以内トス
 七 營業ヲ休止シ又ハ組合ハ營業休止ノ金貳百圓ヲ差入レ他ニ同居セルモノハ全額ノ場合ト雖モ金五百圓以内トス 但シ組合員内ニ同居セルモノハ全額贈呈トス
 八 本店、支店、分店及出張所等ヲ合併セルモノハ一權利ニ對シテノミ前各項ヲ適用シ其他ハ一權利

中央雜誌會

（事務所） 東京市九ノ内ビルディング三五五番
 （電話） 九ノ内二一九一番
 （會長） 都河瀧
規 約（昭和六年一月修正）
 第一條 本會ハ東京市及ヒ市ノ隣接地域内ニ發行所ヲ有スル雜誌發行者ヲ以テ組織ス
 第二條 本會ハ「中央雜誌會」ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク
 第三條 本會ハ邦家文運ノ興隆ニ資センカタメ相互ノ意見ヲ交換シ、提携シテ新業發展ノ方策ヲ究メ社會ノ先驅者タルヲ以テ目的トス
 第四條 本會員ノ資格ハ壹箇年以上雜誌ヲ繼續發行セル者ニシテ雜誌ノ卸賣業ヲ營マサル者ニ限ル、但シ發行年限ノ如何ニ拘ラス當任委員會ノ決議ニヨリ入會ヲ許サスルコトアルヘシ
 第五條 本會ニ加入セトスル者ハ本會所定ノ用紙記名捺印シ入會金拾圓也ヲ添ヘ會員二名ノ紹介ヲ以テ本會ニ申込ムヘシ
 第六條 本會ノ會費ハ年額金拾圓トシ年賦回（二月、七月）ニ之ヲ徴收ス
 第七條 本會ノ會費ヲ滞納シ徴收ニ應ゼサルトキハ會員タルノ資格ヲ失フ
 第八條 本會ハ會員ノ選舉ヲ以テ左ノ役員ヲ置キ事務ヲ處理ス
 常任委員 拾五名
 常任委員ハ其ノ互選ヲ以テ會長壹名、會計二名副

表 彰 狀

第一條 本組合ハ本組合員ノ從業者ニシテ滿七ヶ年以上業務ニ務メ正シク勤勞シタル者ヲ表彰ス
 第二條 前條ノ表彰者ニハ左ノ表彰狀ヲ授與ス
 昭和 年 月 日
 東京雜誌販賣業組合
 組 長 何 某
 何 某 殿
 年 月 日 生
 品行方正ニシテ業務ニ勤勞シ滿七ヶ年以上勤勞セリ依テ本組合ハ茲ニ其ノ功勞ヲ表彰ス
 某 〇

從業者表彰規定

出版關係團體規約

名ヲ置ク
 第八條 役員ノ任期ハ滿堂年トス
 第九條 本會ノ常任委員ハ毎月壹回、定時總會ハ毎年一回(一月)、臨時總會ハ毎年貳回(四月、十月)之ヲ開キ臨時總會ハ幹事又ハ會員ノ要求ニヨリ必要ト認メタル時常任委員會ニ於テ之ヲ開ク
 第十條 本會ノ議事ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第十一條 本會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚シ若クハ總會ノ決議ニ服セサルトキハ常任委員會ノ決議ニヨリ相當ノ制裁ヲ加フ
 第十二條 本會員ハ雜誌ヲ發刊セサル限リ退會スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニヨリ退會ノ場合ハ其ノ旨届出ツヘシ
 第十三條 退會者又ハ除名セラレタル者ハ本會ノ財産ニ對シ共有ノ權利ヲ失ヒ且ツ既納ノ入會金及ヒ會費ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ス
 第十四條 本規約ハ總會ノ決議ニ依リニアラサレハ之ヲ改修スル事ヲ得ス
 第十五條 本規約ハ大正八年十一月十六日ヨリ實施ス

中等教科書協會

(事務所) 東京市神田區小川町五八
 (電話) 神田九三〇番
 (支務所) 大阪市西區南堀江通一ノ三八
 (會長) 坂本嘉治馬
 (副會長) 森下松翁

(支部長) 鈴木常松
 規約(昭和六年一月二十日改正)
 第一章 總 則
 第一條 本會ハ中等教科書出版業者ヲ以テ組織ス
 第二條 本會ハ中等教科書協會ト稱シ本部ヲ東京市ニ支部ヲ大阪市ニ置ク
 第三條 本會ハ中等教科書ノ改善及ヒ之カ供給普及ノ方法ヲ講シ新業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 第二章 會 員
 第四條 本會ニ入會セントスル者ハ其營業所、商號、氏名ヲ記シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込みヘシ入會ノ申込ニ對シテハ幹事會ノ力諸君ヲ決ス入會者ハ入會ト同時ニ入會金トシテ金拾圓ヲ納付スヘシ
 第五條 會員ハ本會ノ經費ヲ負擔ス
 第六條 退會セントスル者ハ書面ヲ以テ其旨本會ニ届出ツヘシ
 第七條 退會者、失格者、除名者ニ對シテハ入會金及ヒ會費ノ返還又ハ財産ノ分配ヲナサス
 第八條 會員ニシテ特ニ本會ノ爲ニ功勞アリタル者ニハ總會ノ決議ヲ經テ報酬ヲナスコトアルヘシ
 第三章 役 員
 第九條 本會ハ會員中ヨリ幹事十四名ヲ選出ス内十名ハ本部ニ於テ四名ハ支部ニ於テ選出ス
 第十條 支部選出ノ幹事三名ヲ大阪會員中ヨリ一名ヲ京都會員中ヨリ選フモノトス

幹事ノ選舉ハ本部ニ在リテハ毎年一月ノ定時總會ニ於テ支部ニ在リテハソレヨリ五日目前ニ支部會ヲ開キテ無記名連記投票ヲ以テ行フ
 但シ再選ヲ妨ケス
 幹事ノ任期ハ定時總會終了後次ノ定時總會迄トス
 第十條 幹事ニ半数以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ
 但シ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキハ半数以内ノ缺員ノ場合ト雖モ補缺選舉ヲ行フコトヲ得
 補缺幹事ノ任期ハ前任者ノ任期同トス
 第十一條 幹事ハ會長一名副會長一名ヲ互選ス
 第十二條 役員ノ權限左ノ如シ
 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理シ會議ヲ召集シ其議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル
 幹事ハ各般ノ會務ヲ處理シ會長副會長事故アルトキハ之ニ代ル
 支部長ハ會長指揮ノ下ニ支部ノ會務ヲ管理シ支部會ヲ召集シ其議長トナル支部長事故アルトキハ支部選出ノ幹事ニ代ル
 第十三條 會長ハ事務員ヲ任免ス
 第十四條 役員ハ無給トス
 但シ役員ニシテ獎勵ノ事務ニ當リ又ハ特ニ功勞アリタル者ニハ總會ノ決議ヲ經テ報酬ヲナスコトアルヘシ
 第四章 會 議
 第十五條 會議ヲ分チテ左ノ五種トス
 一、定時總會

二、常 集 會
 三、臨時總會
 四、幹 事 會
 五、支 部 會
 第十六條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ議決ス
 一、前年度ノ庶務及ヒ財産目録、收支決算ノ報告
 二、經費ノ賦課、其徴收法及ヒ收支豫算
 三、幹事ノ選舉
 四、前各項ノ外豫メ會長ヨリ提出シタル諸案
 第十七條 常集會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ議ス
 第十八條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開キ會長提出ノ議案ヲ審議ス
 第十九條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ處理ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得
 第二十條 支部會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ議ス但シ支部長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得
 第二十一條 會議ハ本規約ニ特別ノ規定アルモノノ外ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
 第五章 會 計
 第二十二條 本會ノ經費ハ會費入會金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 第二十三條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ據ル
 第二十四條 本會ハ専志ノ寄附金又ハ經費剩餘ノ一部ヲ積立テ基本金トナス
 基本金ハ永遠ニ保存スルモノトシ其利子ハ經常收入トス

トス
 但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ基本金ノ支出ヲ要スルトキハ會員ノ過半数出席シタル定時總會又ハ臨時總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス
 第六章 制 裁
 第二十五條 會員ハ他ノ會員ノ契約セル圖書ノ發行若シクハ專賣ノ依託ヲ受クルコトヲ得ス
 第二十六條 中等教科書出版業者ニシテ故意ニ本會ニ入會セズ本會ノ目的ヲ阻礙シ會員共同ノ利益ニ反スル行爲アリタル時ハ本會ヨリ中等教科書販賣業者ニ向ツテ該出版業者ノ發行セル中等教科書ノ販賣ヲ拒絶スルコトヲ申込みモノトス
 中等教科書販賣業者ニシテ前項ノ申込ニ應ゼサルトキハ別ニ定メタル取引規定ニヨリ之ヲ處分ス
 第二十七條 會員ニ對シ中等教科書代金ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ會員ハ本會ニ向ツテ其處分ヲ請求スルコトヲ得
 前項ノ請求アリタルトキハ本會ハ之カ調査ヲナシ其延滞者ニ對シ支拂方ヲ報告ス延滞者報告ニ應ゼサル場合ハ會員ナルトキハ第二十八條ニヨリテ處分シ會員外ナルトキハ其者ト會員全體トノ取引ヲ停止ス前項ノ報告ニ應ゼサル者ト尙取引ヲ繼續スル會員ニ對シテモ第二十八條ヲ適用ス
 第二十八條 會員中左ノ行爲アリタルトキハ常集會又ハ總會ノ決議ヲ以テ金五百圓以内ノ過罰金ヲ課シ又ハ除名スルコトアルヘシ
 一、本會ノ體面ヲ汚損シタル者
 二、會費又ハ賦課金納付ノ義務ヲ三個月以上怠リタル者

三、本規約及ヒ取引規定又ハ本會ノ決議ニ違背シタル者
 第七章 規約變更
 第二十九條 本規約ハ會員ノ過半数出席シタル定時總會又ハ臨時總會ニ於テ決議スルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス
 第三十條 本規約ハ昭和六年一月二十日ヨリ施行ス
 第三十一條 本規約施行以前ニ會員タル者ハ第一條ノ資格ナキ者ト雖モ引續キ會員タルコトヲ得
 東京編輯者協會
 (事務所) 東京市神田區丸ノ内ビル三階婦女界社内
 (電話) 丸ノ内二一九一
 (顧問) 長谷川謙也(顧問兼任)
 石川武美、島中雄作、都河龍、中村武雄、加藤謙一、久我通、齋藤龍太郎、橋本文吉、野崎信夫、橋本文吉、箕輪謙一、八重隆興、山内金三郎
 規約(昭和七年三月八日改正)
 名 稱
 第一條 本會ハ東京編輯者協會ト稱す。
 第二條 本會ノ事務所ヲ當分左ノ處ニ置く。
 東京市神田區丸ノ内ビル三階 婦女界社

目的

第三條 本會は雜誌並に一般出版物編輯者の地位の向上と親睦共濟とを圖り、同時に出版各社相互の連絡とその發展を期するを以て目的とす。

會員の資格

第四條 本會は雜誌並に各種出版物の編輯者を以て會員とす。

會費

第五條 本會員は會費として年額二圓四十錢を豫出するものとす。入會金は徴收せず。會費はその年の初めに於て便宜の方法に依り拂込むべきものとす。既納の會費は返戻せざるものとす。

入會

第六條 本會の會員たらんとする者は本會員二名以上の推舉を俟ち、幹事會に於て詮衡の上その入會を許すものとす。

退會

第七條 本會員にして退會せんとする者は其旨本會事務所に届出づべきものとす。但、本會員にして本會員たる面目を維持し得ざるものと認むる場合は、役員會の決議により退會せしむることあるべし。

會員の身分異動の場合

第八條 本會員にして其身分に異動及び吉凶の生じたる場合は速に其旨本會事務所に通知すべきものとす。

役員

第九條 本會には左の役員を置く。

會長

第十條 會長一名 顧問 若干名 幹事 若干名 會計監督 二名 一、會長は會員の選舉に依り顧問會の承認を経て就任す。

顧問

二、顧問は顧問會の承認を経たる上、會長之を推舉す。

幹事

三、幹事は會長の指名に依り顧問會の承認を経て就任す。

會計監督

四、會計監督は顧問中より互選に依つて就任す。

役員の任期

第十一條 會長は會務を總覽し、幹事は會長及び顧問會の指揮に依り會務を處理す。

例會及役員會

第十二條 會長の任期は三ヶ年とし、幹事及び會計監督の任期は二ヶ年とす。

總會

第十三條 本會は隔月一回幹事會を開き、必要に應じて臨時、役員會を開く。

會則の改正

第十四條 本會は春秋二季に開く。會則の改正、會務の報告、其他の打合せは之を總會席上に於てなすものとす。但、役員會に於てその必要を認めたる場合は臨時總會を開くことあるべし。

會則の改正

第十五條 本會々則は總會に於ける出席會員過半数の賛成を得て改正せらるべきものとす。

第八部 出版關係法規及書式

東 京 堂 編 纂
出 版 年 鑑 (五 年 版)
定 價 十 八 錢
送 料 十 四 錢

出版關係法規並書式

出版法

(明治二十六年四月十四日、法律第十五號)

第一條 凡ソ機械舎密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ
 間ハス文書圖書ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スル
 ヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編輯シ若ハ圖書
 ヲ作爲スル者ヲ著作ト云ヒ發賣頒布ヲ擔當スル
 者ヲ發行者ト云ヒ印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云
 フ

第二條 新聞紙又ハ定期ニ發行スル雜誌ヲ除クノ外文
 圖書ノ出版ハ總テ此ノ法律ニ依ルヘシ但シ專ラ學
 術技術統計廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法律ニ依
 リ出版スルコトヲ得

第三條 文書圖書ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達
 スヘキ日數ヲ除キ三日間ニ製本ニ部ヲ送付ヘ内務省ニ
 届出ヘシ

第四條 官廳ニ於テ文書圖書ヲ出版スルトキハ其ノ官
 廳ヨリ發行前ニ製本ニ部ヲ内務省ニ送附スヘシ

第五條 出版者ハ著作又ハ其ノ相續者及發行者連印
 ニテ之ヲ差出スヘシ但シ非賣品ハ著作者又ハ發行者
 ノミニテ届出ルコトヲ得

第六條 保證ナキ文書圖書ヲ出版スルトキ若ハ著作
 者又ハ其ノ相續者ヲ知ルヘカラサルトキハ其ノ由ヲ記

シ發行者ヨリ差出スヘシ

第七條 文書圖書ノ發行者ハ其ノ氏名、住所及發行ノ
 年月日ヲ其ノ文書圖書ノ末尾ニ記載スヘシ

第八條 文書圖書ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷所
 年月日ヲ其ノ文書圖書ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所
 同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ

第九條 印刷者ハ其ノ印刷所ニシテ若シ營業上慣行ノ名稱アルモハ
 其ノ名稱ヲモ記載スヘシ

第十條 書籍、通紙、報告、社則、塾則、引札、諸藝
 ノ附録諸種ノ用紙圖書ノ類及寫眞ハ第三條第六條第
 七條第八條ニ準ルヲ要セス但シ第十六條第十七條第
 十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ
 關ルル者ハ此ノ法律ニ依テ處分ス

第十一條 文書圖書ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷所
 ノ都度第三條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ雜誌類ニ在テハ
 内務大臣ノ許可ヲ經テ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ十二箇月間一回
 ヲモ發行セザル時ハ廢刊シタルモノト看做スヘシ

第十二條 一タヒ出版者ヲ爲シタル文書圖書ノ再版ハ
 出版者ヲ要セスト雖モ改正増減シ又ハ註解、附録、
 繪畫等ヲ加ヘタルトキハ仍舊第三條ニ依ルヘシ

第十三條 演說者ハ講義ノ筆記ハ演說者若ハ講義者ヲ
 以テ著作トス但シ筆記ニ於テ演說者若ハ講義者
 ノ承諾ヲ得テ自ラ之ヲ出版スルトキハ筆記者ヲ著作
 者ト看做スヘシ此ノ場合ニ於テ記載ノ事項第十六條
 第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第
 二十七條ニ關ルルトキハ演說者若ハ講義者筆記者ト
 同ク其ノ罪ヲ論ス

第十四條 公衆ニ於テ爲シタル演說ヲ新聞紙若ハ雜誌ノ通
 信者ニ於テ筆記シ其ノ新聞紙若ハ雜誌ニ記載シタル
 モノ及總テ演說者講義者ノ承諾ヲ經テ其ノ筆記
 ヲ出版スルモノニ關シテハ演說者若ハ講義者ハ著
 作ノ責任ヲ負フ

第十五條 公衆ニ於テ爲シタル演說ノ外ハ講義者又ハ演說
 者ノ承諾ヲ經ルニ非サレバ他人ニ於テ其ノ筆記ヲ出版
 スルコトヲ得ズ但シ本項ニ違フ者ハ版權法ニ據リ其
 ノ責任ヲ負フ

第十六條 第三條ニ於テ爲シタル演說ノ外ハ講義者又ハ演說
 者ノ承諾ヲ經ルニ非サレバ他人ニ於テ其ノ筆記ヲ出版
 スルコトヲ得ズ但シ本項ニ違フ者ハ版權法ニ據リ其
 ノ責任ヲ負フ

出版關係法規並書式

出版法

(明治二十六年四月十四日、法律第十五號)

前條第一項ノ末段及第二項第三項ハ本條ニ適用スヘ
 シ

第十四條 翻譯ハ翻譯者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十五條 學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以
 テ出版スル文書圖書ハ其ノ出版者ニ署名シタル代表
 者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十六條 犯罪ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ關レタル者若ハ刑
 事裁判ノ者ヲ教護シ若ハ賞恤スルノ文書ヲ出版ス
 ルコトヲ得ズ

第十七條 軍罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ハ公判ニ付セ
 サル以前ニ於テ之ヲ出版スルコトヲ得ズ

第十八條 傍聽ヲ禁シタル訴訟ノ事項ハ之ヲ出版スルコトヲ得
 ズ

第十九條 外交軍事其ノ他官廳ノ機密ニ關シ公ニセラ
 ル官ノ文書及官廳ノ議事ハ該官廳ノ許可ヲ得ルニ
 非サレバ之ヲ出版スルコトヲ得ズ

第二十條 法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事ハ之ヲ出版ス
 ルコトヲ得ズ

第二十一條 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ墮亂スルモノ
 ト認ムル文書圖書ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於
 テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ其ノ罰及ヒ印本ヲ差押フル
 コトヲ得

第二十二條 外國ニ於テ印刷シタル文書圖書ニシテ安寧
 秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ墮亂スルモノト認ムルトキ
 ハ内務大臣ハ其ノ文書圖書ノ内閣ニ於ケル發賣頒布
 ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十三條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖書ハ該官廳
 ノ許可ヲ得ルニ非サレバ之ヲ出版スルコトヲ得ズ

第二十四條 第三條ノ届出ヲ爲サスシテ文書圖書ヲ出
 版シタル者ハ五箇月以上五十箇月以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 第六條ヲ犯ス者ハ十一日以上三月以下ノ
 輕禁錮又ハ五箇月以上五十箇月以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 發行者自己ノ氏名、住所又ハ發行ノ年月
 日又ハ印刷者ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ
 發行スル文書圖書ニ記載セス其ノ之ヲ記載スルモ實
 ヲ以テセザル者ハ二箇月以上三十箇月以下ノ罰金ニ處
 ス

第二十七條 印刷者自己ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月
 日ヲ其ノ印刷所ノ文書圖書ニ記載セス若ハ之ヲ
 記載スルモ實ヲ以テセザル者ハ四箇月以上二箇月
 住所ト印刷所ト及シカラサルトキ及印刷所ニシテ營
 業上慣行ノ名稱アルトキ印刷所及ヒ名稱ヲ記載セザ
 ル者ハ前項ニ同シ

第二十八條 政體ヲ變遷シ國憲ヲ紊亂セムトスル文書
 圖書ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者、印刷者ヲ
 二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十箇月以上二百箇
 月以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十九條 風俗ヲ墮亂スル文書圖書ヲ出版シタルト
 キハ著作者、發行者ヲ十一月以上六月以下ノ輕禁錮
 又ハ八十箇月以上百箇月以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第十六條第十七條第十八條第二十一條ニ
 關ルル文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者
 ヲ十一月以下一年以上ノ輕禁錮又ハ八十箇月以上二百箇
 月以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 第二十條ニ依リ發賣頒布ヲ禁セラレタル
 文書圖書ヲ發賣頒布シタル者罰前項ニ同シ其ノ未タ
 發賣頒布セザル文書圖書ハ之ヲ沒收ス

第三十二條 第二十六條第二十七條第二十八條ノ場合
 ニ於テ罰及及印本ハ檢事ニ於テ假ニ之ヲ差押フルコ
 トヲ得

第三十三條 前條ノ差押ヲ爲ストキハ製本ノ體裁ニヨリ
 其ノ差押フヘキ部分ト他ノ部分ト分別シ得ルニ於テ
 ハ之ヲ分別スルコトアルヘシ

第三十四條 文書圖書ヲ出版シ因テ該書ヲ受ケタル場
 合ニ其ノ私公ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ專
 ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實
 ノ證明ヲ許スコトヲ得若シテ證明シタルトキハ其ノ
 罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ

第三十五條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ自首輕
 減、再犯加重、數罪併罰ノ例ヲ用ヒス

第三十六條 此ノ法律ニ關ル公訴ノ時効ハ一年ヲ經過
 スルニ因テ成就ス

第三十七條 此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ其ノ
 記載ノ事項第二條ノ範圍外ニ涉ルトキハ内務大臣ハ
 此ノ法律ニ依リテ出版スルコトヲ差止ムルコトヲ得
 此ノ場合ニ於テハ一箇年ヲ經ルニ非サレバ更ニ此ノ
 法律ニ依リ出版スルコトヲ得ズ

第三十八條 文書圖書ヲ印刷スル時ハ直ニ發賣頒布セ
 スト雖モ其ノ目的發賣頒布ニ在ルモノハ總テ此ノ法
 律ニ依ル

出版ニ關スル願届書式

(第一號書式)

出版 届

著作者ノ氏名、稱號(編輯、演說、講義、翻譯)
 一文書圖書ノ題號 全何册(枚)
 右出版法ニ依リ年月 日ヨリ發行候間製本ニ
 部相違此段願届申上候也

出版關係法規並書式

年月日

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

再版

(第二號書式)

著作者ノ氏名、稱號、編輯、演說、講義、翻譯

一文書圖畫ノ題號 全何冊枚

一初版發行ノ年月日

右出版法ニ依リ年月日ヨリ發行候間製本二

部相違此段御届申上候也

年月日

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

原籍及住所

名

姓

シタル都度ニ毎號左記ヘ納本スルコトヲ要ス(新聞紙法ニヨル雜誌ハ新聞紙法書式ノ部参照) 内務省警保局圖書課 二部

豫約出版法

(明治四十三年四月十六日 法律第五十五號)

- 第一條 代金ノ全部又ハ一部ヲ前收シ文書圖畫ノ頒布ヲ豫約スル出版ニ對シテハ出版法ニ依ルノ外尙本法ヲ適用ス
- 第二條 發行者ハ左ノ事項ヲ記載シ内務大臣ニ届出ツヘシ
 - 一 題號
 - 二 發行ノ年月日及順次發行ノ場合ハ其ノ豫定年月日
 - 三 著作者ノ氏名
 - 四 内容、製本及紙數ノ概要
 - 五 豫約定價及代金前收ノ方法
 - 六 發行所
 - 七 發行者ノ氏名、生年月日、法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名
- 第三條 豫約出版物ニ付出版法ニ依リテ爲ス出版願書ニハ第二條ニ依リテ届出ツ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘシ
- 第四條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ第二條ノ届出ト同時ニ保證金トシテ管轄地方官廳ニ左ノ金額ヲ納ム

納本

豫約ヲ履行シタル後ニ非サレハ其ノ還付ヲ請求シ又ハ其ノ價額ヲ返還スルコトヲ得ス但シ國稅徵收法及之ヲ準用スル法令ヲ適用シ又ハ豫約解除若ハ豫約不履行ニヨリ代金返還若ハ損害賠償ヲ命スル判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 罰金又ハ刑事訴訟費用ヲ完納セザルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得

第十條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ保證金ノ開納ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ填補スヘシ

第十一條 第二條、第四條ノ規定ニ依ラスシテ豫約手續ニ著手シ又ハ第六條若ハ第九條ニ違反シ又ハ管轄地方官廳ノ督促ヲ受ケタル後七日以内ニ保證金ヲ填補セザル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 又ハ第五條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ前條ノ犯罪ニ之ヲ準用ス

第十三條 本法ハ新聞紙、出版法第二條但書ニ依ル雜誌及官廳ニ於テ出版スル文書圖畫ニ之ヲ適用セス

豫約出版法ニ依リテ出版スルモノニ對シテハ出版法ニ依リテ爲ス出版願書ニハ第二條ニ依リテ届出ツ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第四條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ第二條ノ届出ト同時ニ保證金トシテ管轄地方官廳ニ左ノ金額ヲ納ム

豫約出版法ニ依リテ出版スルモノニ對シテハ出版法ニ依リテ爲ス出版願書ニハ第二條ニ依リテ届出ツ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第十一條 罰金又ハ刑事訴訟費用ヲ完納セザルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得

第十條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ保證金ノ開納ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ填補スヘシ

第十一條 第二條、第四條ノ規定ニ依ラスシテ豫約手續ニ著手シ又ハ第六條若ハ第九條ニ違反シ又ハ管轄地方官廳ノ督促ヲ受ケタル後七日以内ニ保證金ヲ填補セザル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 又ハ第五條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ前條ノ犯罪ニ之ヲ準用ス

第十三條 本法ハ新聞紙、出版法第二條但書ニ依ル雜誌及官廳ニ於テ出版スル文書圖畫ニ之ヲ適用セス

豫約出版法ニ依リテ出版スルモノニ對シテハ出版法ニ依リテ爲ス出版願書ニハ第二條ニ依リテ届出ツ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第四條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ第二條ノ届出ト同時ニ保證金トシテ管轄地方官廳ニ左ノ金額ヲ納ム

豫約出版法ニ依リテ出版スルモノニ對シテハ出版法ニ依リテ爲ス出版願書ニハ第二條ニ依リテ届出ツ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第十一條 罰金又ハ刑事訴訟費用ヲ完納セザルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得

第十條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ保證金ノ開納ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ填補スヘシ

第十一條 第二條、第四條ノ規定ニ依ラスシテ豫約手續ニ著手シ又ハ第六條若ハ第九條ニ違反シ又ハ管轄地方官廳ノ督促ヲ受ケタル後七日以内ニ保證金ヲ填補セザル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 又ハ第五條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ前條ノ犯罪ニ之ヲ準用ス

第十三條 本法ハ新聞紙、出版法第二條但書ニ依ル雜誌及官廳ニ於テ出版スル文書圖畫ニ之ヲ適用セス

豫約出版法ニ依リテ出版スルモノニ對シテハ出版法ニ依リテ爲ス出版願書ニハ第二條ニ依リテ届出ツ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第四條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ第二條ノ届出ト同時ニ保證金トシテ管轄地方官廳ニ左ノ金額ヲ納ム

豫約出版法ニ依リテ出版スルモノニ對シテハ出版法ニ依リテ爲ス出版願書ニハ第二條ニ依リテ届出ツ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第十一條 罰金又ハ刑事訴訟費用ヲ完納セザルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得

第十條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ保證金ノ開納ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ填補スヘシ

第十一條 第二條、第四條ノ規定ニ依ラスシテ豫約手續ニ著手シ又ハ第六條若ハ第九條ニ違反シ又ハ管轄地方官廳ノ督促ヲ受ケタル後七日以内ニ保證金ヲ填補セザル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 又ハ第五條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ前條ノ犯罪ニ之ヲ準用ス

第十三條 本法ハ新聞紙、出版法第二條但書ニ依ル雜誌及官廳ニ於テ出版スル文書圖畫ニ之ヲ適用セス

出版關係法規並書式

豫約定價十圓未満ハ金五百圓

二 豫約定價十圓以上ハ金千圓

保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第五條 發行所、發行者ノ法定代理人、發行者法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ニ變更アリ又ハ發行者能力ヲ失ヒ、死亡若ハ解散シ又ハ死亡若ハ解散ニ因リ法律上豫約出版ヲ廢絶スルノ已ムヲ得サルニ至リタルトキハ十日以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ハ書面ヲ以テシテ發行者又ハ其ノ法定代理人、其ノ死亡ニ係ルトキハ相續人、相續人定マラス又ハ相續人ナキトキハ主若ハ同居ノ親族、法人ノ合併ニ因ル解散ニ係ルトキハ其ノ法人ノ權利及義務ヲ承継シタル法人、破産ニ因ル解散ニ係ルトキハ破産管財人ヨリ管轄地方官廳ニ之ヲ差出ヘシ

第六條 法律上已ムヲ得サルニ非サル豫約出版ノ廢絶又ハ第二條第一項第一號乃至第五號ノ事項ノ變更及死亡若ハ解散ニ因ラサル發行者ノ變更ハ新舊發行者又ハ其ノ法定代理人ヨリ其ノ事由ヲ具シタル書面ヲ以テ豫約管轄地方官廳ヲ經由シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ハ豫約當事者ノ解除權行使ヲ妨ケララルコトナシ

第七條 相續人又ハ法人ノ合併ニ因リ其ノ權利及義務ヲ承継シタル法人ハ豫約出版ニ關スル權利及義務ヲ承継ス

第八條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行者變更ノ場合同ニ於テ承継發行者之ヲ承継ス

第九條 保證金ハ適法ニ豫約出版ヲ廢絶シ又ハ完全ニ

年月日

住所

宛

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

名

宛

住所

氏

著作権法

第一章 著作者の権利

第一條 文藝演劇音楽彫刻演劇影戲演劇演劇其ノ他文藝學術若ハ美術音樂ヲ含ム以下之ニ同シノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有ス...

第二條 著作權ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得...

第九條 前六條ノ場合ニ於テ著作權ノ期間ヲ計算スルニハ著作物ノ死亡ノ年又ハ著作物ヲ發行又ハ興行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス...

又ハ興行スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス...

第二十二條 著作物ノ複製ハ其ノ著作物ヲ活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ複製...

第二十三條 活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作ハ其ノ著作物ヲ複製...

前項ノ借金ノ額ニ付異議アル時ハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得(昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加)

第二十三條 寫眞著作權ハ十年間繼續ス

前項ノ期間ハ其ノ著作物ヲ始メテ發行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス若シ發行セザルトキハ種族ヲ製作シタル年ノ翌年ヨリ起算ス寫眞ニ依リテ法ニ藝術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ原著作物ノ著作權ト同一ノ期間内本法ノ保護ヲ享ス但シ當事者間ニ契約アルトキハ其ノ契約ノ制限ニ從フ

第二十四條 文藝學術ノ著作物中ニ挿入シタル寫眞ニシテ特ニ其ノ著作物ノ爲ニ著作シ又ハ著作セシメタルモノナルトキハ其ノ著作權ハ文藝學術ノ著作物ノ著作權ニ屬シ其ノ著作權ト同一ノ期間内繼續ス

第二十五條 他人ノ囑托ニ依リ著作シタル寫眞肖像ノ著作權ハ其ノ囑托者ニ屬ス

第二十六條 寫眞ニ關スル規定ハ寫眞術ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ニ準用ス

第二十七條 著作權者ノ不明ナル著作物ニシテ未タ發行又ハ發行セザルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ發行又ハ發行スルコトヲ得

第二十八條 外國人ノ著作權ニ付テハ條約ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外本法ノ規定ヲ適用ス但シ著作權保護ニ關シ條約ニ規定ナキ場合ニハ帝國ニ於テ始メテ其ノ著作物ヲ發行シタル者ニ限リ本法ノ保護ヲ享有ス

第二十九條 著作權ヲ侵害シタル者ハ偽作者トシ本法ニ規定シタルモノノ外民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ之ニ依リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三十條 既に發行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

第一 發行スルノ意志ナク且器械的又ハ化學的方法ニ依ラスシテ複製スルコト

第二 自己ノ著作物中ニ正當ノ範圍内ニ於テ節録引用スルコト

第三 普通教育上ノ修身書及讀本ノ目的ニ供スル爲ニ正當ノ範圍内ニ於テ抜萃蒐輯スルコト

第四 文藝學術ノ著作物ノ文句ヲ自己ノ著作シタル脚本ニ挿入シ又ハ樂譜ニ用スルコト

第五 文藝學術ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ美術上ノ著作物ヲ挿入シ又ハ美術上ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ文藝學術ノ著作物ヲ挿入スルコト

第六 圖書ヲ彫刻物模製ニ作リ又ハ彫刻物模製ヲ圖書ニ作ルコト

本條ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

第三十一條 帝國ニ於テ發賣頒布スルノ目的ヲ以テ偽著作物ヲ輸入スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條 練習用ノ偽著作タル問題ノ解答書ヲ發行スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十三條 剽竊(明治四三年法律第六三號ヲ以テ追加、昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)

(參照)第三十二條ノ二 活動寫眞機ニ依リ他人ノ著作物ヲ複製シ又ハ興行スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十四條 二ノ三 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル他人ノ著作物ヲ寫調スル者ハ偽作者ト看做ス(大正九年法律第六〇號ヲ以テ追加)

第三十五條 偽造ニシテ且過失ナク偽作ヲ爲シテ利益ヲ受ケ之カ爲ニ他人ニ損失ヲ及ボシタル者ハ其ノ利益ノ存スル程度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

第三十六條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權者ハ偽作ニ對シ他ノ著作權者ノ同意ナクシテ告訴ヲ爲シ及自己ノ持分ニ對スル損害ノ賠償ヲ請求シ又ハ自己ノ持分ニ應ジテ前條ノ利益ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三十七條 偽作ニ對シ民事訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ既に發行シタル著作物ニ於テ其ノ著作權者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ著作權者ト推定ス

無名又ハ變名著作物ニ於テハ其ノ著作權者ト發行者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ其ノ發行者ト推定ス

未タ發行セザル脚本、樂譜及活動寫眞機又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ興行ニ關シテハ其ノ興行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ著作權者ト推定ス(昭和六年法律第六四號ヲ以テ本項中一部改正)

著作權者ノ氏名ヲ顯ハサザルトキハ其ノ興業者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

(參照)第三十五條第三項 未タ發行セザル脚本及樂譜ノ興行ニ關シテハ其ノ興行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

第三十六條 偽作ニ關シ民事訴訟ノ出訴又ハ刑罰ノ起訴アリタルトキハ裁判所ハ原告又ハ告訴人ノ申請ニ依リ保證ヲ立テシメ又ハ立テシメシテ假ニ偽作ノ疑アル著作物ノ發賣頒布ヲ禁止若ハ之ヲ差押ヘ又ハ其ノ興行ヲ禁止ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ偽作ニ非サル旨ノ判決確定シタルトキハ申請者ハ差止又ハ差押ヨリ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三十七條 第十八條ノ規定ニ違反シタル行為ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者ノ死後ニ於テハ著作權者ノ親族ニ於テ其ノ著作權ヲ回復スルコトヲ得但シ其ノ親族ニ於テ其ノ著作權ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求スルコトヲ得前二項ノ規定ニ依リ民事訴訟ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス(昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加)

第三十八條 偽作ヲ爲シタル者及情ヲ知テ偽作物ヲ發賣シ又ハ頒布シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第二十二條及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セズシテ複製シタル者罰金ニ處ス(明治四三年法律第六三號及昭和六年同第六四號ヲ以テ一部改正)

(參照)第三十九條 第二十二條及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セズシテ複製シタル者罰金ニ處ス(明治四三年法律第六三號及昭和六年同第六四號ヲ以テ一部改正)

第三十條 第二十二條及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セズシテ複製シタル者罰金ニ處ス

第四十條 著作權者ニ非サル者ノ氏名稱號ヲ附シテ著作物ヲ發行シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 剽竊(明治四三年法律第六三號ヲ以テ全

部改正昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)

(參照)第四十一條 著作權者ノ消滅シタル著作物ト雖之ヲ改竄シテ著作權者ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題號ヲ改メ若ハ著作權者ノ氏名稱號ヲ隱匿シ又ハ他人ノ著作物ト詐稱シテ發行シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 虛偽ノ登錄ヲ受ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス(明治四三年法律第六三號ヲ以テ一部改正)

第四十三條 偽作物及專ら偽作ノ用ニ供シタル器械器具ハ偽作者、印刷者、發賣者及頒布者ノ所有ニ在ル場合ニ限リ之ヲ沒收ス

第四十四條 本章ニ規定シタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス但シ第三十八條ノ場合ニ於テ著作權者ノ死亡シタルトキ第四十條乃至第四十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 本章ノ罪ニ對スル公訴ノ時効ハ二年ヲ經過スルニ因リテ完成ス

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十二年勅令第三百十三號ヲ以テ同年七月十五日ヨリ施行)

明治二十六年法律第十六號版權法明治二十年勅令第七十八號即本條施行期日ヨリ廢止ス

第七十八號即本條施行期日ヨリ廢止ス

第四十七條 本法施行前ニ著作權ヲ消滅セザル著作物ハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ保護ヲ享有ス

第四十八條 本法施行前偽作ト認メラレザリシ複製物ニシテ既ニ複製シタルモノ又ハ複製ニ着手シタルモノハ之ヲ完成シテ發賣頒布スルコトヲ得

第四十九條 本法施行前既ニ興行シ若ハ興行ニ着手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレザリシモノハ本法施行後五年間仍之ヲ興行スルコトヲ得

第五十條 本法施行前既ニ興行シ若ハ興行ニ着手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレザリシモノハ本法施行後五年間仍之ヲ興行スルコトヲ得

第五十一條 第四十八條乃至第五十條ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル手續ヲ履行スルニ非サレハ其ノ複製物ヲ發賣頒布シ又ハ興行スルコトヲ得

出版關係法規並書式

第二章 偽作

第三十條 既に發行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

第一 發行スルノ意志ナク且器械的又ハ化學的方法ニ依ラスシテ複製スルコト

第二 自己ノ著作物中ニ正當ノ範圍内ニ於テ節録引用スルコト

第三 普通教育上ノ修身書及讀本ノ目的ニ供スル爲ニ正當ノ範圍内ニ於テ抜萃蒐輯スルコト

第四 文藝學術ノ著作物ノ文句ヲ自己ノ著作シタル脚本ニ挿入シ又ハ樂譜ニ用スルコト

第五 文藝學術ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ美術上ノ著作物ヲ挿入シ又ハ美術上ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ文藝學術ノ著作物ヲ挿入スルコト

第六 圖書ヲ彫刻物模製ニ作リ又ハ彫刻物模製ヲ圖書ニ作ルコト

本條ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

第三十一條 帝國ニ於テ發賣頒布スルノ目的ヲ以テ偽著作物ヲ輸入スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條 練習用ノ偽著作タル問題ノ解答書ヲ發行スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十三條 剽竊(明治四三年法律第六三號ヲ以テ追加、昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)

(參照)第三十二條ノ二 活動寫眞機ニ依リ他人ノ著作物ヲ複製シ又ハ興行スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十四條 二ノ三 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル他人ノ著作物ヲ寫調スル者ハ偽作者ト看做ス(大正九年法律第六〇號ヲ以テ追加)

第三十五條 偽造ニシテ且過失ナク偽作ヲ爲シテ利益ヲ受ケ之カ爲ニ他人ニ損失ヲ及ボシタル者ハ其ノ利益ノ存スル程度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

第三十六條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權者ハ偽作ニ對シ他ノ著作權者ノ同意ナクシテ告訴ヲ爲シ及自己ノ持分ニ對スル損害ノ賠償ヲ請求シ又ハ自己ノ持分ニ應ジテ前條ノ利益ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三十七條 偽作ニ對シ民事訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ既に發行シタル著作物ニ於テ其ノ著作權者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ著作權者ト推定ス

無名又ハ變名著作物ニ於テハ其ノ著作權者ト發行者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ其ノ發行者ト推定ス

未タ發行セザル脚本、樂譜及活動寫眞機又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ興行ニ關シテハ其ノ興行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ著作權者ト推定ス(昭和六年法律第六四號ヲ以テ本項中一部改正)

著作權者ノ氏名ヲ顯ハサザルトキハ其ノ興業者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

(參照)第三十五條第三項 未タ發行セザル脚本及樂譜ノ興行ニ關シテハ其ノ興行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

第三十六條 偽作ニ關シ民事訴訟ノ出訴又ハ刑罰ノ起訴アリタルトキハ裁判所ハ原告又ハ告訴人ノ申請ニ依リ保證ヲ立テシメ又ハ立テシメシテ假ニ偽作ノ疑アル著作物ノ發賣頒布ヲ禁止若ハ之ヲ差押ヘ又ハ其ノ興行ヲ禁止ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ偽作ニ非サル旨ノ判決確定シタルトキハ申請者ハ差止又ハ差押ヨリ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三十七條 第十八條ノ規定ニ違反シタル行為ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者ノ死後ニ於テハ著作權者ノ親族ニ於テ其ノ著作權ヲ回復スルコトヲ得但シ其ノ親族ニ於テ其ノ著作權ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求スルコトヲ得前二項ノ規定ニ依リ民事訴訟ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス(昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加)

第三十八條 偽作ヲ爲シタル者及情ヲ知テ偽作物ヲ發賣シ又ハ頒布シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第二十二條及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セズシテ複製シタル者罰金ニ處ス(明治四三年法律第六三號及昭和六年同第六四號ヲ以テ一部改正)

(參照)第三十九條 第二十二條及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セズシテ複製シタル者罰金ニ處ス(明治四三年法律第六三號及昭和六年同第六四號ヲ以テ一部改正)

第三十條 第二十二條及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セズシテ複製シタル者罰金ニ處ス

第四十條 著作權者ニ非サル者ノ氏名稱號ヲ附シテ著作物ヲ發行シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 剽竊(明治四三年法律第六三號ヲ以テ全

部改正昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)

(參照)第四十一條 著作權者ノ消滅シタル著作物ト雖之ヲ改竄シテ著作權者ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題號ヲ改メ若ハ著作權者ノ氏名稱號ヲ隱匿シ又ハ他人ノ著作物ト詐稱シテ發行シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 虛偽ノ登錄ヲ受ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス(明治四三年法律第六三號ヲ以テ一部改正)

第四十三條 偽作物及專ら偽作ノ用ニ供シタル器械器具ハ偽作者、印刷者、發賣者及頒布者ノ所有ニ在ル場合ニ限リ之ヲ沒收ス

第四十四條 本章ニ規定シタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス但シ第三十八條ノ場合ニ於テ著作權者ノ死亡シタルトキ第四十條乃至第四十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 本章ノ罪ニ對スル公訴ノ時効ハ二年ヲ經過スルニ因リテ完成ス

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十二年勅令第三百十三號ヲ以テ同年七月十五日ヨリ施行)

明治二十六年法律第十六號版權法明治二十年勅令第七十八號即本條施行期日ヨリ廢止ス

第七十八號即本條施行期日ヨリ廢止ス

第四十七條 本法施行前ニ著作權ヲ消滅セザル著作物ハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ保護ヲ享有ス

第四十八條 本法施行前偽作ト認メラレザリシ複製物ニシテ既ニ複製シタルモノ又ハ複製ニ着手シタルモノハ之ヲ完成シテ發賣頒布スルコトヲ得

第四十九條 本法施行前既ニ興行シ若ハ興行ニ着手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレザリシモノハ本法施行後五年間仍之ヲ興行スルコトヲ得

第五十條 本法施行前既ニ興行シ若ハ興行ニ着手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレザリシモノハ本法施行後五年間仍之ヲ興行スルコトヲ得

第五十一條 第四十八條乃至第五十條ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル手續ヲ履行スルニ非サレハ其ノ複製物ヲ發賣頒布シ又ハ興行スルコトヲ得

第五十二條 本法施行前既ニ興行シ若ハ興行ニ着手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレザリシモノハ本法施行後五年間仍之ヲ興行スルコトヲ得

第五十三條 第四十八條乃至第五十二條ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル手續ヲ履行スルニ非サレハ其ノ複製物ヲ發賣頒布シ又ハ興行スルコトヲ得

著作者不明ノ著作物ニ關スル件

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作者不明ノ著作物ニ關スル件(明治三十二年六月廿八日勅令)

著作權法施行規則

(昭和六年內務省令第十八號)

第一章 著作權二關スル登録

第一條 著作權二關スル登録ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録ノ目的ヲ明示シ且各別記事項ヲ記載シタル申請書ヲ內務大臣ニ提出スルヘシ

一 著作權ノ相續登録ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(箇)數著作權ノ相續アリタル年月日
被相續人ノ氏名及外國人ナルトキハ其ノ國籍
相續人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
登録稅ノ金額

二 著作權ノ讓渡又ハ著作權ヲ目的トスル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(箇)數著作權ノ讓渡又ハ著作權ヲ目的トスル質權ノ設定アリタル年月日
讓渡人又ハ質權設定者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
讓受人又ハ質權者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
著作權ヲ目的トスル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合ニ在リテハ債權金額(若シ一定ノ債權金額ナキトキハ著作權ノ價格)

三 著作權ヲ目的トスル質權ノ相續登録ヲ申請スル場合

著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(箇)數著作權ヲ目的トスル質權設定登録ノ年月日及登録番號
著作權相續人ノ氏名及外國人ナルトキハ其ノ國籍
質權相續人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
登録稅ノ金額

四 著作權ヲ目的トスル質權ノ讓渡登録ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(箇)數著作權ヲ目的トスル質權設定登録ノ年月日及登録番號
著作權ヲ目的トスル質權ノ讓渡アリタル年月日
質權讓渡人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
質權讓受人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
登録稅ノ金額

五 著作權ノ信託登録ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(箇)數著作權ノ信託アリタル年月日
委託者受託者、受益者及信託管理人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
信託ノ目的、信託財產ノ管理方法、信託終了ノ事由其ノ他信託ノ條項
登録稅ノ金額

六 質名登録ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(箇)數無名又ハ變名著作權ヲ初テ發行又ハ興行シタル年月日
著作權者ノ氏名若シ著作權者ナキトキハ其ノ旨

著作權者ノ質名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
發行者又ハ興行者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
登録稅ノ金額

七 登録ノ變更、更正若ハ抹消又ハ抹消シタル登録ノ回復ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(箇)數
變更、更正、抹消又ハ回復ヲ爲スコトヲ要スルニ至リタル事由
變更、更正、抹消又ハ回復ヲ受タヘキ登録ノ年月日及登録番號
變更、更正、抹消又ハ回復ヲ爲スヘキ事項
登録稅ノ金額

第二條 登録申請書ハ一件毎ニ一通ヲ作り申請ノ年月日ヲ記載シ且申請人之ニ記名捺印スヘシ
著作權者ハ之ヲ目的トスル質權ノ讓渡登録ヲ申請スル場合ニ於テハ讓受人及讓渡人、著作權ヲ目的トスル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合ニ於テハ質權者及質權設定者、著作權ノ信託登録ヲ申請スル場合ニ於テハ委託者及委託者雙方其ノ登録申請書ニ記名捺印スルコトヲ要ス但シ登録申請書ニ登録原因ヲ記スルニ足ルヘキ書面又ハ相手方ノ承諾書ヲ添付シタルトキハ讓受人、質權者又ハ受託者ノミニ記名捺印ニテ足ル

第三條 著作權ノ一部移轉又ハ制限前移轉ノ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ移轉スヘキ權利ノ部分又ハ制限ヲ登録申請書ニ記載スヘシ著作權者又ハ之ヲ目的トスル質權ノ承繼人方多數ナル場合ニ於テ登録原因ニ特分ノ定アルトキ其ノ特分ニ付亦同ジ

第四條 著作權ノ相續、讓渡、信託、若ハ著作權ヲ目的トスル質權設定ノ登録又ハ質名登録ヲ申請スル場合ニ於テハ登録申請書ニ著作權ノ明細書ヲ添付スベシ

第五條 著作權ノ明細書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 著作權ノ題號

二 著作權者ノ氏名及外國人ナルトキハ其ノ國籍

三 既に發行又ハ興行シタル著作權ナルトキハ初テ發行又ハ興行シタル際ハシタル著作權者ノ質名又ハ變名(若シ無名著作權ナルトキハ其ノ旨)

四 著作ノ年月日及外國人ノ著作シタル著作權ニ關スル登録ノ場合ニ在リテハ其ノ著作權ヲ初テ發行シタル國名

五 著作權ヲ初テ發行又ハ興行シタル年月日(若シ未タ發行又ハ興行ヲ爲サザルモノナルトキハ其ノ旨)

六 著作權ノ種類及内容又ハ體裁若シ著作權ノ體裁ヲ明瞭ナラシムル爲必要ナルトキハ其ノ圖面、寫眞等ヲ添付スベシ

七 著作權ニ付既ニ登録ヲ受ケタルコトアルトキハ前登錄ノ年月日及登録番號

第六條 左ノ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ戸籍又ハ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ登録申請書ニ添付スヘシ

一 登録原因カ相續其ノ他ノ一般承繼ナル場合

二 申請人タルヘキ者ノ相續人其ノ他ノ一般承繼人ニ於テ登録ヲ申請スル場合

三 登録名義人ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登録ヲ申請スル場合

第七條 登録稅法施行規則第四條第一項ノ場合ニ於テ

既に登記所又ハ登録官廳ニ於テ登記又ハ登録ヲ受ケタコトアルトキハ登録申請書ニ其ノ登記所又ハ登録官廳ノ交付シタル登録稅ノ受領書ヲ添付スヘシ

第八條 登録ノ變更、更正若ハ抹消又ハ抹消シタル登録ノ回復ヲ申請スル場合ニ於テ登録上利害關係ヲ有スル者アルトキハ登録申請書ニ其ノ承諾書又ハ其ノ書ニ對抗スルエトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添付スヘシ

第九條 內務大臣ハ登録申請書ヲ受理シタルトキハ之ヲ登録簿ニ登録ス

第十條 內務大臣ハ登録ヲ完了シタルトキハ官報ニ公告シ且申請人ニ通知ス

第十一條 登録稅法施行規則第四條第一項ノ規定ニ依リ登録稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ後ニ登記又ハ登録ヲ申請スヘキ登録所又ハ登録官廳ノ數ニ應ジ課稅價額ヲ記載シタル登録稅ノ受領書ヲ申請人ニ交付スルモノトス、但シ二通以上ノ受領書ヲ交付スルトキハ各通ニ番號ヲ附ス

第十二條 何人ト雖モ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付シテ登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又ハ利害ノ關係アル部分ニ關リ登録簿若ハ其ノ附屬書類ノ閲覧ヲ申請スルコトヲ得

一 登録簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付
用紙一枚ニ付(一枚ニ付テハ二枚トス)金三十圓

二 登録簿又ハ其ノ附屬書類ノ閲覧 金三十圓
前項ノ手数料ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼附シテ之ヲ納付スヘシ

第十三條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル申請書ヲ內務大臣ニ提出スヘシ

一 著作權ノ題號及著作權者ノ氏名

二 登録ノ年月日及登録番號

三 手数料ノ金額

四 申請ノ年月日

第十四條 登録簿ノ謄本ノ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ其ノ申請書ニ抄本ノ交付ヲ申請スル部分ヲ記載スヘシ

第十五條 著作權法第二十二條ノ五第二項ノ規定ニ依リ放送無線電話施設者カ著作權者トシテ協議調ハサル著作權ヲ放送セントスルトキハ放送ノ日ヨリ十日前迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ內務大臣ニ提出シ決定ヲ求ムヘシ

一 著作權ノ題號及著作權者ノ氏名並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

二 著作權ノ種類及内容

三 著作權ノ發行又ハ興行ノ年月日

四 著作權者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

五 放送ノ日時及場所

六 價金ノ見積金額及其ノ算定基礎

七 放送ノ必要トスル事由

八 著作權者トシテ協議調ハサル事由

前項ノ申請書ニハ著作權者ノ意見書ヲ添付スルコトヲ要ス若シ之ヲ添付スルコト能ハサルトキハ申請書ニ其ノ事由ヲ附記スヘシ

第十六條 內務大臣が前條ノ申請ヲ認ムル旨ノ決定ヲ爲ス場合ニ於テハ價金ニ付テモ之ヲ決定シ得ス...

第三章 著作權者不明ノ著作物ノ發行又ハ興行

第十九條 著作權法第二十七條ノ規定ニ依リ著作物ヲ發行又ハ興行セムトスル者ハ左ノ事項ヲ官報並ニ東京市及大阪市ニ於テ發行セラルル各二種以上ノ主たる新聞紙ニ三回以上公告スルコトヲ要ス...

第二十條 前條ノ公告ヲ爲シタル者ハ其ノ公告ヲ最終於起算シ前條第一項第三號ノ期間内ニ著作權ヲ主張スル者ナキトキニ限り著作物ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得

附則

本則ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス 左ノ省令ハ之ヲ廢止ス 明治三十二年內務省令第二十七條 明治四十三年內務省令第二十三號...

著作權登錄樣式

一 著作權ニ關スル登錄ノ爲メ內務省ニ著作權登錄簿ヲ備フ 二 著作權登錄簿用紙ハ左ノ様式ニ依リ之ヲ作ル 甲 著作權登錄簿表題用紙

Table with columns for registration number, author name, work title, and registration date. Includes a sub-table for author details.

記載例 (一)「登錄番號」欄ニハ著作權登錄簿ニ著作物ヲ登錄シタル順序ヲ記載ス (二)「著作物」欄ニハ著作物ノ名稱ヲ記載ス...

乙 著作權登錄簿事項用紙(雛形)

Table for recording copyright registration items, including columns for registration number, date, author name, and work title.

記載例 (一)「登錄番號」欄ニハ本用紙ニ登錄事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス (二)「登錄ノ原因」欄ニハ登錄ノ原因及其ノ日附...

著作權ニ關スル登録

第一號書式(本號ノ第五號書式ニ依リ著作物ノ明細書ヲ添付スルノ外尙戸籍簿本ヲ添付スヘシ) 著作權者 氏名 住所 氏名 住所...

第二號書式(本號ノ第五號書式ニ依リ) 著作權讓渡登録 著作物ノ題號 著作權人 氏名 住所...

出版關係法規並書式

買入人 住 所 (外國人ハ住所) 氏 名
 買取人 住 所 (外國人ハ住所) 氏 名
 右登錄相成度此段相願候也
 年 月 日

右 (買入人) 氏 名
 (買取人) 氏 名
 此登錄稅 (千分ノ六) 而也 (印紙入)

第四號書式 (本號ノ附ニハ第五號書式ニ依ル) 著作物明細書ヲ添付スルヲ要ス

實名登錄願
 著作物ノ題號 全何冊(冊)
 著作物ノ題號 若ハ無名著作物ナルトキハ其ノ旨
 著 者 氏 名
 住 所 (外國人ハ住所) 氏 名
 發 行 者 氏 名
 右登錄相成度此段相願候也
 年 月 日

右 (著作者) 氏 名
 (發行者) 氏 名
 名 冊
 名 冊
 此登錄稅金貳圓也 收入印紙

第五號書式

著作物ノ明細書

- 一、著作物ノ題號
- 二、著作物ノ氏名兩號
- 三、著作ノ年月日
- 四、發行ノ年月日
- 五、著作物ノ體裁
- 六、前登錄ヲ受ケタル場合ハ其年月日

文學的及美術的著作物保護ニ關スル「ベルヌ」條約

千九百八年十一月十三日「ベルヌ」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九日ノ文學的及美術的著作物保護ニ關スル條約

(昭和六年七月十八日條約第四號)

獨逸國大統領、奧地利共和國聯邦大統領、白耳國皇帝陛下、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國皇帝陛下、「捷國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、「エストニア」共和國大統領、「フィンランド」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、「ギリヤ」共和國大統領、「アイスランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘共和國大統領、「ハンガリー」國攝政陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公陛下、「モロッコ」國皇帝陛下、「メナコ」國公陛下、露威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ポーランド」國及

「ダンチツヒ」自由市ノ名ニ於ケル「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「シリア」國及「グレート・レバノン」國、「チエツコスロヴァキア」共和國大統領、「テニス」國公陛下ハ、文學的及美術的著作物ニ關シ著作物ノ權利ヲ能ク限リ有効且均等ノ方法ヲ以テ保護センコトヲ均シク希望シ

千九百八年十一月十三日「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル條約改正シ且補足スルコトニ決シ之カ爲各左ノ如ク全權委員ヲ任命セリ

(各國委員氏名省略)

各全權委員ハ之カ正當ナル委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ

第一條 本條約ノ適用セララルル國ハ文學的及美術的著作物ニ關スル著作物ノ權利ノ保護ノ爲同盟ヲ組織ス

第二條 (一) 「文學的及美術的著作物」ナル用語ハ表現ノ方法又ハ形式ノ如何ヲ問ハス書誌、小冊子及其ノ他ノ文書、講演、演說、說教及其ノ他同性質ノ著作物、演劇脚本、樂譜ノ演奏及無出カ文書其ノ他ノ方法ヲ以テ定メラレタル樂譜及演劇脚本、劇入リ又ハ歌詞ナシノ樂譜、繪畫、繪畫、建築、彫刻、銅版及石版ノ著作物、圖解及地圖、地理學、地形學、建築又ハ科學ニ關スル圖面、略圖及模範ノ如キ文藝、學術及美術ノ範圍ニ屬スル一切ノ著作物ヲ包含ス

(二) 翻譯、編纂、編曲及其ノ他文學的又ハ美術的著作物ノ變形複製物又ニ異リタル著作物ノ編輯物ハ原著作物ノ權利ヲ侵害セザル範圍内ニ於テ原著作物ニシテ保護セラルヘキモノトス

(三) 同盟國ハ前記著作物ノ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ有ス

出版關係法規並書式

(四) 工業ニ應用セララルル美術的著作物ハ各國ノ國內法ノ限リ保護セラルヘキモノトス

第二條ノ二 (一) 政治演說及裁判所ニ於ケル辯論中ニ爲サレタル演說ヲ前條ニ定ムル保護ヨリ一部又ハ全部排除スルノ權利ハ同盟各國ノ國內法ニ留保セララル

(二) 講演、演說、說教及其ノ他同性質ノ著作物ヲ新聞紙雜誌ニ複製スルコトヲ得ル條件ヲ規定スルノ權利モ亦同盟各國ノ國內法ニ留保セラル尤モ前記著作物ヲ編輯物ト爲スノ權利ハ著作物ニ限リ之ヲ有スヘシ

第三條 本條約ハ寫眞的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物ニ之ヲ適用ス同盟國ハ之カ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ有ス

第四條 (一) 同盟ノ一國ニ屬スル著作物ハ公ニセサル又ハ同盟ノ一國ニ於テ初メ公ニシタル著作物ニ關シ著作物ノ本國以外ノ國ニ於テ、其ノ國法カ内國民ニ現ニ許與シ又ハ將來許與スヘキ權利及本條約ニ依リ特ニ許與セラレタル權利ヲ享有ス

(二) 右權利ノ享有及行使ハ何等ノ方式ノ履行ヲ要セス其ノ享有及行使ハ著作物ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコトナシ從テ本條約ノ規定ノ外保護ノ範圍及著作物ノ權利保全ノ爲右著作物ニ保障セラレタル救済ノ方法ハ保護ノ要求セララルル國ノ法律ニ專ラ依ルヘキモノトス

(三) 公ニセサル著作物ニ關シテハ著作物ノ屬スル國ヲ以テ著作物ノ本國トシ公ニシタル著作物ニ關シテハ第一發行ノ國ヲ以テ本國トシ同盟ノ數國ニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ右諸國ノ中其ノ國法ノ許與スル保護ノ期間最長キ國ヲ以テ

其ノ本國トス同盟ニ屬セサル一國ト同盟ノ一國トニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ同盟國ノモヲ以テ本國トス

(四) 「公ニシタル著作物」トハ本條約ノ意義ニ於テハ刊行シタル著作物ヲ謂フ演劇脚本又ハ樂譜ノ演奏劇脚本ノ上演、音樂的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ意味ニ非サルモノトス

第五條 同盟ノ一國ニ屬スル者ニシテ同盟ノ他ノ一國ニ於テ初メ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テ內國著作物ト同一ノ權利ヲ享有ス

第六條 (一) 同盟ノ一國ニ屬セサル著作物ニシテ同盟ノ一國ニ於テ初メ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テハ內國著作物ト同一ノ權利ヲ享有シ同盟ノ他ノ諸國ニ於テハ本條約ノ許與スル權利ヲ享有ス

(二) 尤モ同盟ニ屬セサル國カ同盟ノ一國ニ屬スル著作物ノ著作物ニ對シ充分ノ保護ヲ與ヘサルトキハ該同盟國ハ著作物ノ第一發行ノ當時該非同盟國ニ屬シ且同盟ノ一國ニ於テ現行ノ住所ヲ有セサル著作物ノ右著作物ノ保護ヲ制限スルコトヲ得ヘシ

(三) 前項ニ基キ規定セラレタル如何ナル制限モ著作物カ右制限ノ實施前同盟ノ一國ニ於テ公ニシタル著作物ニ關シ既ニ取得シタル權利ヲ妨タルコトナカルヘシ

(四) 本條約ニ基キ著作物ノ權利ノ保護ヲ制限スヘキ同盟國ハ右保護ノ制限ヲ受ケヘキ國及該國ニ屬スル著作物ノ權利ニ加フル制限ヲ示セル宣言書ヲ以テ其ノ旨ヲ瑞西聯邦政府ニ通告スヘシ瑞西聯邦政府ハ直ニ右ノ事實ヲ同盟ノ一切ノ國ニ通知スヘシ

第六條ノ二 (一) 著作物ノ財產的權利ニ係ルコトナク且該權利ノ移轉後ト雖モ著作物ノ創作ノ者タルコトヲ主張スルノ權利及右著作物ノ改竄、截除又ハ其ノ他ノ變更ニシテ著作物ノ名譽又ハ聲望ヲ害スルコトアルヘキモノニ對シテ異義ヲ述ブレルノ權利ヲ保有ス

(二) 右權利行使ノ條件ヲ定ムルコトハ同盟國ノ國內法ニ留保セラル右權利保全ノ爲ニシテ救済ノ方法ハ保護ノ要求セララルルノ法律ニ依ルヘキモノトス

第七條 (一) 本條約ニ依リ許與セララルル保護ノ期間ハ著作物ノ生存間及其ノ死後五十年トス

(二) 尤モ前項ノ期間カ同盟ノ一切ノ國ニ依リ等シク採用セララルル場合ニ於テハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セララルル國ノ法律ニ依ルヘキモノトス

(三) 寫眞的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物、遺著、無名又ハ變名著作物ニ關シテハ保護ノ要求セララルル國ノ法律ニ依ルモノトス但シ著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコト得ス

第七條ノ二 (一) 著作物ノ合著作物ノ共有ニ屬スル著作物ノ權利ノ期間ハ合著作物中最終ノ生存者ノ死亡ノ日ニ依リテ計算セラル

(二) 第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期間ヲ許與スル國ニ屬スル者ハ同盟ノ他ノ諸國ニ於テ之ヨリ長キ期間ノ保護ヲ要求スルコトヲ得ス

(三) 如何ナル場合ニ於テモ保護ノ期間ハ合著作物

中最後ノ生存者ノ死亡前ニ滿テタルコトヲ得サル
 第八條 公ニセサル著作物ノ著作人ニシテ同盟ノ一國
 ニ屬スルモノ及同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著
 作物ノ著作人ハ原著作物ニ關スル權利ノ全存期間
 中同盟ノ他ノ諸國ニ於テ其ノ著作物ノ翻譯ヲ爲シ又
 ハ之ヲ許諾スルノ特權ヲ享有ス
 第九條 (一) 同盟ノ一國ノ新聞紙又ハ定期編輯物中
 ニ於テ公ニシタル新聞小説及雜物及他種材ノ如何
 ヲ問ハス文學藝術又ハ美術ノ一切ノ著作物ハ著作人
 ノ承諾アルニ非サレハ他國ニ於テ之ヲ複製スルコト
 ヲ得ス
 (二) 經濟上、政治又ハ宗教上ノ時事問題ヲ論議シ
 タル記事ハ其ノ轉載力明白ニ留保セラレサルトキ
 ハ新聞紙雜誌ニ之ヲ轉載スルコトヲ得但シ其ノ出
 所ハ常ニ之ヲ明瞭ニ示スコトヲ要ス此ノ義務ノ制
 裁ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定
 ム
 (三) 本條約ノ保護ハ時事ノ記事又ハ單ニ新聞紙雜
 誌ノ報道ニ過キサル範圍ニハ之ヲ適用セス
 第十條 教科用ニ供シ若ハ學術ノ性質ヲ有スル刊行
 物ノ爲メハ簡用編輯ノ爲メ文學的又ハ美術的著作物
 ヲ適法ニ引用スルノ權ニ關シテ同盟ノ法律及
 同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別ノ取極ノ
 定ムル所ニ依ル
 第十一條 (一) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノト否
 トヲ問ハス演劇脚本又ハ樂譜ノ演劇脚本ノ上演
 及音樂的著作物ノ公演ニ適用ス
 (二) 演劇脚本又ハ樂譜ノ演劇脚本ノ著作人ハ原著
 作物ニ關スル其ノ權利ノ存続期間内ハ其ノ翻譯物
 ノ許諾ナキ公ノ上演ニ對シテ保護セラルルモノト
 ス
 (三) 本條約ノ保護ヲ享有スルカ爲メニハ著作人ハ其ノ
 著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ノ上演又ハ公ノ演
 奏ヲ禁止スルコトヲ要セス
 第十一條ノ二 (一) 文學的及美術的著作物ノ著作人
 ハ其ノ著作物ヲ無條件ニ依リテ公衆ニ傳フルコト
 ヲ許諾スルノ特權ヲ享有ス
 (二) 前項ニ掲タル權利ヲ行使スルノ條件ハ同盟國
 ノ國內法ノ規定ニ依ル但シ右條件ハ之ヲ規
 定セル國ニ於テノ效力ヲ有スヘシ右條件ハ如何
 ナル場合ニ於テモ著作人ノ格權ヲモ又格權調ハ
 サル場合ニ於テ權限アル範圍ノ定ムル公正ナル補
 償ヲ受タル著作人ノ權利ヲ侵害スルコトヲ得サル
 第十二條 翻譯、編曲及小説、讀物又ハ詩歌ト演劇脚
 本トノ相互ノ變作等ノ如キ文學的又ハ美術的著作物
 ノ許諾ナキ間接ノ轉用カ同一ノ形態又ハ他ノ形態ニ
 於ケル右著作物ノ複製ニシテ主要ナル變更、増
 補又ハ省略ヲ爲シ且新ナル原著作物タル性質ヲ具備
 セザルモノニ過キサルトキハ本條約ヲ適用スベキ不
 法複製中ニ之ヲ包含スルモノトス
 第十三條 (一) 音樂的著作物ノ著作人ハ左ノ事項ヲ
 許諾スルノ特權ヲ有ス
 一 音樂著作物ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供ス
 ル機器ニ右著作物ヲ寫入スルコト
 二 前號ノ機器ヲ以テ右著作物ヲ公ニ演奏スルコ
 ト
 (二) 本條約ノ適用ニ關スル留保及條件ハ各國ニ關ス
 ル限リ其ノ國內法ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
 (三) 本條約ノ規定ハ同盟ノ一國ノ法律ニ依リ
 一般ノ外國人ノ爲メニ定ムルヘキ一層寬大ナル規定ノ
 適用ヲ求ムルコトヲ妨ケス
 第二十條 同盟國政府ハ特別ノ取極力同盟ニヨリ付與
 セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利ヲ著作人ニ付與ス
 ヘキ限リ又ハ本條約ニ抵觸セザル他ノ規定ヲ包含ス
 ヘキ限リ各國相互間ニ右取極ヲ締結スルノ權利ヲ留
 保ス現存ノ取極ノ規定ニシテ右條件ニ合致スルモノ
 ハ引續キ適用アルモノトス
 第二十一條 (一) 「文學的及美術的著作物保護國際
 同盟事務局」ナル名稱ノ下ニ設立セラレタル國際事
 務局ハ之ヲ維持ス
 (二) 右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ管理ノ下ニ之ヲ置
 ヲ瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ且其ノ事務ヲ監
 督ス
 (三) 事務局ノ公用語ハ瑞西語トス
 第二十二條 (一) 國際事務局ハ文學的及美術的著作
 物ニ付テノ著作人ノ權利ノ保護ニ關スル各種ノ報告
 ヲ蒐集シ之ヲ編輯發行ス事務局ハ同盟共同ノ利益ニ
 關スル事項ヲ調査シ且諸政府ヨリ受領シタル書類ニ
 依リ同盟ノ目的ニ關スル諸問題ニ付瑞西語ヲ以テ
 定期刊行物ヲ編輯ス同盟國政府ハ經驗上必要ト認メ
 ラルヘキ場合ニ於テハ合意ヲ以テ事務局カ一又ハ二
 以上ノ他ノ國語ヲ以テ別版ヲ發行スルコトヲ許諾ス
 ルノ權利ヲ留保ス
 (二) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ノ保護ニ
 關スル問題ニ付何時ニテモ同盟國ノ請求ニ應ジ其
 ノ必要トスルコトアルヘキ特殊報告ヲ與フルコト
 ヲ要ス
 (三) 國際事務局長ハ其ノ所管事務ニ付年報ヲ作成
 シ之ヲ一切ノ同盟國ニ送付ス
 第二十三條 (一) 國際事務局ノ經費ハ同盟國共同シ
 テ之ヲ負擔ス右經費ハ新ナル規定アル迄ハ年額十二
 萬瑞西フランヲ超過スルコトヲ得サルヘシ右額ハ必
 要ナル場合ニ於テハ第二十四條ニ掲タル會議ノ一ノ
 全會一致ノ決議ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得ヘシ
 (二) 右經費總額ニ對シ各國ノ提出割合ヲ定ムル爲
 同盟國及將來同盟ニ加入スル國ヲ六等ニ區分シ各
 等ノ提出スヘキ單位ノ數額ノ比例ヲ定ムルコトヲ
 知シ
 第一等 二十五單位
 第二等 二十單位
 第三等 十五單位
 第四等 十單位
 第五等 五單位
 第六等 三單位
 (三) 右系統ニ各等ノ國數ヲ乘シ之ニ依リ得タル積
 ノ和ヲ單位數トシ之ヲ以テ費用總額ヲ除スヘシ其
 ノ商ハ一單位ノ費用額ヲ示スモノトス
 (四) 各國ハ其ノ加盟ノ際前記等級中其ノ列セラレ
 ンコトヲ求ムルモノヲ聲明スヘシ尤モ爾後何時ニ
 テモ他ノ等級ニ列セラレンコトヲ欲スル旨ヲ聲明
 スルコトヲ得ヘシ
 (五) 瑞西國政府ハ事務局ノ豫算ヲ製シ及其ノ支
 出ヲ監督シ、必要ナル立替ヲ爲シ且他ノ一切ノ
 同盟國政府ニ送付スヘキ毎年度ノ出納計算書ヲ作
 製ス
 第二十四條 (一) 本條約ハ同盟制度ヲ完全ナラシム
 ヘキ改良ヲ加ヘンカ爲メ之ニ改正ヲ加フルコトヲ得

(二) 無名又ハ變名著作物ニ關シテハ發行者ニシテ
 其ノ名カ著作物ニ表示セラレタルモノニ於テ著作
 者ニ關スル權利ヲ保全スルノ權能ヲ有ス右發行者
 ハ他ノ證據ヲ要セシテ無名又ハ變名著作物ノ承
 讓入ト認メラルヘキモノトス
 第十六條 (一) 一切ノ偽著作物ハ原著作物カ法律上ノ
 保護ヲ享有スル同盟國ノ權限アル範圍ニ於テ之ヲ兼
 押フルコトヲ得
 (二) 右同盟國ニ於テハ著作物カ保護セラレサルカ
 又ハ保護ノ止ミタル國ヨリ來ル複製物ヲモ兼押フ
 ルコトヲ得
 (三) 兼押ハ各國ノ國內法ニ從ヒ之ヲ行フ
 第十七條 本條約ノ規定ハ一切ノ著作物又ハ製作物ノ
 頒布、上演、展覽ヲ國內ノ立法又ハ警察上ノ措置ニ
 依リ許可シ、取極リ、禁止スルノ同盟各國ノ政府ニ
 關スル權利ヲ何等スルコトナシ該權利ハ權限アル
 機關ニ行使スヘシ
 第十八條 (一) 本條約ハ本條約實施ノ際其ノ本國ニ
 於テ保護ノ期間ノ滿テニ依リ既ニ公有ニ屬シタルモ
 ノニ非サル一切ノ著作物ニ之ヲ適用ス
 (二) 尤モ著作物カ從前認メラレタル保護ノ期間ノ
 滿テニ依リ保護ノ要求セラルル國ニ於テ公有ニ屬
 シタルトキハ其ノ著作物ハ其ノ國ニ於テ新ニ保護
 セラレサルヘシ
 (三) 右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間ニ現存シ又
 ハ將來締結スヘキ特別條約ノ規定ニ從フヘキモノ
 トス此ノ種ノ規定ノ存在セキルトキハ各國ハ各自
 國ニ關シ右原則ヲ適用ニ關スル方法ヲ定ムヘシ
 (四) 前條規定ハ同盟ニ新ニ加盟アリタル場合及保
 護力第七條ノ適用又ハ留保ノ措案ニ依リ擴張セラ

(二) 右ノ如キ問題及其ノ他ノ點ニ付同盟ノ發達ニ關係アル問題ハ同盟國ニ於テ開次開設スヘキ會議ニ於テ該同盟國ノ委員之ヲ會議ス會議ヲ開設スヘキ國ノ政府ハ國際事務局ノ協力ヲ得テ會議ノ準備ヲ爲ス事務局長ハ會議ノ議事ニ列席シ且討論ニ參加スト雖モ議決ニ加ハラズ

(三) 本條約ノ如何ナル變更モ同盟ヲ組成スル各國一致ノ同意ヲ得ルニ非サレハ同盟ニ對シテ效力ナキモノトス

第二十五條 (一) 同盟ニ屬セサル國ニシテ本條約ノ目的トスル權利ノ法律上ノ保護ヲ確保スルモノハ其ノ請求ニ依リ加盟スルコトヲ得

(二) 右加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ之ヲ通告スヘク該政府ハ之ヲ他ノ同盟國ニ通告スヘシ

(三) 右加盟ハ當然本條約ニ規定セル一切ノ利益ノ享受ヲ伴ヒ且瑞西聯邦政府力使ノ同盟國ニ通告シタル後一月ニシテ其ノ效力ヲ生スヘシ但シ加入スル國ニ依リ後ノ日力指定セラレタルトキハ此ノ限制ニ在ラス

右モ右加盟ハ加入スル國カ少クモ一時期ニ關シテ第八條ニ代アルニ千八百九十六年「パリ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年同盟條約第五條ノ規定ヲ以テスルコトヲ欲スル旨ノ表示ヲ包含スルコトヲ得ベシ該規定ハ該國ノ一又ハ二以上ノ國語ニ翻譯スル場合ノミニ關スルモノト當然了解ス

第二十六條 (一) 同盟各國ハ本條約カ其ノ殖民地、保護領、委任統治地、其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル他ノ一切ノ地域又ハ宗主權ノ下ニ在ル一切ノ地域ノ全部又ハ一部ニ適用セララル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ

何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ヘク之ニ依リ本條約ハ通告中ニ掲ケラレタル一切ノ地域ニ適用セラレハシ右通告ナキトキハ本條約ハ右地域ニ適用セラレサルヘシ

(二) 同盟各國ハ本條約カ前項ニ定ムル通告ノ目的ト爲リタル地域ノ全部又ハ一部ニ對シテ適用セラレサルニ至ル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ヘク本條約ハ瑞西聯邦政府ニ高テラレタル通告ノ受領後十二月ニシテ右通告中ニ掲ケラレタル地域ニ於テ適用セラレサルニ至ルヘシ

(三) 本條第一項及第二項ノ規定ニ從ヒ瑞西聯邦政府ニ對シテ爲サレタル一切ノ通告ハ之ヲ該政府ヨリ一切ノ同盟國ニ通知スヘシ

第二十七條 (一) 本條約ハ同盟國相互ノ關係ニ於テ千八百八十六年九月九日「ベルヌ」條約及順次之ヲ改正シタル諸條約ニ代ルヘシ從前實施セラレタル諸條約ハ本條約ヲ批准セサルヘキ國トノ關係ニ於テハ其ノ適用ヲ保持スヘシ

(二) 本條約ニ署名シタル國ハ從前爲シタル留保ノ利益ヲ引續キ保持スルコトヲ得ヘシ

(三) 現ニ同盟ニ屬スル國ニシテ本條約ニ署名セサルヘシモノハ何時ニテモ本條約ニ加入スルコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ該國ハ前項ノ規定ノ利益ヲ享有スルコトヲ得ヘシ

第二十八條 (一) 條約ハ批准セラルヘク其ノ批准書ハ運クトモ千九百三十一年七月一日迄ニ「ローマ」ニ於テ寄託セラルヘシ

(二) 本條約ハ之ヲ批准シタル同盟國間ニ於テハ右期日後一月ニシテ實施セララルヘシ但シ右期日前ニ於テ本條約カ少クモ同盟ノ六國ニ依リ批准セラレタルトキハ本條約ハ右同盟國間ニ於テハ第六ノ批准書ノ寄託カ瑞西聯邦政府ニ依リテ右同盟國ニ通告セラレタル後一月ニシテ及爾後批准スヘキ同盟國ニ對シテハ各其ノ批准ノ通告後一月ニシテ實施セララルヘシ

(三) 同盟ニ屬セサル國ハ千九百三十一年八月一日迄ハ千九百八十八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條約又ハ本條約ニ加入スルコトニ依リテ同盟ニ加盟スルコトヲ得ヘシ千九百三十一年八月一日後ニ於テハ該國ハ本條約ニ加入スルコトヲ得ヘシ

第二十九條 (一) 本條約ハ其ノ廢止ノ通告ノ爲サレタル日ヨリ一年ヲ經過スル迄ハ無期限ニ引續キ實施セララルヘシ

(二) 右廢止ノ通告ハ瑞西聯邦政府ニ之ヲ爲スヘシ右廢止ノ通告ハ之ヲ爲シタル國ニ對シテハ其ノ效力ヲ生スヘク本條約ハ同盟ノ他ノ諸國ニ對シテハ其效力ヲ存續スルモノトス

第三十條 (一) 本條約第七條第一項ニ定ムル五十年ノ保護ノ期間ヲ自國ニ採用スル國ハ之ヲ瑞西聯邦政府ニ書面ヲ以テ通告スヘク該政府ハ直ニ之ヲ同盟ノ他ノ一切ノ諸國ニ通知スヘシ

(二) 第二十五條及第二十七條ニ依リ爲シ又ハ維持シタル留保ヲ撤消スル國ニ付亦前項ニ同シ

右附屬トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名セリ

千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ本條約一通ヲ作成シ之ヲ伊太利王國政府ノ記録ニ寄託スヘシ認體本

一通ハ外交上ノ手續ニ依リ同盟各國ニ送付セララルヘシ

(各國委員氏名省略)

**ベル又條約ニ關スル
外務省告示**

◎外務省告示第五十八號
千九百八十八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル文學的及美術的著作物保護ニ關スル千八百八十六年九月九日「ベルヌ」條約ニ對スル帝國ノ批准書ハ昭和六年七月十日「ローマ」ニ於テ寄託セラレタリ
昭和六年七月十八日
外務大臣男爵 幣原喜重郎

◎外務省告示第五十九號
千九百八十八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル文學的及美術的著作物保護ニ關スル千八百八十六年九月九日「ベルヌ」條約ニ對スル帝國ノ批准書寄託ニ際シ帝國政府ハ在伊帝國大使ヲシテ左ノ宣言ヲ爲サシメタリ

宣 言
下名ハ正當ノ委任ヲ受ケ千九百八十八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ、及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九日ノ文學的及美術的著作物保護ニ關スル「ベルヌ」條約第二十七條(一)ノ規定ニ從ヒ日本國政府ハ其ノ從前爲シタル留保ノ利益ヲ保持スルコト

即チ右條約第八條ニ定ムラル著作物ヲ翻譯シ又ハ之ヲ許諾スル著作物ヲ特權ニ關シテハ千八百九十六年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル追加規定第一條第三ニ依リ改正セラレタル千八百八十六年九月九日「ベルヌ」條約第五條ノ規定ニ引續キ承認スルコトヲ欲スル旨ヲ宣言ス

昭和六年七月十日「ローマ」ニ於テ作成ス

(右傳文省略)

昭和六年七月十八日
外務大臣男爵 幣原喜重郎

日米間著作權保護ニ關スル條約

◎外務省告示第六十號
昭和六年七月十五日帝國政府ハ在瑞西帝國公使ヲシテ瑞西聯邦政府ニ對シテ左ノ通告セシメタリ

以書翰等上致候陳者千九百八十八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九日ノ文學的及美術的著作物保護ニ關スル「ベルヌ」條約ハ其ノ日本國ニ實施セララル日ヨリ及日本國ニ付爲サレタル留保ト同一ノ留保ノ下ニ記地域即チ朝鮮、臺灣、樺太及關東州租借地ニ適用セラレベキ旨本國政府ハ本國政府ノ訓令ニ依リ同條約第二十六條(一)ニ從ヒ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候尙日本國政府ハ其ノ國際事務局經費分擔額ニ關シ千九百三十二年度ヨリ同盟國ノ第二等ニ代アルニ第一等ニ列セラレ度キ旨條約第二十三條(四)ノ規定ニ從ヒ希望致候

他方日本國政府ハ前記條約ガ日本國ニ實施セララル日ヨリ音樂的著作物ノ公ノ演奏ニ關シ千九百八十八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ改正セラレタル

第一條 兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ文學及美術ノ著作物或ハ其ノ著作物ノ一部ノ版國內ニ於テ其ノ國ノ臣民又ハ人民ニ許與セララル保護ト同様に基礎ニ於テ不正ノ複製ニ對シ著作權ノ保護ヲ享有スヘシ但シ本條約第二條ノ規定ニ遵由スヘシ

第二條 兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ他ノ一方ノ臣民又ハ人民カ其ノ版國內ニ於テ公ニシタル書籍、小冊子其ノ他各種ノ文書、演劇脚本及樂譜ヲ印刷シテ公ニシタルシテ且其ノ翻譯ヲ印刷シテ公ニシタルコトヲ得ヘシ

第三條 本條約ハ之ヲ批准シ其ノ批准ハ成ルヘク速ニ東京ニ於テ交換シ批准交換ノ日ヨリ之ヲ實施シ其ノ實施後ニ公ニシタル著作物ニ限り適用スヘシ兩締

約國ノ一方ハ何時タリトモ本協約ヲ終了セムト欲スル旨ヲ他ノ一方ニ通知スルノ權利ヲ有シ其ノ通知ヲ爲シタル後三個月ヲ経過シタルトキハ本協約ハ全然消滅ニ歸スヘシ

明治三十八年十一月十日即西曆千九百零五年十一月十日東京ニ於テ日本文及英文ニテ記メタル本書各二通ヲ作ル

日米間著作權保護ニ關スル條約調印ノ際該條約第三條ノ解釋ニ關シ兩國全權委員ノ間ニ交換シタル書翰

外務大臣 伯爵 桂 太郎 閣下

ロイド・シー・グリスコム閣下

以書翰致啓上候陳者本日帝國ト亞米利加合衆國トノ間ニ調印セシ著作權保護條約ノ第三條ニ關シ將來ノ誤解ヲ防クタメ本大臣ハ該條中ニ用キラレタル「公ニセラルル」ナル文字ヲ帝國政府ニ於テハ「始メテ公ニセラルル」ノ義ト解釋スルコトヲ望ムルハ批准交換前兩國協約ノ一方ニ於テ公ニセラルル著作物ヲ將來他ノ一方ニ於テ複製スルコトニハ適用ナキモノナルコトヲ聲明致候帝國政府ハ貴國政府力上記ノ解釋ニ同意スル旨ノ確答ヲ得ハ幸甚ノ至ニ御座候本大臣ハ玆ニ重テ閣下ニ向ヒ敬意ヲ表シ候致具

明治三十八年十一月十日

外務大臣 伯爵 桂 太郎 閣下

ロイド・シー・グリスコム閣下

以書翰致啓上候陳者本日亞米利加合衆國ト日本國トノ間ニ調印シタル著作權保護條約ノ第三條中ニ用キラレタル「公ニセラルル」ナル文字ノ意義ニ關シ本日附屬書翰ヲ以テ御申越ノ趣致候承使本使ハ玆ニ亞米利加政府ニ於テモ「公ニセラルル」ナル文字ニ付日本帝國政府ノ與ヘラレタル解釋ニ全然同意スルモノナルコト及本協約ハ批准交換前兩國協約ノ一方ニ於テ公ニセラルル著作物ヲ將來他ノ一方ニ於テ複製スルコトニハ適用ナキモノナルコトヲ及確答候右回答書本使ハ玆ニ重テ閣下ニ向ヒ敬意ヲ表シ候 致具

千九百零五年十一月十日東京ニ於テ

外務大臣 伯爵 桂 太郎 閣下

ロイド・シー・グリスコム閣下

支那ニ於ケル發明意匠商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日米條約(抄)

(明治四十一年八月十三日條約第五號)

第二條 締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ文學及美術ノ著作物並寫眞ノ著作權ニ付清國内ニ於テ他ノ一方ノ版圖内ニ於ケル同一程度ノ保護ヲ享受スヘシ

小 村 壽 太 郎 閣下

ロイド・シー・グリスコム閣下

第五條 本條約ノ適用上總國臣民ハ日本國臣民ト、亞米利加合衆國ノ所屬地ノ人民ハ米國人民ト清國内ニ於テ同一ノ取扱ヲ受クヘキモノトス

第六條 兩國協約國ハ其ノ治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル他國ニ關シ成ルヘク本條約ノ規定ヲ適用スヘキコトヲ約ス

本條約ヨリ生スル一切ノ權利ハ兩國協約國ノ所屬地及租借地ニ於テモ尊重セラルヘク右權利ノ侵害ニ對スル法律上ノ救済ハ加害者所屬國ノ當該裁判所ニ於テ之ヲ與フルモノトス

第八條 締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民カ明治三十九年五月十日以後公ニシタル文學及美術ノ著作物並寫眞ニシテ本條約ニ依リ保護ヲ受クヘキモノヲ本條約實施前清國內ニ於テ許可ナクシテ複製シタル他ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ右實施後一年ヲ限リ該複製物ノ發賣又ハ頒布ヲ禁止スヘキモノトス

第九條 本條約ハ之ヲ批准シ其ノ批准書ハ成ルヘク電ニ東京ニ於テ交換セラルヘシ

本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ十日ヲ經タル後總國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ保護ニ關スル條約ト共ニ實施セラルヘシ

右附屬トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ

明治四十一年五月十九日即西曆千九百零八年五月十九日華盛頓ニ於テ本書二通ヲ作ル

高 平 小 五 郎 閣下

ロバート・ペーコン閣下

支那ニ於ケル發明意匠商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日佛條約批准交換覺書(明治四十四年五月二十日官報)

由ヲ失ヒタルモノトス

佛蘭西共和國特命全權大使ハ正當ニ其ノ政府ノ委任ヲ受ケ右宣言ニ對シテ同意ヲ表シ且ツ兩國全權委員ハ雙方ノ批准書ノ良好公當ナルヲ認メタルヲ以テ該批准書ノ交換ヲ了シ本書二通ヲ作ル

明治四十四年五月十八日東京ニ於テ

小 村 壽 太 郎 閣下

ロバート・ペーコン閣下

關スル日佛條約(抄)

(明治四十四年五月二十日條約第三號)

第二條 條約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ文學的及美術的著作物並寫眞ノ著作權ニ付清國內ニ於テ他ノ一方ノ版圖内ニ於ケル同一程度ノ保護ヲ享受スヘシ

第三條 締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民カ本條約ニ依リ保護ヲ受クヘキ特許發明、意匠、商標、又ハ著作權ヲ侵害シタルトキハ被侵害者ハ加害者所屬國ノ當該裁判所又ハ領事館ニ於テ其ノ國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ權利ヲ有シ同一ノ救済ヲ受クヘシ

第五條 本條約ノ適用上總國臣民ハ日本國臣民ト、佛蘭西共和國ノ所屬地ノ人民ハ佛蘭西國人民ト清國內ニ於テ同一ノ取扱ヲ受クヘキモノトス

第六條 兩國協約國ハ其治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル他國ニ關シ成ルヘク本條約ノ規定ヲ適用スヘキコトヲ約ス

本條約ヨリ生スル一切ノ權利ハ兩國協約國ノ所屬地及租借地ニ於テモ尊重セラルヘク右權利ノ侵害ニ對スル法律上ノ救済ハ加害者所屬國ノ當該裁判所ニ於テ之ヲ與フルモノトス

第八條 締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ノ文學的及美術的著作物並寫眞ニシテ本條約ニ依リ保護ヲ受クヘキモノヲ本條約實施前清國內ニ於テ許可ナクシテ複製シタル他ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ右實施後一年ヲ限リ該複製物ノ發賣又ハ頒布ヲ禁止スヘキモノトス

第九條 本條約ハ之ヲ批准シ其ノ批准書ハ成ルヘク電ニ東京ニ於テ交換セラルヘシ

本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ十日ヲ經タル後實施セラルヘシ

右附屬トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ

右附屬トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ

右附屬トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ

右附屬トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ

右附屬トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ

右附屬トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ

右附屬トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ

出版關係法規並書式

然レトモ將來ノ紛争ヲ避クル爲メ兩國全權委員ハ日本本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ノ相違アル場合ニハ其ノ相違ノ點ハ英文本文ニ照ラシテ之ヲ決定スヘキコトヲ約ス

新聞紙法

(明治四十二年五月六日法律第四十一號)

第一條 本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メシテ發行スル著作物及定時期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用ヒテ臨時發行スル著作物ヲ謂フ...

一〇六四

七 持主ノ氏名、若法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名
八 發行人、編輯人及印刷人ノ氏名年輪但シ編輯人ニ人ノ名アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ノ氏名年輪
前項ノ届出ハ持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署シタル書面ヲ以テシテ第一回發行ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方官廳ニ提出スヘシ...

出版關係法規並書式

名譽ニ對スル罪ニ因ル損害賠償ノ判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス
第十五條 保證金ヲ納ムル新聞紙ニ關シ發行人又ハ編輯人前金又ハ別事訴訟費用ノ書渡確定ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ完納セザルトキハ該事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得...

件ニ關スル事項又ハ公開ヲ得タル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス
第二十二條 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ許可ヲ受ケシテ掲載スルコトヲ得...

一〇六五

第三十四條 第十二條第一項、第二項、第十六條ニ違反シ又ハ第二十二條ニ依ル禁止ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第十七條第一項、第二項、又ハ第十八條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十六條 第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ懲罰又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第二十三條ニ依ル禁止若ハ禁止ノ命令、第二十四條ニ依ル禁止命令、第四十三條ニ依ル禁止ノ罰金又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條ニ依ル懲罰處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲罰又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第二十七條ニ依ル禁止又ハ制限ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ懲罰又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 安樂秩序ヲ害シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ懲罰又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 皇室ノ尊嚴ヲ冒シ又ハ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ懲罰及三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第四十條乃至第四十二條ニ依リ處罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得

第四十四條 本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十五條 新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告ハ其ノ事實ヲ證明スルコトヲ得

附則
新聞紙條例ハ之ヲ廢止ス
本法施行前ヨリ發行スル新聞紙ニシテ本法ノ規定ニ依リ保證金ニ關シテ生スルニ至リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ償補ヲ廢止ス

第二十六條ノ規定ハ本法施行前ノ發行者ニ係ル新聞紙ニ之ヲ適用ス

新聞紙ニ關スル願屆書式
(第一號書式)
新聞紙發行屆(第一回發行年月日ヨリ十日以前屆書二通提出)
一 題號 何々
二 掲載事項ノ種類 何々
三 時事ニ關スル事項掲載ノ有無(有無)
四 發行時期 日刊又ハ毎月何回(何日若クハ不定)

第一回發行年月日 何々何月何日
發行所在地及名稱
持主氏名、原籍、居住地、生年月日
編輯人 同上
印刷人 同上
右ハ新聞紙法ニ據リ發行致候間(管轄廳ニ保證金何圓納置候條)此段及御届候也
年 月 日
發行人 氏 氏 名
持主 氏 氏 名
内務大臣 宛

新聞紙改題屆(變更十日以前)
(第二號書式)
一 現在ノ題號
變更ノ題號
右 年 月 日ヨリ改題致候間此段御届申上候也
年 月 日
住所 氏 氏 名
發行人 氏 氏 名
内務大臣 宛

新聞紙記載の種類變更屆
(第三號書式)
一 現在ノ記事ノ種類
變更ノ記事ノ種類
右 年 月 日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
發行人 氏 氏 名
内務大臣 宛

第四十三條 第四十條乃至第四十二條ニ依リ處罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得

第四十四條 本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十五條 新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告ハ其ノ事實ヲ證明スルコトヲ得

附則
新聞紙條例ハ之ヲ廢止ス
本法施行前ヨリ發行スル新聞紙ニシテ本法ノ規定ニ依リ保證金ニ關シテ生スルニ至リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ償補ヲ廢止ス

第二十六條ノ規定ハ本法施行前ノ發行者ニ係ル新聞紙ニ之ヲ適用ス

新聞紙ニ關スル願屆書式
(第一號書式)
新聞紙發行屆(第一回發行年月日ヨリ十日以前屆書二通提出)
一 題號 何々
二 掲載事項ノ種類 何々
三 時事ニ關スル事項掲載ノ有無(有無)
四 發行時期 日刊又ハ毎月何回(何日若クハ不定)

第一回發行年月日 何々何月何日
發行所在地及名稱
持主氏名、原籍、居住地、生年月日
編輯人 同上
印刷人 同上
右ハ新聞紙法ニ據リ發行致候間(管轄廳ニ保證金何圓納置候條)此段及御届候也
年 月 日
發行人 氏 氏 名
持主 氏 氏 名
内務大臣 宛

新聞紙改題屆(變更十日以前)
(第二號書式)
一 現在ノ題號
變更ノ題號
右 年 月 日ヨリ改題致候間此段御届申上候也
年 月 日
住所 氏 氏 名
發行人 氏 氏 名
内務大臣 宛

新聞紙記載の種類變更屆
(第三號書式)
一 現在ノ記事ノ種類
變更ノ記事ノ種類
右 年 月 日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
發行人 氏 氏 名
内務大臣 宛

何新聞紙發行人變更屆
(第四號書式)
(變更前又ハ變更後七日以内届出二通)
現在發行人 氏 氏 名
原籍及居住ノ地
新 發行人 氏 氏 名
右ノ通り 年 月 日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
現在發行人 氏 氏 名
新 發行人 氏 氏 名
内務大臣 宛

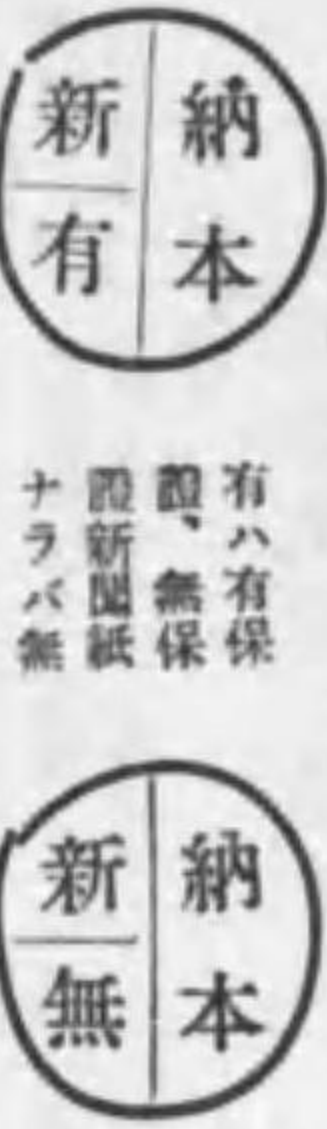
何新聞紙編輯人(印刷人)變更屆
(第五號書式)
舊編輯人(舊印刷人) 氏 氏 名
原籍及居住ノ地
新編輯人(新印刷人) 氏 氏 名
右ノ通り 年 月 日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
舊編輯人(舊印刷人) 氏 氏 名
新編輯人(新印刷人) 氏 氏 名
内務大臣 宛

何新聞紙發行時期變更屆
(第六號書式)
(變更前又ハ變更後七日以内届出二通)
一 舊發行ノ時期
一 新發行ノ時期
右ノ通り 年 月 日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
發行人 氏 氏 名
内務大臣 宛

何新聞紙發行所(印刷所)變更屆
(第七號書式)
一 舊發行所(舊印刷所)所在及名稱
一 新發行所(新印刷所)所在及名稱
右ノ通り 年 月 日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
發行人 氏 氏 名
内務大臣 宛

納本ニ就テノ注意
○新聞紙法ニ據リ發行スルモノハ發行ト同時ニ左記ニ納本ヲ要ス
一 內務省警保局圖書課 二部
一 警視廳官房圖書課 一部
一 (東京)地方裁判所圖書課 一部

(東京)區裁判所庶務局 一部
○本局出及納本ヲ惹リタルトキハ新聞紙法違反ニ據リ處罰サル、コトアルヘシ
○本局出ハ審判廳關係へ提出ヲ要ス
○納本ニハ表面ニ左記ノ印捺捺セラレタシ



第三種郵便物認可規則

(明治四十年八月十七日) (前信省令第三十五號)
第一條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケントスル者ハ本規則ノ定ムル所ニヨリ發行地所轄ノ通信局へ願出ツヘシ
第二條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ハ左ノ條件ヲ具備スルモノニ限ル
一 毎月一回以上上述定期ニ發行スルコト
二 記載事項ノ性質終期ヲ豫定スヘカラサルコト
三 書籍ノ性質ヲ有セサルコト
四 政黨、時事、農事、工事、商事、學術、技術、統計等公共ノ性質ヲ有スル事項ヲ報道論議スルヲ以テ發行ノ目的トナシ且現況トシテ公衆ニ發賣スルコト
第三條 本規則ニ依ル認可ヲ受ケントスル定期刊行物ノ發行人ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ見本二部ヲ添へ差出スヘシ

一 題號
二 記載事項ノ種類
三 發行人
四 發行所
五 發行人ノ住所
六 發行ノ定日
第四條ノ一 本規則ニ依ル認可ノ効力ハ認可ヲ受ケタル號ヨリ發生スルモノトス
最後發行ノ次ノ定日ヨリ起算シ三十日ヲ過キテ發行セザルトキハ其効力ヲ失フ
第四條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行人ハ其ノ定期刊行物發行ノ際之ヲ差出スヘキ郵便局ヲ取扱フ(別三限ル)ヲ豫メ發行地所轄通信局ニ願出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
第五條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行人ハ其發行毎ニ先ツ發行地所轄通信局及其ノ指定シタル郵便局ニ見本各一部ヲ差出スヘシ
第六條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行人ハ其發行地所轄通信局ニ願出テ其認可ヲ受ケタルトキハ新舊發行人連署スヘシ若シ舊發行人連署スルトコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ願書ニ聲明スヘシ
第七條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ハ發行所、發行所、發行所ニ願出ツヘシ
以內ニ發行地所轄通信局ニ願出ツヘシ
前項ノ場合ニ於テ發行所他ノ所轄區内ニ移轉セムトスルトキハ認可ヲ受ケタル通信局ヲ經由シ移轉先ヲ所轄スル通信局ニ願出テ其認可ヲ受ケタヘシ
第七條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ願書ニ依リ手数料ヲ納ムヘシ

一 新第三種郵便物ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ第八條中ノ事項以上變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ金拾圓
二 第三條中ノ一事項ニ對シ變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ金五圓
前項ノ手数料ハ通信局又ハ管理事務分掌一等局ノ指示ニ從ヒ郵便切手ヲ以テ納付スヘシ
第八條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及其ノ臨時増刊並其ノ發行人左記各號ノ一ニ數當スルトキハ其認可ヲ取消スヘシ
一 第二條各號ノ條件ヲ欠キタルトキ
二 第四條ノ二ノ願出ヲ惹リタルトキ
三 第五條見本ノ差出ヲ惹リタルトキ
四 第六條ノ手續ヲ惹リタルトキ
五 願出ノ事項ト相違アルトキ
第九條ノ一 第四條ノ一第二項ニ依リ認可ノ効力ヲ失ヒタルモノ及前條ニ依リ認可ヲ取消サレタルモノ又ハ之ヲ繼承シタリト認めタル定期刊行物ニ對シテハ情狀ニ依リ再ヒ認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ
第九條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタルコトヲ表示スヘキ文字ヲ印刷シタルトキハ發行人ヲ百圓以內ノ罰金ニ處ス
附則
第十條 本規則ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス明治三十三年九月通信省令第七十三號第三種郵便物發行規則ハ本規則發行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
第十一條 從來ノ規定ニ依リ現ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ本規則ニ抵触セズシテ發行スルモノハ尙其ノ効力ヲ有ス

郵便規則摘載

(三十三年九月) (前信省令第四十二號)
第二十條 定期刊行物ハ其ノ刊行物初頁上部ニ其ノ名稱、發行日期、回數、運送書號、發行年月日及何年何月何日第三種郵便物認可ノ文字、次頁以下ハ上部ニ其ノ名稱又ハ略記號、發行年月日及第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ冊子トナシタル刊行物ハ最初及最終ノ頁面ノミニ印刷スルコトヲ得
第二十一條 定期刊行物ハ本紙ノ重量ニ超過セズ本紙ト同性質ノ紙、廣告又ハ書、畫、圖ヲ印刷シ之ニ本紙ノ名稱、書號、並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ且ツ冊子ト爲サルモノニ限リ附録トシテ之ヲ本誌ニ添付スルコトヲ得
第二十二條 緊急時事ヲ報道スルタメ臨時ニ發行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物ト同様ノ取扱ヲ爲ス
定期刊行物ノ號外ハ之ニ本紙ノ名稱、發行ノ年月日何年何月何日第三種郵便物認可及號外ノ文字ヲ記入スヘシ
第二十三條 定期刊行物ニハ其ノ發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ本紙ノ重量ヲ超過セサルモノニ限リ之ヲ綴込又ハ貼付スルコトヲ得

第三種郵便物ニ關スル願書書式

(第一號書式)
(發行所他ノ所轄區内) (當局經由ヲ要ス)
(二種轉スル場合ニ限ル)

出版關係法規並書式

發行所變更願

年 月 日 第三種郵便物認可
舊發行所
新發行所
右之通り 月 日ヨリ變更致度候間御認可相成度及御願
年 月 日
右發行人 氏 名
通信局長 氏 名
(見本差出) 由 (朱記)

發行所變更願

年 月 日 第三種郵便物認可
舊發行所
新發行所
右之通り 月 日ヨリ變更致候
年 月 日
右發行人 氏 名
東京通信局御中

發行所臨時變更願

年 月 日 第三種郵便物認可
何號
由 (朱記)

附則

右 月 日 發行スヘキ臨時變更致候
年 月 日
右發行人 氏 名
東京通信局御中
(發行日臨時變更ハ翌月及次ノ發行日ニシテハコトアルヘシ)

發行人住所變更願

年 月 日 第三種郵便物認可
舊住所
新住所
右之通り 月 日ヨリ變更致候
年 月 日
右發行人 氏 名
東京通信局御中

休刊願

年 月 日 第三種郵便物認可
何號
由 (朱記)

出版關係法規並書式

東京通信局御中

(第六號書式)

第三種郵便物差出局變更届

右之通り 年 月 日 第三種郵便物認可

再差出局

新差出局

右之通り 年 月 日 日ヨリ變更可致候

右發行人 氏 名

東京通信局御中

(第七號書式)

臨時増刊發行届

年 月 日 第三種郵便物認可

右 年 月 日 臨時増刊トシテ發行致候

右發行人 氏 名

東京通信局御中

(第八號書式)

發行定日變更届

年 月 日 第三種郵便物認可

右之通り 年 月 日 日發行分ヨリ變更致候

右發行人 氏 名

東京通信局御中

(第九號書式)

體裁變更届

年 月 日 第三種郵便物認可

右發行物 年 月 日 發行第 號ヨリ見本ノ通

リ體裁變更致候

右發行人 氏 名

東京通信局御中

注意事項

各種届書類ニ關スル注意
一、届書類ハ總テ見本差出局へ提出スコト
二、用紙ハ可成半紙ニツ折ヲ用ヒ綴補上必要ニ付左
備一寸程空欄ヲ置クコト

一、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ
發行定日前ニ郵便ニ差出ス場合ハ其ノ刊行物ニ
「何月何日印刷納木」ト印刷シアルモノニシテ其ノ
納木日以後ニ差出シタルモノニ限リ第三種郵便物
ノ取扱ヲ爲ス
二、第三種郵便物認可規則第五條ニ依ル見本ハ必ス發
行日前通クモ發行當日迄ニ當局並ニ指定局ニ差出
スコトヲ要ス若シ發行日ノ翌日以後ニ至リ納木セ
ラルハモノニ對シテハ認可規則第八條ヲ適用スル
事又ハ郵便物ノ引受ヲ停止ス
三、定期刊行物ハ郵便規則第二十條ニ依ル成規各印刷
事項ヲ必ス印刷スヘキコト
四、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ
其ノ發行定日ニ至リ發行シ得サル時又ハ定日ニ發
行シ得サル時又ハ定日ニ發行シ得ラレサルコトニ
際シ得ヘキ時ハ必ス發行定日臨時變更届ノ提出
ヲ要ス若シ何等ノ届出モナク定日ヨリ通リ發行
セラルハ時ハ認可規則ニモ違背セラルハニ付第三
種郵便物ノ取扱ヲ爲サ、ルカ又ハ認可ヲ取消サル
事アルヤモ計リ難キニ付注意セララシ
五、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及ヒ其
ノ臨時増刊ニシテ題號ノ外ニ「何々記念號」又ハ其
ノ他ノ特殊名稱ヲ附スル場合ハ其ノ字格ガ本題號
ヨリ小ニシテ且ツ其ノ内容ハ平常ノモノト同一種
類ノ記事ヲ包含スヘキヲ必要條件トシ若シ其ノ名
稱ガ内容應答ノ説明ト認メ得サルモノ又ハ其ノ字
格ガ本題號ヨリ大ナルカ或ハ本題號ノ文字カ明瞭
ヲ缺ク字體ヲ以テ表示セルモノハ題號別種ノモノ
トシテ取扱フニ付若シ臨時増刊等特別ノモノヲ發
行セラルハトキハ據メ本條件ヲ具備スル様注意セ

約束郵便取扱承認規則

(大正十二年二月二十四日信省令第二十一號)

第一條 約束郵便ノ取扱ノ承認ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル
第二條 約束郵便ノ取扱ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申込書ヲ所轄通信局長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ
一 題號又ハ名稱
二 約束郵便トナスニヨリ郵便料ノ低減ヲ受クヘキモノハ其ノ事由
三 差出回数(定期日アルモノハ定期日ヲモ記載ス要ス)並ニ毎回ノ差出箇數(料金ヲ異ニスルモノ毎ニ)ノ概算高
四 差出郵便官署名無差届三等郵便局ヲ指定スルヲ得ス
五 申込人ノ住所氏名
通信局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ差出郵便官署名指定シ又ハ變更セシムルコトアルヘシ
郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受ケタル約束郵便ノ承認ヲ受ケムトスルトキハ手数料金十兩ヲ納付スヘシ

人ヲ變更セムトスルトキハ一事項ニ付手数料金五兩ヲ納付シ所轄通信局長ノ承認ヲ受クヘシ
第四條 前二條ノ手数料ハ通信局長ノ指示ニ從ヒ郵便切手ヲ以テ納付スヘシ
第五條 約束郵便物ノ差出人ハ約束郵便料擔保ノ擔保トシテ所轄通信局長ノ指示ニ從ヒ通費又ハ團體ヲ擔保スヘシ但シ差出人官公署、公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセサル法人ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ擔保ハ約束郵便差出數ノ異同ニ應ジテ増減セシムルコトアルヘシ
第六條 差出人約束郵便取扱ノ必要ナキニ至リタルトキ又ハ其ノ差出郵便官署名ヲ他ノ通信局區内ノ郵便官署ニ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所轄通信局長ニ届出ツヘシ
前項ノ届出アリタルトキハ約束郵便ノ取扱承認ハ其ノ効力ヲ失フ
第七條 郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受ケタル約束郵便物ニシテ引續キ三月以上又ハ最近一年間ニ五月以上同條ニ依ル差出ヲ停止シタルトキハ其ノ承認ヲ取消スヘシ
第八條 約束郵便物ノ差出人左記各條ノ一ニ該當スルトキハ約束郵便ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ
一 本令ニ違反シタルトキ
二 約束郵便料ノ規定ノ期日迄ニ納付セサルトキ
第九條 前二條ニ依リ約束郵便ノ承認ヲ取消シタルモノニ對シテハ其ノ情狀ニ依リ再ヒ約束郵便ノ承認ヲ與ヘサルコトアルヘシ
第十條 本令ニ依リ所轄通信局長ニ提出スヘキ書類ハ總テ約束郵便物差出郵便官署名ヲ經由スヘシ但シ通信

局ト差出郵便官署ト同一行政市内ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第十一條 第六條乃至第八條ニ依リ約束郵便ノ取扱承認ノ効力ヲ失ヒタルトキハ第五條ニ依リ擔保ハ之ヲ差出人ニ還付ス但シ料金ノ滞納アルトキハ該擔保(團體ヲ擔保トシタルモノナルトキハ)之ヲ賣却シ其ノ金額ヨリ賣却費用ヲ引去リタル殘額ヲ未納料金ニ充テ過額額ハ之ヲ還付シ不足額ハ之ヲ追徴ス
附則
本令ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
約束郵便取扱規則ハ之ヲ廢止ス
約束郵便取扱規則ニ依リ承認ヲ受ケタル約束郵便物ハ本令ニ依リ承認ヲ受ケタルモノト看做ス
郵便規則摘載(明治三十三年九月號)
第二十四條ノ一 第三種郵便物ニ非サル印刷物ニシテ毎月一回以上連續刊行シ且發行ノ都度其ノ當月又ハ其ノ翌月中ニ一月ノ發行ニ付百通以上差出スモノハ約束郵便トシテ承認シタル場合ニ限リ其ノ料金ヲ前條ニ該當スルモノハ重量五十匁又ハ其ノ體積每二其ノ他ノモノハ重量三十匁又ハ其ノ體積每二金一匁トス
第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ印刷物ニ之ヲ適用ス
第六十四條 定期刊行物、書籍及印刷物ハ別ニ定ムル所ニ依リ所轄通信局長ノ承認ヲ受ケ約束郵便ト爲スコトヲ得
第六十四條ノ二 約束郵便物ハ通知ヲ要セサル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス

出版關係法規並書式

第六十四條ノ三 約束郵便物ニハ日附印ヲ捺捺セス
第六十四條ノ四 約束郵便物ニハ郵便切手ヲ貼付セス
差出人ニ於テ左記諸形ノ印章ヲ捺捺スヘシ

直徑八寸
乃至一寸
差出約束
局名郵便

前項郵便物ノ料金は毎月分ヲ翌月二十日迄ニ所轄遞
信局長ノ指示ニ從ヒ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ
第六十四條ノ五 約束郵便物ハ特殊ノ包装ヲ要スルモ
ノ外強質ナル白又ハ淡色ノ紙ヲ以テ包装シ帶紙ヲ
用フルトキハ其ノ幅二寸以上トシ宛所ハ成ルヘク左
ノ例ニ依リ明瞭ニ標書スヘシ

何(縣)何々(郵便局)局区内
何(町)何々何番地
第六十四條ノ六 約束郵便物ハ郵便官署ノ指示ニ從ヒ
其ノ題號又ハ名稱及價額等ヲ記載シタル郵便票ヲ添
ヘ之ヲ添メ承認ヲ受ケタル郵便官署ニ差出スヘシ但
シ郵便官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ其ノ差
出場所ヲ指定スルコトアルヘシ

第六十四條ノ七 郵便官署ハ差出人ヲシテ約束郵便物
發送上必要ナル區域毎ニ之ヲ結束シテ差出サシムル
コトアルヘシ
第六十四條ノ八 郵便官署ハ必要ニ應シ差出人ニ對シ
約束郵便物ノ見本ヲ提出セシムルコトアルヘシ

約束郵便ニ關スル注意

- 一、約束郵便ノ申込ヲナサムトスル者ハ申込書(第一
號形)ニ提供提供書(第二號形)及見本一部ヲ差出
スヘシ
- 二、約束郵便取扱承認規則(以下取扱承認規則ト稱ス)
第五條ノ提供額ハ當該郵便物一箇月分郵送料ノ倍額
以上トシ其種類ハ現金又ハ國債ニ限ル但シ國債ノ價
格ハ額面ニ依ル
- 三、國債ハ提供提供書(第二號形)ニ種類、額面、
記號番號枚數及附屬利札等ヲ列シテ記載スヘシ
- 四、題號又ハ名稱、差出局、申込人又ハ其
住所ヲ變更セムトスル時ハ第三號形ノ願書又ハ願
書ヲ差出スヘシ
- 五、差出額増加ノ場合ハ前項願書ニ不足額ニ相當ス
ル提供金額ヲ記載シタル提供提供書(第二號形)ヲ
添付スヘシ差出額減少ノ場合ニアリテハ願書餘白
ニ差付テ受タヘキ提供額ノ種類ヲ附記スヘシ此記載ナ
キトキハ當局ニ於テ便宜決定スヘシ
- 六、申込人ノ變更ハ願書(第三號形)ニ新舊申込
人進書スヘシ舊申込ノ進書ヲ添付スヘシ
新申込人ハ於テ新申込人ノ提供額ヲ繼承セム
トスルトキハ願書ニ其旨ヲ記載シ之ニ領收證書又ハ
受領證書ヲ添付スヘシ
- 又新二提供額ヲ提供スルモノニアリテハ必要ナル提供
金額ヲ記載シタル提供提供書(第二號形)ヲ添付スヘ
シ
- 七、擔保ノ組替ヲセムトスルトキハ差付テ受タヘキ擔
保及ヒ之ニ代ルヘキ擔保ヲ詳記シタル請求書(第四

- 號形)ヲ差出スヘシ
- 八、申込人ニ於テ手数料又ハ擔保ノ納付ノ通告ヲ受ケ
タルトキハ通達ナク指定ノ領所ニ納入スヘシ
- 九、手数料ハ當局又ハ差出局へ納入スルモノトス此ノ
場合ハ承認書交付ヲ以テ手数料領收ノ證トス
- 十、擔保ハ現金ハ郵便局ニ納入シ證券ハ日本銀行ニ寄
託シタル上其受領證書ヲ當局又ハ差出局ニ差出スモ
ノトス納付人ハ以上孰レノ場合ニ於テも領收證書又
ハ受領證書ヲ取置クヘシ
- 十一、手数料及擔保ヲ納入セサル間ハ願出ニ相當スル
約束郵便ノ取扱ヲナサス
- 十二、申込人ハ取扱承認規則第六條ノ郵送用紙ヲ第
五號形ニ依リ製成スヘシ但シ同票ハ複寫紙ニヨリ
二通ヲ作成シ内一通ハ差出人ニ於テ保管シ置クヲ便
宜トス
- 十三、約束郵便ヲ取消サムトスルモノハ第六號形ニ
ヨリ其願書ヲ差出スヘシ
- 十四、擔保ノ還付ハ當局ヨリ之ヲ納付人ニ通知ス但擔
保ハ左記方法ニ依リ取扱フ
- 一、現金ハ指定郵便局ニ於テ拂渡ヲ爲ス
- 二、證券ハ當局ニ於テ受領證書ニ拂渡ノ事由ヲ證明
シテ交付ス
- 前項ニ依リ現金ノ拂渡又ハ受領證書ノ交付ヲ受ケム
トスルトキハ領收證書又ハ受領證書相當額ニ受領證
印ノ上之ヲ差出スヘシ
- 十五、證券利受領ノ爲メ印鑑證明ヲ必要トスルトキ
ハ願書第七號形ヲ差出スヘシ
- 十六、約束郵便ニ關スル印章ハ常ニ一定シ置クコトヲ
要ス改印シタルトキハ保證人ヲ立テ連ニ届出ツヘ
シ

十七、外國へハ約束郵便トシテ差出スコトヲ得ス

約束郵便ニ關スル願書書式

(第一號形) 約束郵便申込書

- 一、題號又ハ名稱 東京商報
- 二、約束郵便トナスニヨリ郵便料ノ郵便規則第二十四
條ノ一ノ適用ヲ受ケタルモノハ第三號形第四種等種
別ヲ記載ス
- 三、差出回数(定期日アルモノ) 毎月一回二十日
- 四、毎回差出個數(計算) 三十枚以内五千個
- 五、差出郵便官署名 東京中央郵便局
- 六、申込人住所氏名 日本橋區區役所對面
地 甲野太郎

右約束郵便トシテ郵送方承認相成度別紙擔保提供書
並ニ郵便物見本壹部相添及御願候

年 月 日 右 甲 野 太 郎 謹
東京通信局長 殿

(第二號形) 約束郵便擔保提供書

一金壹百圓也 現金
又ハ
一第四分利公債證券額面壹百圓也

内 附

百圓券ハ號五〇三壹枚 但大正九年十二月
(券面記載年月) 漢以降利札附屬
右東京商報ノ約束郵便擔保トシテ提供ス

年 月 日 甲 野 太 郎 謹
東京通信局長 殿

(第三號形) 約束郵便變更願書(願)

大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報
新差出局、又ハ新差出個數又ハ新題號又ハ
新住所 何々々
舊差出局、又ハ舊差出個數又ハ舊題號又ハ舊
住所 何々々
右及御願候(右承認相成度候)

年 月 日 住 所 何 々 某 謹
東京通信局長 殿

(第三號乙種形) 約束郵便申込變更願

大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報
新申込人 住 所 何 々 某
舊申込人 住 所 何 々 某
右約束郵便申込人變更致度候間承認相成度新舊申込
人進書ヲ以テ及御願候
追テ擔保ハ新申込人ニ於テ全部承認スルト共ニ本
日迄ノ未擔料金ハ新申込人ニ於テ引受け支拂可申

候也

年 月 日 新申込人 何 某 謹
舊申込人 何 某 謹
東京通信局長 殿

(第四號形) 約束郵便擔保組替請求書
大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報
還付ヲ受タヘキ擔保
一金壹百圓也 現金 大正元年十月一日納
又ハ
大日本帝國政府四分利公債證券額面壹百圓也

内 附 壹百圓券ハ號 第壹貳參參號
代用擔保 一特別五分利公債證券額面壹百圓 壹枚
五拾圓券甲三九一號、三九二號、貳枚
但大正九年十二月漢以降利札附屬
右約束郵便擔保組替相成度此段請求候也

年 月 日 住 所 何 々 某 謹
東京通信局長 殿

(第五號形) 約束郵便物郵送票

東京通信局長 殿

ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲
載ニ付テ其ノ申込ヲ求メタル者
八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ
又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル
者

菊御紋並禁裏御用等ノ文字濫用ヲ禁ス

(明治三十一年三月二十八日大政官布告)
一 禁裏御用取ハ 禁裏御料又ハ 禁裏御内林ト會符
指示杭御札等ニ書記シ候儀ハ有之間敷事ニ候處往々
見受候ニ付以來能度相改御用御料ト而已書記イタシ
候儀被仰出候事但御札ハ姓名相記シ又ハ官名役名等
記シ候儀不苦候事
一 攝殿又ハ附屬其他實物等工御紋ヲ畫キ候事共如何
ノ儀ニ候以來右之類 御紋ヲ私ニ附ケ候事能度可敷
止御旨 仰出候事
但御用ニ付是迄被免ノ分モ一應何出可申事
右之通被仰出候儀未々迄不洩可申事
明治三十四年六月十七日大政官布告

御肖像ニ關スル取締方

(明治三十一年十二月二十八日內務省告示)
御肖像ハ左ノ各項ニ準據シテ初モ心得違ノ次第無之様
厚ク注意ヲ加フヘシ石諭告ス

第一 天皇皇族ノ御肖像ハ其尊嚴御稱號ヲ記シタル
ト否トヲ問ハス御肖像トシテノ外寫出スヘカラス
第二 御肖像ハ總テ粗造ニ流レ不敬ニ涉ルヘカラス
第三 御肖像ハ不敬ニ涉ルヘキ場所ニ掲ケ又ハ陳列ス
ヘカラス
第四 御肖像ハ露店ニ於テ發賣頒布スヘカラス

弘曆者ノ外頒曆取扱ヲ禁ス

(明治三十一年四月二十三日大政官布告)
頒曆時之儀ハ至重ノ典章ニ候處近來種々之類歷世上
ニ流布候處無謂事ニ候自今弘曆者之外取扱候儀一切嚴
禁被仰出候事

本曆略本曆頒布及一枚摺曆略出版法

(明治三十五年四月十六日大政官布告)
本曆略本曆ハ明治十六年曆ヨリ伊勢神宮ニ於テ頒布
セシムヘシ
一枚摺曆略ハ明治十六年曆ヨリ何人ニ限ラズ出版條例
ニ準據シ出版スルコトヲ得但明治九年十月內務省甲第
三十九號布達ハ取消ス
右布達候儀(內務省訓令)

一枚摺曆出版ノ規定

(明治三十三年十月三十一日大政官令第二號)
(改正明治四十一年文部省令第二號)
明治十五年四月太政官第八號布達第二項ニ依リ出版ス

ル所ノ一枚摺曆ハ自今左ノ規定ニ依ルヘシ
一 一枚摺曆ハ左ニ列記スル事項ニ限リ記載スル
モノトス
一 年號及紀元ノ年數千支
一 毎月ノ一日
一 日食其時間
一 大祭日並神社例祭大號
一 日曜表甲子庚申表已巳表
一 二十四節氣及雜節
一 新月滿月
一 第二號乃至第七號ニ相當スル節氣日
以上ノ事項ハ東京帝國大學ニ於テ編纂スル所ノ曆ニ依
ルヘシ但前各號規定ノ外本曆略本曆ニ掲載セサル事項
ヲ記入スルハ此ノ限ニ在ラス

神社寺院ノ守札及神佛號記載ノ畫像出版ニ關スル達

(明治三十五年十月內務省令第五號達)
神社寺院ノ守札ト可認ノモノ及神佛號ヲ記載セル畫像
ハ其ノ神社寺院ノ外出版不相成儀ト可心得此旨相違儀
事但從前經濟ノ分ト雖モ本文ニ掲載シ不都合ト認ムル
場合ニ於テハ更ニ申出ツヘシ

大日本帝國憲法(抄)

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作
印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

未發表ノ著述ノ稿本ニ關スル民事訴訟法

第五百七十條 左ニ掲グル物ハ之ヲ獲得フルコトヲ得
ス
第十二 債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル發明ニ
關スル物及ヒ債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル著
述ノ稿本然レトモ債務者ノ承諾アルトキハ第三號乃至
第八號ニ掲グル物ヲ除ク外之ヲ獲得フルコトヲ
得

文部省圖書推薦規程

(昭和五年九月一日文部省令第二十二號)
第一條 社會教育ニ裨益アリト認メラルル圖書ニシテ
特ニ優良ナルモノハ本令ニヨリ之ヲ推薦ス
第二條 推薦ヲ受ケタル圖書ニハ文部省推薦ノ文字ヲ
記入スルコトヲ得之カ記入ヲナス場合ニハ推薦ヲ受
ケタル年月日ヲ明記スルコトヲ要ス
前項ノ記入ヲナシタル圖書ニ修正ヲ加ヘタルトキハ
其ノ發行者ハ通函ナク其ノ旨ヲ文部大臣ニ届出ツヘ
シ
第三條 推薦シタル圖書ニシテ修正其ノ他ノ事由ニヨ
リ必要アリト認ムルトキハ推薦ヲ取消スコトアルヘ
シ
第四條 推薦シタル圖書ノ名稱冊數定價發行ノ年月日
並著作者及發行者ノ住所氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公示
ス推薦ヲ取消シタルトキ亦同シ
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省圖書認定規程

(大正十五年一月九日文部省令第二號)
第一條 社會教育ニ裨益アリト認ムル圖書ハ本令ニ依
リ之ヲ認定ス
第二條 圖書ノ著作者又ハ發行者ニ於テ圖書ノ認定ヲ
受ケントスルトキハ其ノ圖書ニ部及手數料ヲ添ヘ別
紙様式ノ認定願書ヲ文部大臣ニ提出スヘシ
第三條 手數料ハ圖書一部ニ付其ノ圖書三部ノ定價ニ
等シキ金額トス出版ノ際文部大臣官房會計課ニ納付
スヘシ
(文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ手數料ヲ免除
スルコトアルヘシ然レドモ手數料ハ之ヲ課付セズ)
第四條 認定ヲ受ケタル圖書ヲハ文部省認定ノ文字ヲ
記入スルコトヲ得
第五條 認定ノ效力ハ認定ヲ受ケタル後修正ヲ加ヘタ
ル圖書ニ及ハサルモノトス但修正ニ付文部大臣ノ
認可ヲ得タルトキ此ノ限ニアラス
第六條 認定ヲ受ケタル圖書ニシテ修正ヲ要スルモノ
アリト認メタルトキハ期間ヲ定メ之ヲ修正セシメル
コトアルヘシ
第七條 認定ヲ受ケタル者本令ノ規定ニ違背シタルト
キ又ハ文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ當該圖書
ノ認定ヲ取消スコトヲ得
第八條 認定シタル圖書ノ名稱、冊數、定價、發行ノ
年月日並著作者及發行者ノ住所、氏名ハ官報ヲ以テ
之ヲ公示ス
(前條ノ規定ニ依リ認定ヲ取消シタルトキ亦同シ)
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正二年文部省令第二十二號通稱圖書認定規程ハ之ヲ

軍隊教育用圖書檢閱規則

(大正七年一月陸軍省令第二號)
第一條 軍隊教育ノ目的ヲ以テ陸軍官憲ニ於テ發行シ
タル圖書圖畫ノ檢閱物ハ陸軍官憲ノ檢閱ヲ受ケタル
モノニ限リ軍隊ニ使用セシム
第二條 本規則ニ依リ檢閱スヘキ圖書圖畫ノ名目ハ之
ヲ告示ス
第三條 第一條ノ圖書圖畫ヲ檢閱スル者ハ其ノ檢閱物
ノ檢閱ヲ陸軍官憲ニ出願スルコトヲ得
前項ノ檢閱ハ東京府下ニ在リテハ陸軍省、其ノ他ノ
地ニ在リテハ所在地附近ノ軍隊ニ於テ之ヲ行フ
第四條 檢閱物ニハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ
要ス
一 檢閱物ノ體裁ハ概シ陸軍官憲ニ於テ發行シタル

從前ノ規定ニヨリ認定シ又ハ認定ヲ申請シタル圖書ハ
本令ニ依リ之ヲ認定シ又ハ認定ヲ申請シタルモノト看
做ス

(別記) 様式 圖書認定願書

圖書ノ 名稱	著作者ノ發行者ノ發行ノ 住所氏名住所氏名	年月日	定價
冊數			

右ノ圖書御認定相成度檢閱書ニ部及手數料金……相
添此段及御願儀也

年 月 日

位 別

姓 氏 名

文部大臣 宛

モノト同一ナルコト
二 翻刻物ハ他ノ色別、幅尺、文字ノ大小字體、圖
畫、冊數、枚數、行數及每行ノ字數ハ陸軍官憲
ニ於テ發行ノモノト異ルヘカラス

附則

本令施行前ノ規定ニ依ル檢閱済ノ翻刻物ニ限リ本規則
第六條及第八條ノ規定ヲ適用セズ

教科用圖書檢定規則

(昭和二十年五月七日文部省令第二)
(昭和二十年五月十五日省令第三十五號改正)

第一條 教科用圖書ノ檢定ハ師範教育令中學校令高等
女學校令小學校令及教則ノ旨趣ニ合シ教科用ニ適ス
ルコトヲ認定スルモノトス本規則ニ於テ教科用圖書

使用圖書トシ小學校ニ關シテハ教師用圖書及兒童用
圖書トス
前項ノ教師用圖書トハ教授スヘキ事項教授上ノ注意
及適用ニ關スル事項等ヲ記載シタル圖書又ハ該圖書
ニ附屬シテ兒童ニ示スル目的トスル掛圖類ヲ云フ

冊、冊數、定價、目的トスル學校並學科ノ種類、發
行ノ年月日並該圖書ニ記載スル所ノ著譯者及發行
ノ住所姓名等ヲ廣告スヘシ

タルトキハ一週年以内ニ其價ヲ修正シテ該圖書ノ檢
定ヲ追願スヘシ此期限内ニ修正追願セザルトキハ該
圖書ハ檢定ヲ與ヘス
第十四條 檢定ヲ得タル圖書ハ每冊表紙又ハ扉ニ年月
日及文部省檢定何學校何學科用ノ文字ヲ記載スヘシ
但小學校教科用圖書ニ在リテハ仍兒童教師用ノ別ヲ
附記スヘシ

第二十三條 第十四條若クハ第十五條ノ規定ニ違背シ
タル者又ハ第二十二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケス若
クハ届出ヲ了セシテ圖書ノ供給ヲ止メタル者ノ發
行ニ係ル圖書ニ對シテハ檢定ヲ行ハサルコトアルヘ
シ

右ハ年月日附檢定額出候處年月日ノ御
目示ニ基キ令檢定額發行致候間御檢定額相成度該圖
書...都相成へ此段相願候也

教科書檢定ニ關スル願
届書式

Table with 6 columns: 圖書ノ名稱, 卷冊ノ記號, 著譯者ノ住所, 氏名, 發行ノ住所, 氏名, 發行ノ年月日, 目的トスル學校並學科ノ種類

右ノ圖書御檢定相成度該圖書...都及手数料金相添
此段相願候也
年 月 日 住 所 氏 名

修正檢定願
届書式

Table with 6 columns: 圖書ノ名稱, 卷冊ノ記號, 著譯者ノ住所, 氏名, 修正發行ノ年月日, 目的トスル學校並學科ノ種類

右ハ年月日檢定額ノ處修正發行致候間御檢定
相成度該圖書...都及手数料金...相添へ此段相願
候也
年 月 日 住 所 氏 名

現代哲學概論

文學博士
金子馬治著
四六判 四七三頁
總クロス裝美本
定價 金一圓八十錢
送料 十 四 錢

フッセル現象學其他を増補す!!

複雑多岐な現代哲學をば、理想主義と現實主義との兩方面から全的に觀察し、而も現代哲學の由來源を總的に明らかにしようとした試みが、増訂以前の本書である。理想主義哲學と現實主義哲學との總合は、本書が讀者諸君に向つて呼びかけた中心問題であつた。新らしい改訂版に於ても、其の目標とするところ又中心問題とするところは、全く舊版と變りがない。ただ舊版は大體十九世紀末までの哲學を叙述した其の以後の現在哲學にまでは及ばなかつた。然るに二十世紀初頭の哲學界には、明らかに十九世紀哲學とは異なる幾多の二十世紀新哲學が續出した。新カント派哲學の發達、フッセルを中心とする現象學派の普及、其他新實在論乃至新形而上學の發生、乃至唯物史觀の復活など、二十世紀初頭の思想界は、新世紀にふさはしい數多の新しい哲學や哲學的傾向やに満たされてゐる。即ち本書は、大體十九世紀までの哲學を叙述した舊版に、新たに二十世紀に發生した新しい二十世紀哲學の解説を加へ、因つて多種多様な現代哲學を全體として概括的に解釋しようとしたものである。世界の現代哲學を、其の淵源に遡つて全的に研究せんとする諸士に取つて、本書が多少の參考ともならば、著者の幸ひはこれに過ぎない。(著者序文)

増訂普及版

文學博士
金子馬治著

歐洲思想大觀
藝術の本質

版及番
四六判 四〇〇頁上製
定價 一圓八十錢
送料 十 四 錢

東京 東
堂京東

掲載廣告索引

<p>ア アルス (イロ精神分析大系) 七〇四 阿部商店 (國産七五型名宛印刷機) 九九九 青野文魁堂 (増鏡解釋其他) 九〇八</p> <p>イ 育成洞 (最近高等發行政府) 九九九 岩波書店 (西洋人名辭典) 前編一 (増訂) 理學其他 二二五 (増訂) 理學其他 二二五 (世界法の理論其他) 二三四 (天文學其他) 二二五</p> <p>ウ 上田泰文堂 (場玉靈香其他) 一七二 内田老鶴圃 (物理學通論其他) 一六六 (有機化學構造論上巻其他) 一六一</p> <p>オ 岡村書店 (法六法全書其他) 二六七 岡田日榮堂 (日本泥土畫諸名曲集) 七〇八</p>	<p>大倉書店 (日本改修官泉全六卷) 九九四 (大英和辭典全二冊) 九九〇 大倉廣文堂 (萬葉集全釋其他) 八九二 音楽世界社 (音楽年鑑昭和八年版其他) 七二五</p> <p>カ 家事及裁縫社 (裁縫科指導細案其他) 九九一 科知照社 (航海の話其他) 八八五 改造社 (新編) 九六六 海文堂 (昭和滿洲年鑑其他) 二二〇 開拓社 (標準英語單語集其他) 九二四 開隆堂 (標準英語單語の合理的覚え方) 八九三 神山易學會 (標準英語單語講義) 七二二 考へ方研究社 (算術及び方解き方其他) 一七四</p> <p>キ 希望閣 (レニニ選集) 八八六 共立社 (基督教社會經濟倫理其他) 一〇〇 共立社 (林學講座全四卷) 八九六 共立社 (有機化學其他) 八九五 京文社 (オルガン名曲全集) 八九四</p>	<p>京文社 (童謡唱歌名曲全集) 八九五 教育研究會 (神職便覽其他) 一四四 金星堂 (日本國民讀本其他) 九二一 金蘭社 (世界電話叢書其他) 九二二 銀行研究社 (金融叢書) 九二八</p> <p>ク 九段書房 (最新世界大地圖其他) 一〇九三 栗田書店 (關東經濟記事の基礎知識其他) 五三三</p> <p>ケ 啓文社 (最新代數學講義其他) 二七二 敬文堂 (宗教行政法要論其他) 三三〇 溪文社 (花まごころ其他) 九二四 警光社 (いけゆく想ひ其他) 一九一 研究社 (新英和大辭典) 六八四 同建社 (スクール英和辭典其他) 六八五 同建社 (萬葉集草木考其他) 二八八 賢文館 (國語音聲概論其他) 二四〇</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

掲載廣告索引

法律評論社 (法律年鑑其他) ……七〇二	雄山閣 (優生學講座) ……六九四
寶文館 (人生化學其他) ……七〇三	吉岡書店 (少年少女天文の巻其他) ……一〇九〇
北星堂 (A.L.J.の讀み方から其他) ……八七九	養賢堂 (植物學大要其他) ……一八三
同 (北星堂の英文原書) ……八八〇	龍吟社 (横井博士全集 全十卷其他) ……四九
同 (北星堂の英文原書) ……八八一	料理之友社 (料理之友) ……一〇九一
北隆館 (應用動物圖鑑其他) ……一九四	糧友會 (日本米食史其他) ……八八四
同 (日本昆蟲圖鑑其他) ……一九五	立命館出版部 (短歌文法七十講其他) ……一七八
マ	同 (俳句表現辭典其他) ……一七九
松邑三松堂 (天竺色昆虫七〇〇種其他) ……七〇六	林平書店 (言海其他) ……八八三
丸善株式會社 (電報帳の應用人とその運動經濟其他) ……九一六	ワ
明治書院 (十八史略新解其他) ……七一九	早稻田大學出版部 (最新建築構造學) ……七八
明治書院 (地理日本の節) ……七二六	
明文堂 (日本米價變動史其他) ……一八〇	
目黒書店 (道徳教育其他) ……一八〇	
モ	
森山書店 (工業會計研究其他) ……七〇一	
ユ	
有精堂 (物理・化學辭典) ……四九	
有誠堂 (日本農業革新論其他) ……一三九	
有斐閣 (評公法判例大系其他) ……一七一	
有朋堂 (新學文解釋法其他) ……一六三	
同 (新編國漢文要語辭典) ……一六二	

森口多里著 (拾七版)

近代美術十二講

四六判クロス装 口繪四十七葉 定價金三圓 送料十二錢

近代美術の入門書

- 第1講 ラファエルの運動
 - 第2講 新ラファエルの誕生
 - 第3講 印象派の運動と効果
 - 第4講 印象主義の原理と新印象派
 - 第5講 後期印象派と表現主義
 - 第6講 立體派と幾何學派
 - 第7講 ゴッホのイシズム
 - 第8講 未來派の運動と藝術
 - 第9講 新理想主義の繪畫
 - 第10講 コムボジショナリズム
 - 第11講 都會の藝術と野趣の藝術
 - 第12講 デザインの運動と意義
- 附 補 遺

● 東京堂版 ●

は告廣の誌雜聞新

! ~ 社信通明大

オックスフォード大學教授
神學博士 ジエームズ・レッグ先生英譯
貴族大院議 賓員 德富蘇峰先生推獎
東日大毎社

清水起正 編註
廣瀨又一

英和 支那古典全集 全五卷

本見容内 呈進

卷一第 論語 全一冊 十圓十料送

卷二第 孟子 全二冊 十五圓四十料送

卷三第 老中大子庸學 全二冊 二十圓四十料送

卷五・四第 莊子 全二冊 十五圓四十料送

世界三聖の隨一たる孔子七十年の生涯を貫く仁の主張と體驗とが實に人間生活の最高峰であり、その尊い文獻「論語」が人類道徳の最高展望であることは言を俟たない。此の永遠的生命を有つ原文を邦文により訓註して足れりませす、レッグ博士の曠世的大譯文を加へたる本書が現代人の要求に非ずして何ぞ。

性善の原理、愛他の人道、仁義の政道を四方に唱道して、脩身齊家治國平天下の大義を東洋民族の精華たらしめ、孔門々々に出藍の譽を擡にしたる王道萬能主義の開山孟軻の大文字を邦文により訓註して足れりませす、レッグ博士の曠世的大譯文を加へたる本書が現代人の要求に非ずして何ぞ。

道徳と政治の相對性的原理を説いて人倫の大本を闡明した大學、理想に偏せず俗に落ちずその中道を力説した中庸、無爲主義の革命的大旗を道徳界に押し立て、絶聖棄智廢學無憂を高調した氣宇雄大思想幽玄の老子を邦文により訓註して足れりませす、レッグ博士の曠世的大譯文を加へたる本書が現代人の要求に非ずして何ぞ。

宇宙の不可解、人生の謎を解くに奇想天外より落つる底の崑崙高話を以てし、曠世的大否定的人生觀から出發して超絶的的人生觀に到達したる經緯を髣髴見ることが如く説き去り説き來つて誰をも倫絶快絶措く能はざらしむる莊子一巻を邦文により訓註して足れりませす、レッグ博士の曠世的大譯文を加へたる本書が現代人の要求に非ずして何ぞ。

内容一斑 (英文省略)

老子第五十章
●出生入死。——出づれば生き入れば死す。
註1. 人間は無より有に出で、生き有より無に入つて死す。生は無と無の中間物。
●生之徒十有三、死之徒十有三。——生の徒十に三有り、死の徒十に三有り。註1. 人間生死の機を見るに天壽を全ふするもの十に三、天壽を損ふもの十に三。十有三をレッグ博士は十三の意には解せず。
●民之生動之死地亦十有三。夫何故。以其生生之厚。——民の生きんとして動すれば死地に之くもの亦十に三有り。夫れ何の故ぞ。其の生きることを生きるとするの厚きを以てなり。
註1. 延命長壽を圖るに日もこれ足らざるがためである。
●蓋聞、善攝生者、陸行不遇兕虎、入軍不被甲兵。兕無所投其角、虎無所措其爪、兵無所容其刃。夫何故。以其無死地焉。——蓋し聞く、善く生を攝むる者は陸に行き兕虎に遇はず、軍に入つて甲兵を被らず。兕も其の角を投ずる所無く、虎も其の爪を措く所無く、兵も其の刃を容るゝ所無し。夫れ何の故ぞ。其の死地無きを以てなり。註1. 十の九以外の者即ち十人に一人の得道の士。2. 野牛の類。3. 之害の二字を補つて解すべし。4. 之難の二字を補つて解すべし。甲兵は鎧武者の振りかざした大刀。5. 體道者の身邊には死地死相が無いためである。

東京市神田區錦町三丁目 振替番一三三子堂書店

◆如躍迎歡の生學國全◆

長校學女等高二第立縣形山
著生先策贏田岡

◎高檢・專檢入學・各種檢定受験の最良指針！
刊新最

著者岡田先生は多年師範學校・中學校・高等女學校等で地理科を擔當せらるゝ傍ら、中等學校生徒・各種檢定試験・高檢及び專檢等の入學受験者の爲に外國地理を如何にして容易に修得せしむべきかを常に研究されつゝありしが、漸く其の方法結論に達し、多くの學習者・受験者のため本書を公にせらる。

受験要領適確なる外國地理

受験者の一大福音！
◇學習の新軌道！

記憶確度の最高書！
三六列美裝紙數五七〇頁
定價金壹圓五拾錢

送料金十錢

速に一本を座右し◇學習に便し、煩勞を減じ、
而して受験の關門に自信ある備へを成されよ！

◆本書は多くの自習書・學習書・受験準備書の如きものとは斷然その撰を異にする。
◆受験者・學習者に過分の煩勞を減じ、短時間に高速度に、收獲多く明晰にして興味深く地理の知識を把握せしむ。
◆各受験學校の獨自性ある試験問題の出題傾向を適確に鑑收せしむ。
(尚標準地名一覽表を附す)

地番五一町砂眞區郷本市京東
番二〇二二六京東座口替振

行發堂書文

◆確適領要も最◆

一〇八八

早稻田大學
教授

中桐確太郎先生著

菊判上製
三百八十頁

定價二圓八十錢
送料十六錢

改訂版
論理學綱

本書は早稻田大學教授中桐確太郎先生が早稻田學園に於ける講述を基礎として特に教授用として公にしたものである。著者が曩に發表したものに更に改訂を加へて今回完全なる教授用並に教科書用として公にしたのである。從來論理學は専門的に流れ一般の人にとつては餘り研究されなかつたのみならず六づかしいものとして通つてゐたのである。然るに今般本書の普及により論理學の差程困難なものでないこと、及び興味のあるものである事がうなづかれる様になつたのである。斯學研究者は勿論一般學生及び社會人にとつて論理學の何物なるかを知るに最も好適の書である。百開は一見に如かず速に一本を備へて以つて其の眞價を知られよ！

(松坂屋に於けるカナ文字展覽會に本書を出品したるに永井柳太郎閣下本書を稱讚せられ一本を求められたものである。本著者はカナ文字會員にして、本書も亦カナ文字を以つて録したものである。)

野村 猛著

高等數學概説

菊判上製
三百五十頁

定價貳圓八拾錢
送料十四錢

野村 猛著

高等平面三角法

菊判上製
三百十四頁

定價參圓
送料十六錢

店書堂觀大 兌發
八四四ノ一町塚戶區橋湊市京東
番一七三二五京東座口替振

一〇八九

理學士原田三夫先生新著の科學讀本刊行さる！

少年少女 科學讀本 **天文の卷**

少年少女 科學讀本 **航空機の卷**

少年少女 科學讀本 **野外植物の卷**

現代の科學は次から次に新しい發明發見で進歩發達しております。この少年少女科學讀本は科學のこ
とをわかり易く面白く書くことで、斯界で有名な原田三夫先生が少年少女諸君のために書かれたもので
これから毎月一冊づゝ三十巻まで出すことになりました。この本をそろへておけば科學のこと理科のこ
とは何でもわかります。

菊版百餘頁
オブセツト着色圖
アート刷寫眞版十數枚
各册金八拾錢
送料拾錢

▽近い中に出版されるもの△
軍艦の卷・軍器の卷
地球の卷・電氣の卷
化學工業の卷・海の卷
物理化學の卷・山の卷
昆蟲の卷・野獸の卷
土木工業の卷・礦物の卷
自動車の卷・鳥の卷
其他次々に發行されます

發行所 東京大學赤門前 吉岡書店 東京東區 電話 八八九〇二番
東京市小石川 電話 五九二七番

一〇九〇

本邦唯一の料理雜誌

料理の友

二十餘年の歴史を有する料理報國の大殿堂

▲主婦は一家圓滿の糧に！

料理が美味しければ一家全體が幸福で、自然主人も外食しませんから五十錢の誌代は百倍になつて戻る。

▲お嬢さん方はお嫁入道具に！

學問があつても、美貌でも、お料理が下手では夫になる方が不幸です。本誌をよめば、どんな料理のコツでも判つて立派なお嫁入りの資格が出来る。

▲料理業者は商賣繁榮のために！

本誌をよめば時代の空氣に觸れるから、お客の吸引策の呼吸が判る。

▲料理人は座右の好伴侶として！

貴方が一生手放せない「料理の友」を利用していくらでも貴方の向上發展が出来る。

▲お醫者さんは病人料理の御参考に！

時代は正に一九三三年です。お粥と卵だけでは患者が満足しません。料理の友には新研究の病人料理が次々に發表される。

▲食通は趣味のために！

凡ゆる料理の紹介と研究が發表されるから貴方の御満足が得られる。

▲教師はその教材資料に！

時代に相應しい料理が堪へず發表されるから生きた教育が出来る。

月刊雜誌料理の友
一部 五十錢
送料 二錢
半年(送費共)三圓
一年(送費共)六圓

東京市小石川區 料理之友社 電話 二四三九八番
東京市東區 電話 二四七四番

一〇九一

著名の界斯

士博學法
著猛竹佐尾

補維新前後
に於ける
立憲思想

補國際法よ
り見たる
幕末外交物語

明治警察裁判史

明治文化史
としての
日本陪審史

四六判全二冊
定價四圓五十錢
送料二二
四六判上製
定價貳圓八十錢
送料一四
菊判上製
定價壹圓八拾錢
送料一二
菊判上製
定價壹圓八拾錢
送料一二

著者が多年の研究の結果に於て他の追
隨を許さざる名著である。
今日の文化は其淵源遠く幕末に
出づ、當時の複雑なる外交關係
は興味深々たり。
警察及裁判なる國家施設に對し
その沿革を明かにして其根本精
神を把握せしむ。
陪審は日本にも昔から行はれて
ゐた。直譯的解説のみ行はれて
現今頂門の一針なり。

一〇九二

工業政策要論

獨逸ビーンシュトツク著
日大教授 青木孝義譯

世界經濟入門

(最新刊)

現代日本の産業では工業が最重要性を帯びてある事は言
ふ迄もなく従つて工業の工業政策を律すべき工業政策論の言
良書は暑熱に渴を求めると以上を要望されて已まな
然るに我が國に斯學の良書極めて乏しく假令一二あると
するも最早古の先生の新著「工業政策要論」は正に渴望
を満してあり。最も現代に即した斯界の名著である。
世界經濟の親密なる結合關係は今や深刻なる經濟恐慌
下にあつて危機に直面してある。否世界資本主義は最
後の段階に到達したさきへ叫ばれて居る。この時機は
極めて有意義である。と信するものである。

◆菊判上製 ◆定價貳圓五拾錢
◆三百四十頁 ◆内地送料十四錢
◆四六判上製 ◆定價壹圓五拾錢
◆二百三十頁 ◆内地送料十錢

目丁二町崎三區田神市京東
番五〇六三五京東營振

堂光邦

錄目略圖地行發房書段九

最新 大日本縣別地圖 定價八・八〇切 送料三・六〇	最新 新滿洲國大地圖 定價六・八〇判 送料〇・四〇判	最新 新大東京 町名區別 交通便覽 定價一・三〇型 送料〇・四〇型	最新 大東京中央市街圖 定價一・一五 送料〇・二〇	最新 大東京區分地圖 定價一・八〇型 送料〇・四〇型	最新 新大東京全圖 定價六・四〇判 送料〇・四〇判	最新 軸製 定價二・五〇 送料三・〇〇	最新 世界大地圖 定價六・五〇判 送料〇・四〇判
------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	------------------------------	-----------------------------------

錄目略行發書圖社陽春

廣 しん平著 漫畫水兵 定價六・八〇判 送料〇・八〇判	昭和八年度版 東京府中等學校入學試驗問題及模範解答 (定價八十錢送料拾錢女子用七十錢送料八錢)	昭和八年度版 標準東都學校案内 男子用 定價七・七八〇 女子用 定價七・七八〇 送料七・七八〇	學習 受と 算術基礎問題集 定價六・四〇判 送料六・四〇判	學習 受と 算術ノ完成 定價六・六〇判 送料六・六〇判	自習 受と 圖式算術解法 定價六・二〇判 送料六・二〇判	田澤式 どもり矯正法 定價六・一五〇判 送料六・一五〇判
---------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------	---------------------------------------------	----------------------------------------------	-------------------------------------------

九段書房・陽春社
振替東京26667番 振替東京27116番
東京市神田區神保町三丁目
電話九段(33)1075番

一〇九三

文 理 書 院 出 版 目 録

倉田百三著

(改訂新版)

紙四六判 函入特製
數四四四頁

絶對的生活

定價 ¥ 280
送料 .18

人生の究極は生そのものを何等の内容によることがなしに、直接に端的に肯定して生きる生活、すなはち絶對的生活に達するまでは徹底したものでない。だからそのまゝに生の絶對に歸一しきつて、始めて生そのもの、活動があるもので別に宗教とか神佛とかいふやうな一切のカスが解消してしまつた、きれいな生活が絶對的生活だ。

そしてこのみがか本當の萬古不滅の宗教意識だ、此の生活は著者が難中の難といはれる強迫観念症を薬一服、用びず、純精神の力のみで美事に克服しそれと共に多年の肉體の病氣をも洗ひ去つて、生れ更つたやうになつた、精神的、肉體的、革命的結果として生じた新心境だ。此の本は著者が最近七年間書いた生活記録の全集結であつて、内容充實、精細、數千枚にわたる盛りあふれる程の堂々とした力作だ。眞摯に生に情むものに必らず大いに益する所があることを確信する。

倉田百三著・治らずに治つた私の體驗

定價壹圓卅錢
送料十三錢

藤本尙則著・巨人頭山滿翁

定價貳圓五拾錢
送料廿二錢

林儀一郎編著・あらゆる種類の願届書式大全

定價壹圓五拾錢
送料十二錢

石黒修著・エスペラントの手紙と文例

定價壹圓八拾錢
送料十四錢

振替東京一三九六番
電話田神一五〇番

發行所 東京神田區表神保町三
文 理 書 院

昭和八年五月廿二日印刷
昭和八年五月五日發行

東京堂出版年誌

定價金壹圓

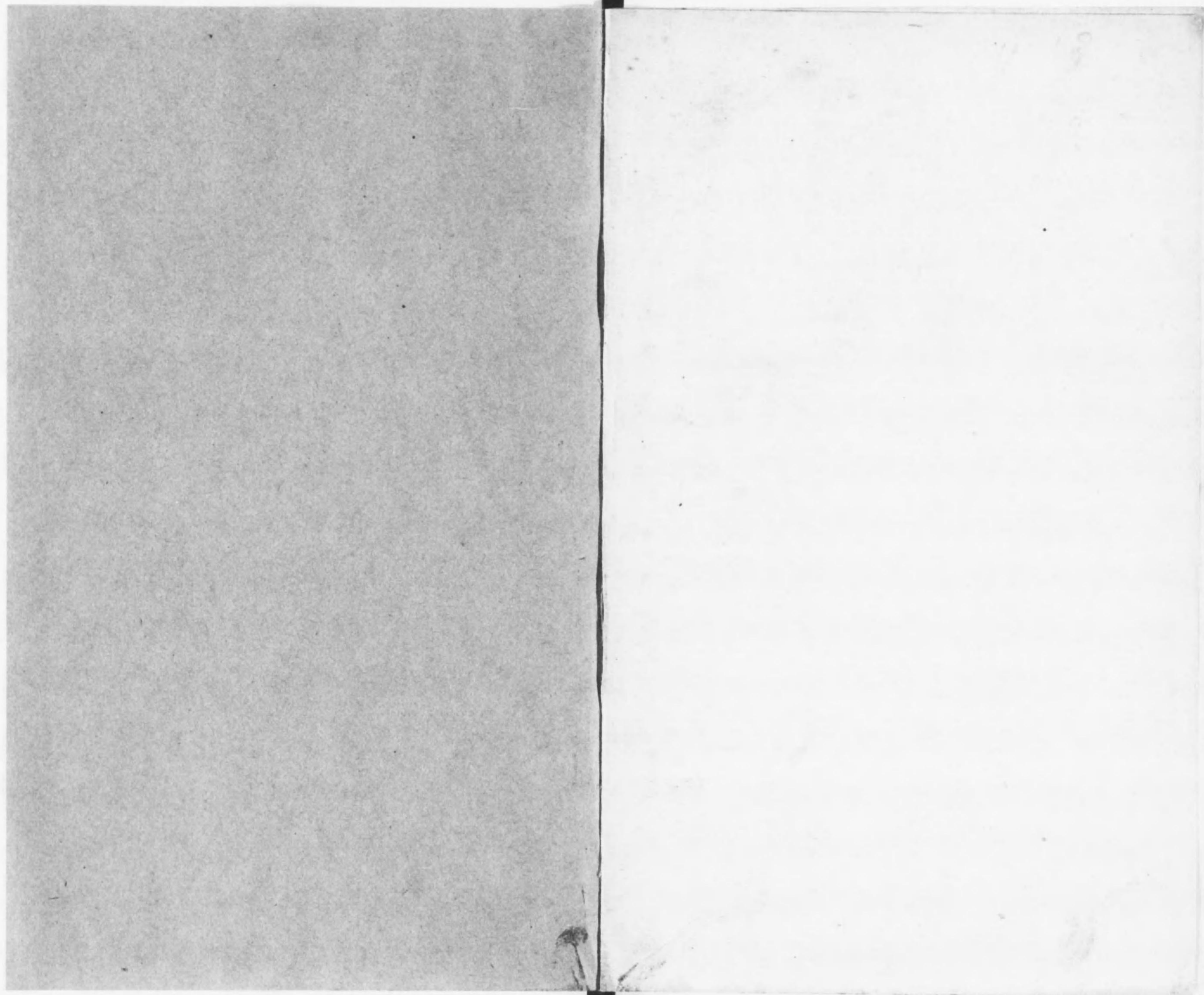
不許複製

編輯者 東京堂年鑑編輯部
發行者 大野孫平
印刷者 大橋光吉

發行所

東京市神田區錦町三丁目十八番地
株式會社 東京堂

振替 東京 二七〇番
電話 (25) 八八八五
神田 八八八六
小賣部 東京市神田區表神保町三
電話 神田 四二七・七七



R025.1
SH99

終

